

整備主任者(検査員) 研 修 資 料

法 令 研 修

令 和 7 年 度

【九州共通教材】

目 次

I 整備事業関係

1. 令和6年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について	1
2. 「不正改造車を排除する運動」の強化月間における 街頭検査等の実施結果について プレスリリース	6
3. 点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期等について	7
4. これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～	8
5. 道路運送車両法施行規則の一部改正について	12
6. 指定整備事業規則の一部改正について	15
7. 国土交通省が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の 技術利用に関する法律施行規則の一部改正について	15
8. 自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示について	18
9. 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正について	26
10. 点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、 保存又は交付に関する取扱いについて	54
11. タイヤ点検に関するお願いについて	61
12. OBD 検査システムへの申請を行う整備事業者様へ	72
13. 認証又は指定変更届出を行った整備事業者様へ （OBD 検査システムの登録情報変更もお忘れなく！！）	74
14. 改正法施行前の特定整備記録簿の修正方法について	76
15. スキャンツールの補助金について	78

II 指定整備事業関係

1. 指定自動車整備事業者の処分状況	79
2. 「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて	85
3. OBD 検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について	89
4. 電子車検証の同一性確認方法について	91

III 検査業務関係

1. 審査事務規程の第57次改正概要	92
・ 審査事務規程9-3（制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト））	
・ 審査事務規定9-8（前照灯の明るさ及び主光軸の向き（前照灯試験機））	
・ 自動車総合機構からのお知らせ （カットオフラインが確認できない自動車などのロービーム計測について）	
・ 自動車総合機構からのお知らせ （車検時にはヘッドライトテストを用いてロービームを計測します）	
2. 審査事務規程の第59次改正概要	107
・ 審査事務規程7-47 年少者用補助乗車装置等	

3. 審査事務規程の第61次改正概要	113
・審査事務規定7-105の2 車両後退通報装置	
・審査事務規定9-14 車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）	
4. 審査事務規程の第63次改正概要	118
・自動車機構からのお知らせ（新規検査等届出に係る取扱い等の変更について）	
・自動車機構からのお知らせ（並行輸入自動車にかかる届出様式変更について）	
・自動車機構からのお知らせ（用途等の変更をする使用過程車等の受検について）	
・審査事務規程4-25 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする 自動車のガス容器等再試験	
・様式16（ガス容器等再試験結果証明書）	
5. OBD 検査の概要	124

IV Q & A

1. 指定関係	131
2. 研修関係	138
3. 整備関係	138
4. 検査申請（窓口）手続き関係	141
5. 検査関係	142

V 参考資料

1. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表	146
2. 定期点検項目数・走行距離項目数一覧	147
3. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表	148
4. ディーゼル自動車の排出ガス測定について	149
5. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表	153
6. 保安基準適合証の交付の可否等について	155
7. 【整備工場コード】お知らせ	156
8. 重量税額照会システムのお知らせ	157
9. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて	159
10. 『電子制御装置整備』、『OBD 点検』、『OBD 検査』、『OBD 確認』、違いは？	161
11. 受検者の皆様へ（事故注意喚起）	162

I 整備事業関係

1. 令和6年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

I

この度、令和6年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備業の現状および経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施しています。

2. 調査時点

令和6年6月30日現在。整備売上高については、令和5年7月1日から令和6年6月30日までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和5年度」実績となります。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者(令和6年6月30日時点 92,384 事業場)の中から、2割を対象として調査を行いました。(有効回答率 40%)

令和6年度調査における総整備売上高は6兆2,561億円となり、前年度より3,489億円(5.9%)増と3年連続で増加しました。

なお、詳細は、4月に発刊予定の「令和6年度版 自動車整備白書」に掲載します。

(業態区分)

専業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%を超える事業場

兼業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）

ディーラー：自動車製造会社または国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場

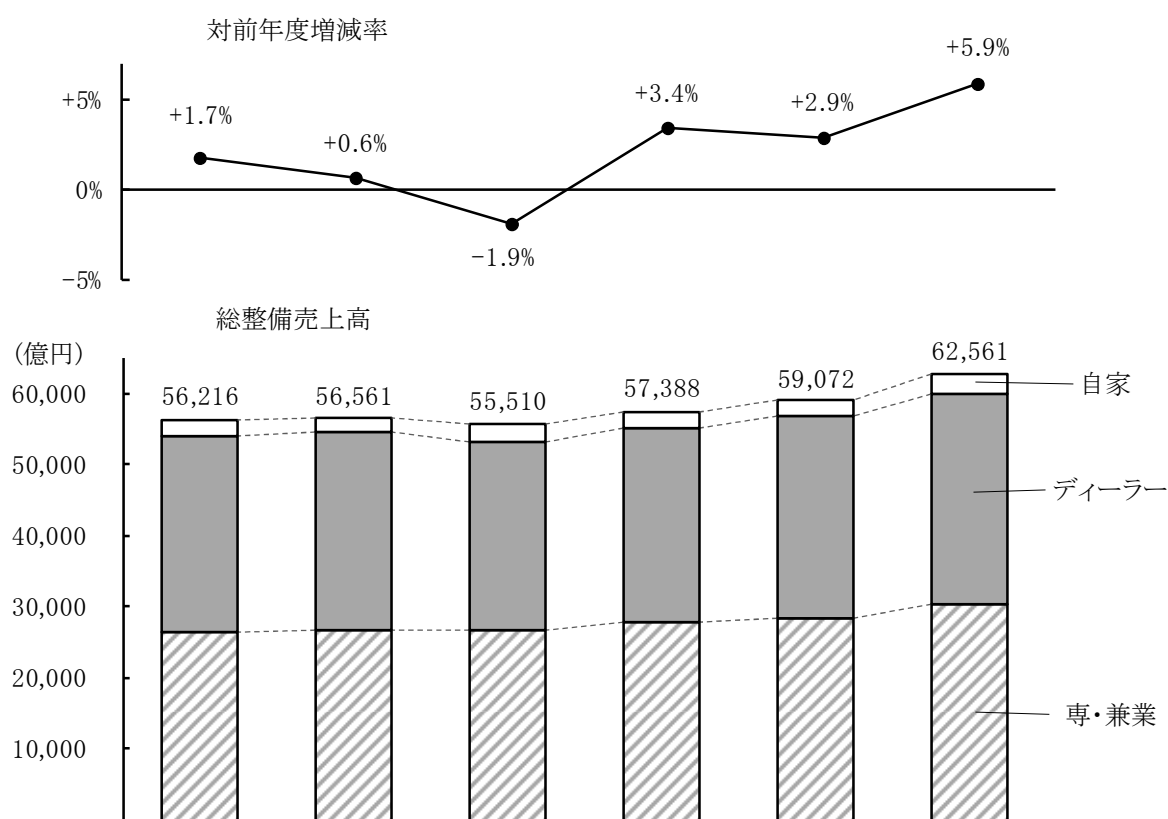
自家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

直近6年間の総整備売上高の推移をみると、令和3年度は減少しましたが、その後は3年連続で増加しています。増減率は、令和に入ってから最大の伸び率となりました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が1,767億円(6.2%)増、ディーラーが1,515億円(5.4%)増、自家が207億円(8.6%)増と、いずれも増加しました。

作業内容別では、「車検整備」が649億円(2.6%)増、「定期点検整備」が137億円(3.1%)増、「事故整備」が979億円(9.6%)増、「その他整備」が1,724億円(8.8%)増と、いずれも増加しました。



調査年度 業 態	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	R6-R5
専・兼業	26,274	26,650	26,757	27,677	28,432	30,199	+1,767
	+0.8%	+1.4%	+0.4%	+3.4%	+2.7%	+6.2%	
	19,444	19,854	20,144	21,146	21,531	22,483	+952
	+0.4%	+2.1%	+1.5%	+5.0%	+1.8%	+4.4%	
	6,830	6,796	6,613	6,531	6,901	7,716	+815
	+1.7%	-0.5%	-2.7%	-1.2%	+5.7%	+11.8%	
ディーラー	27,672	27,749	26,419	27,340	28,228	29,743	+1,515
	+2.8%	+0.3%	-4.8%	+3.5%	+3.2%	+5.4%	
自 家	2,270	2,162	2,334	2,371	2,412	2,619	+207
	-0.9%	-4.8%	+8.0%	+1.6%	+1.7%	+8.6%	
合 計	56,216	56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	+3,489
	+1.7%	+0.6%	-1.9%	+3.4%	+2.9%	+5.9%	

(注) 表の上段は売上高(億円)、下段は対前年度増減率である。

(作業内容別整備売上高・業態別)

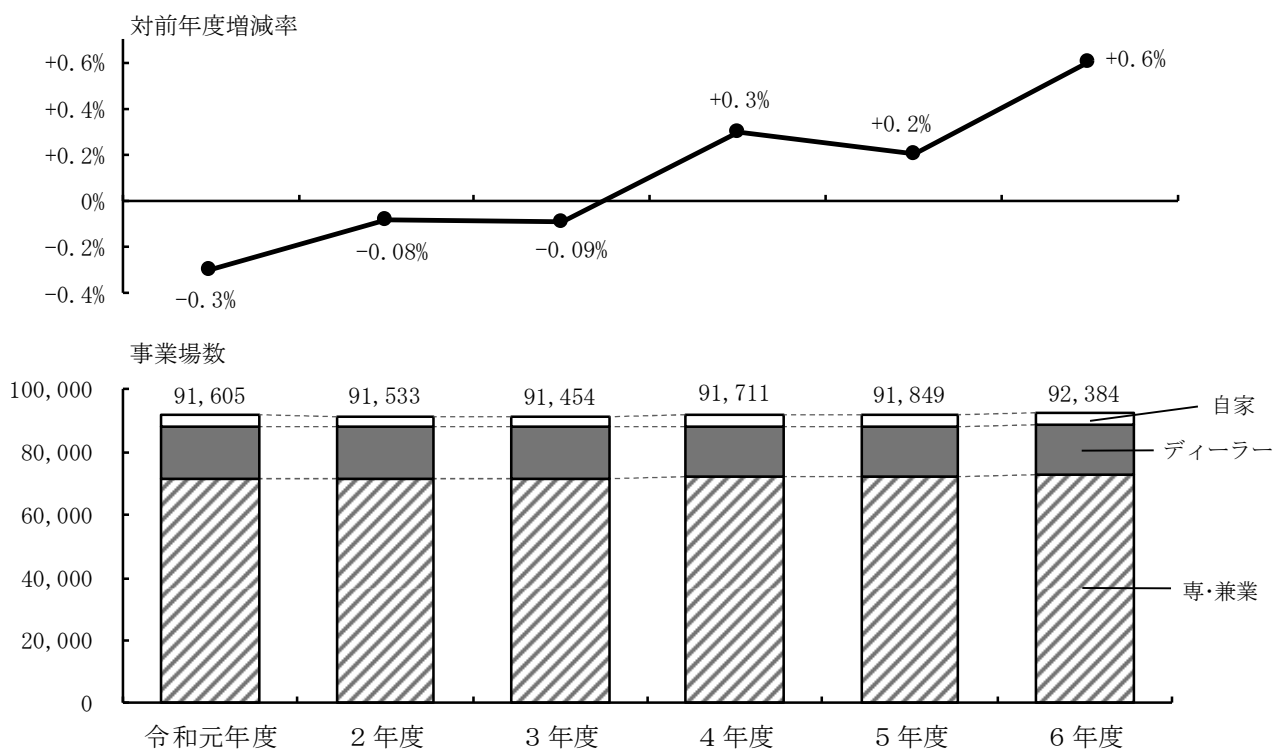
業 態		作業内容	車 検 整 備			定 期 点 検 整 備				事故 整備	その他 整備	合計
			2年	1年	小計	1年	6か月	3か月	小計			
専・兼業	専 業	売上高	9,754	4,624	14,378	681	166	414	1,261	5,118	9,442	30,199
		増減額	+771	+151	+922	+36	+2	-29	+9	+394	+442	+1,767
		増減率	+8.6%	+3.4%	+6.9%	+5.6%	+1.2%	-6.5%	+0.7%	+8.3%	+4.9%	+6.2%
	兼 業	売上高	6,722	3,822	10,544	450	112	360	922	4,092	6,925	22,483
		増減額	+306	+11	+317	-2	-17	-28	-47	+238	+444	+952
		増減率	+4.8%	+0.3%	+3.1%	-0.4%	-13.2%	-7.2%	-4.9%	+6.2%	+6.9%	+4.4%
	ディーラー	売上高	3,032	802	3,834	231	54	54	339	1,026	2,517	7,716
		増減額	+465	+140	+605	+38	+19	-1	+56	+156	-2	+815
		増減率	+18.1%	+21.1%	+18.7%	+19.7%	+54.3%	-1.8%	+19.8%	+17.9%	-0.1%	+11.8%
自家	合計	売上高	8,060	1,844	9,904	2,379	446	297	3,122	5,592	11,125	29,743
		増減額	-493	+207	-286	-49	-6	+99	+44	+511	+1,246	+1,515
		増減率	-5.8%	+12.6%	-2.8%	-2.0%	-1.3%	+50.0%	+1.4%	+10.1%	+12.6%	+5.4%
合計	合計	売上高	767	351	1,118	131	14	40	185	488	828	2,619
		増減額	18,581	6,819	25,400	3,191	626	751	4,568	11,198	21,395	62,561
		増減率	+269	+380	+649	+60	-24	+101	+137	+979	+1,724	+3,489
合計	合計	増減率	+1.5%	+5.9%	+2.6%	+1.9%	-3.7%	+15.5%	+3.1%	+9.6%	+8.8%	+5.9%

(単位：億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は92,384事業場で、前年度より535事業場(0.6%)増と3年連続で増加しました。

指定工場数は29,932事業場で、前年度より158事業場(0.5%)減少しました。



（３）整備関係従業員数

整備関係従業員数は 562,869 人で、前年度より 8,562 人(1.5%)増加しました。平成 30 年度から 7 年連続で増加しています。

（４）整備要員数および整備士数

整備要員数は 402,025 人で、前年度より 2,255 人(0.6%)増と 3 年連続で増加しました。事業場数の増加に伴い、平成 23 年度（402,221 人）に次ぐ人数に増加しています。

整備士数は 333,047 人で、前年度より 1,792 人(0.5%)増と 4 年ぶりに増加しました。整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 0.1 ポイント低下して 82.8%になりました。整備士保有率は、平成 20 年度の 87.2%をピークに漸減傾向にあります。

(参考) 内数として、女性の整備要員数は 19,335 人、女性の整備士数は 10,567 人、全整備要員数に占める女性の割合は 4.8%、全整備士数に占める女性の割合は 3.2%となっております。

（５）整備要員 1 人あたり年間整備売上高

整備要員 1 人あたり年間整備売上高（自家を除く）は 15,627 千円で、前年度より 5.2%増加しています。

業態別では専・兼業が 5.5%増えて 11,374 千円、ディーラーは 4.9%増えて 25,188 千円となりました。

（６）整備要員平均年齢

整備要員平均年齢（自家を除く）は 47.4 歳で、前年度より 0.2 歳上昇しました。

（７）整備要員平均年収

整備要員平均年収（自家を除く）は 4,257.9 千円、前年度より 85.1 千円（2.0%）増加しています。

業態別ではディーラー（5,094.3 千円）が最も高く、はじめて 500 万円を超えました。

自動車整備業の概要

調査年度 項 目		令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	対前年度 増減率
1. 総整備売上高 (億円)		56,216	56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	+ 5.9 %
	専・兼業 (比率、%)	26,274 (46.7)	26,650 (47.1)	26,757 (48.2)	27,677 (48.2)	28,432 (48.1)	30,199 (48.3)	+ 6.2 %
	専業 (比率、%)	19,444 (34.6)	19,854 (35.1)	20,144 (36.3)	21,146 (36.8)	21,531 (36.4)	22,483 (35.9)	+ 4.4 %
	兼業 (比率、%)	6,830 (12.1)	6,796 (12.0)	6,613 (11.9)	6,531 (11.4)	6,901 (11.7)	7,716 (12.3)	+ 11.8 %
	ディーラー (比率、%)	27,672 (49.2)	27,749 (49.1)	26,419 (47.6)	27,340 (47.6)	28,228 (47.8)	29,743 (47.5)	+ 5.4 %
	自 家 (比率、%)	2,270 (4.0)	2,162 (3.8)	2,334 (4.2)	2,371 (4.1)	2,412 (4.1)	2,619 (4.2)	+ 8.6 %
2. 企 業 数		72,845	72,523	72,214	72,370	72,176	72,481	+ 0.4 %
3. 事業場(認証工場)数		91,605	91,533	91,454	91,711	91,849	92,384	+ 0.6 %
	専・兼業	71,734	71,654	71,585	71,939	72,174	72,732	+ 0.8 %
	専 業	56,032	56,156	56,075	56,483	56,620	56,809	+ 0.3 %
	兼 業	15,702	15,498	15,510	15,456	15,554	15,923	+ 2.4 %
	ディーラー	16,349	16,315	16,305	16,269	16,173	16,165	- 0.05 %
	自 家	3,522	3,564	3,564	3,503	3,502	3,487	- 0.4 %
4. 指定工場数 ※認証工場数の内数		30,087	30,085	30,083	30,104	30,090	29,932	- 0.5 %
5. 整備関係従業員数 (人)		536,493	539,086	544,670	547,332	554,307	562,869	+ 1.5 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		399,135	399,218	398,952	399,619	399,770	402,025	+ 0.6 %
	うち整備士数 (人)	336,897	339,593	334,319	331,681	331,255	333,047	+ 0.5 %
	整備士保有率 (%)	84.4	85.1	83.8	83.0	82.9	82.8	- 0.1 ポイント
7. 1 事業場あたり整備要員数 (人)		4.36	4.36	4.36	4.36	4.35	4.35	± 0.00 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		81,789	81,850	82,078	82,175	82,451	82,569	+ 0.1 %
9. 技術料(工賃)の対前年度増減率(%)		+1.5	+2.0	+2.0	+2.5	+4.0	+5.1	+ 1.1 ポイント
10. 整備要員 1人あたり 年間整備 売上高 (千円)	専・兼業	9,963	10,115	10,190	10,514	10,779	11,374	+ 5.5 %
	専 業	9,647	9,817	10,007	10,428	10,634	11,091	+ 4.3 %
	兼 業	10,982	11,097	10,790	10,801	11,257	12,284	+ 9.1 %
	ディーラー	23,635	23,646	22,440	23,180	24,003	25,188	+ 4.9 %
	平 均(自家を除く)	14,166	14,284	13,981	14,433	14,857	15,627	+ 5.2 %
11. 整備要員 平均年齢 (歳)	専・兼業	49.9	50.2	50.8	51.2	51.7	51.9	+ 0.2 歳
	専 業	50.9	51.2	51.8	52.1	52.7	52.8	+ 0.1 歳
	兼 業	46.8	47.0	47.7	48.0	48.5	48.8	+ 0.3 歳
	ディーラー	35.5	35.7	36.4	36.8	37.0	37.3	+ 0.3 歳
	平 均(自家を除く)	45.5	45.7	46.4	46.7	47.2	47.4	+ 0.2 歳
12. 整備要員 平均年収 (千円) (給与、各種手当 および賞与)	専・兼業	3,621.6	3,652.6	3,674.2	3,702.5	3,848.8	3,885.9	+ 1.0 %
	専 業	3,571.0	3,603.8	3,623.8	3,646.1	3,783.2	3,815.0	+ 0.8 %
	兼 業	3,785.7	3,813.9	3,839.9	3,891.7	4,065.3	4,114.9	+ 1.2 %
	ディーラー	4,606.0	4,659.8	4,684.6	4,805.4	4,899.6	5,094.3	+ 4.0 %
	平 均(自家を除く)	3,924.3	3,963.0	3,987.0	4,043.8	4,172.8	4,257.9	+ 2.0 %

(注)各項目の数値は各年6月末現在。ただし、売上高は各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。

事業場数と指定工場数は国交省、保有車両数は自検協の集計により、その他は、各自動車整備振興会の会員事業場に対する2割の抽出調査から全体を推計している。なお、四捨五入による丸め誤差のため、構成比率の合計は必ずしも100%にならない。

News Release



国土交通省九州運輸局

令和7年7月10日

「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査の実施結果

～不正改造車、整備不良車合計8台に整備命令書を交付～

九州運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月）において、警察、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部、その他関係団体等の協力を得て、街頭検査を実施し、九州運輸局管内の各運輸支局構内での構内検査等も合わせ、計556台の車両について検査を行いました。

その結果、街頭検査での車両、警察から検査要請があった車両、構内検査での車両に不正改造箇所又は整備不良箇所があり、保安基準に不適合であったため整備命令書を交付する行政処分を行いました。

九州運輸局では、強化月間のみならず、関係機関と協力し、街頭検査を実施することとし、不正改造車の排除に努めるとともに自動車の使用者に対し指導等を行ってまいります。



【検査結果】

・ 街頭検査台数	358台
・ 警察要請検査台数	6台
・ 構内検査台数	192台
・ 検査台数合計	556台
・ 整備命令書交付台数	8台（うち二輪7台）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

- ・ 不正改造車排除運動に関すること

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：土田・糀本

TEL：092-472-2537

- ・ 街頭検査の実施に関すること

九州運輸局自動車技術安全部技術課 担当：前崎

TEL：092-472-2539



3. 点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期等について

国 自 整 第 5 9 号

令和 7 年 6 月 1 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課長
(公印省略)

点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期等について

令和 7 年 4 月より、繁忙期対策として自動車検査証（以下「車検証」という。）の有効期間が短くなることなく車検を受けられる期間が従来の 1 ヶ月前から 2 ヶ月前に延びましたが、点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期について、車検証の有効期間満了の年月に合わせることで、次回の定期点検を実施すべき時期が道路運送車両法に規定された時期を経過した年月としてしまうおそれがあります。

定期点検整備と車検は同時期に実施することが一般的であり、自動車整備業界全体の繁忙期の平準化のためには、定期点検整備についても、車検の有効期間満了日を待たずに実施することが望ましいところ、貴会傘下会員に対し、下記の事項について周知徹底を図るとともに、統一的な運用が行われるようご対応方お願いいたします。

記

1. 点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検を実施すべき時期については、道路運送車両法に基づく時期（定期点検整備を完了した日の 3 月後、6 月後または 12 月後）とすること。
2. 使用者等に対し、法令に基づく定期点検整備実施の必要性とともに、定期点検整備と車検をあわせて実施する際には、車検の有効期間満了日を待つことなく定期点検整備と車検を実施することで混雑緩和につながることの周知を行うこと。

4. これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、**認証工場の機器要件**を見直す

廃止

- ・タイヤの傾きを測定する機器(3つ)
→ 設置不要とする
(※現在は、アライメントテスタでの測定又は外注が一般的)
- ・小型・軽・二輪の整備に使用しない機器(3つ)
→ 普通(大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・エンジン、バッテリーの機能確認のための機器(3つ)
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- ・整備用スキャンツールの設置を必須とする
(新規認証等から適用)

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす**指定工場(大型)**の最低工員数を緩和 (**5人→4人**)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直しについては、引き続き、調査検討

3. 自動運転車の検査員要件の強化

自動運転車の検査を行う検査員を**1級自動車整備士**に限る

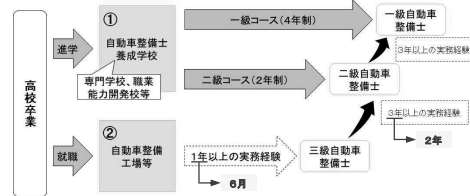
【今後のスケジュール】 公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6) 令和7年10月8日(7.) 令和11年4月1日(3.)

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するための**実務経験期間を短縮**(座学で補充)

2級自動車整備士	3年 → 2年
3級自動車整備士	1年 → 6月
特殊自動車整備士	2年 → 1年4カ月



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の点検整備記録簿の車両への備え付けに代えて、**携帯電話等への「電子的方法」による保存**でも可とする
(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)

⇒ **整備工場が電子的に発行可能に**

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」について、**オンライン方式**を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、**目視に代えて、スキャンツール等による確認**でも可とする範囲を拡大する

認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止			追加
タイヤの傾きを測定する機器* ① トインゲージ ② キャンバーキヤスタゲージ ③ ターニングラジアスゲージ 設置を不要とする ※ アライメントテスタによる測定又は外注が一般的	小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器 ④ ホイールブロー ⑤ グリースガン/シャシ・ルブリケーター ⑥ ベアリングレースブロー 普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き設置を不要とする	整備用スキャンツール等で代替可 ⑦ 比重計 ⑧ エンジンタコメータ ⑨ タイミングライト ⑦はバッテリーテスタ、⑧⑨は整備用スキャンツールがあれば設置を不要とする	電子整備に必要 ⑩ 整備用スキャンツール 認証の新規取得時等から義務付け

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和(5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

自動運転車の検査員要件の強化

背景

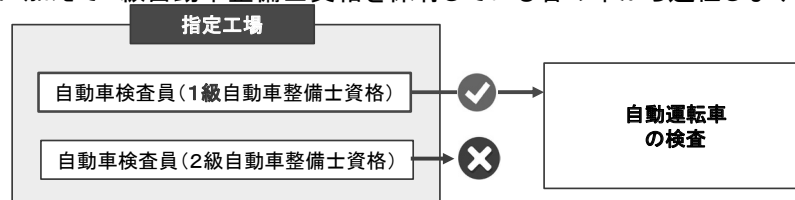
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 令和11年4月1日
その他: 施行日時時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

自動車整備士資格の実務経験年数の短縮



背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

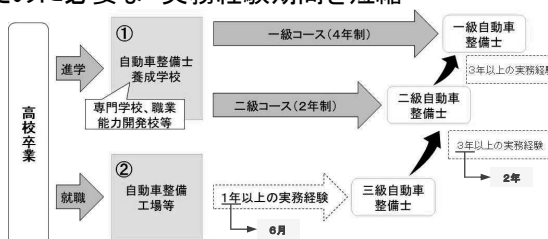
事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要（省令）

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年 → <u>2年</u>
3級自動車整備士	1年 → <u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年 → <u>1年4カ月</u>



今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
施 行：公布の日

「電子」点検整備記録簿の解禁



背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」（紙）を自動車に備えおかなければならない
- ディーラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠償保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要（省令）

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。（紙による保存も引き続き可）

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること
※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
施 行：公布の日

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要(通達)

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
(実技講習は、引き続き、対面で実施)



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ① ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

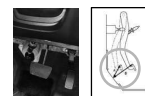
【定期点検】

- ② ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③ 倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④ 二次空気供給装置の機能
- ⑤ 排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間の確認

(従来)

ブレーキを踏み込んだときの床面とのすき間をノギス等で測定



ペダルと床のすき間

(今後)

・スキャンツール等による確認でも可



195秒/台 の作業時間削減(平均)

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 令和7年10月8日

5. 道路運送車両法施行規則の一部改正について

改正前										改正後													
別表第五（第五十七条関係）										別表第五（第五十七条関係）													
電子制御装置整備		分解整備						対象とする整備の種類		対象とする整備の種類		電子制御装置整備		分解整備						対象とする整備の種類		対象とする整備の種類	
		自動運行装置	補助運行装置	連結装置	緩衝装置	制動装置	操縦装置							走行装置	動力伝達装置	原動機	自動運行装置	補助運行装置	連結装置				
（道路運送車両法施行規則の一部改正） 第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。																							
（三級の受験資格） 第十九条 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。 一 自動車の整備作業（三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し六月以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者 二 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し三月以上の実務の経験を有するもの イハ（略） 三五（略） （自動車タイヤ整備士等の受験資格） 第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（口及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。 一 受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者 二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの 三 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの イハ（略） 四六（略）																							

[illegible]

[illegible]

6. 指定整備事業規則の一部改正について

7. 国土交通省が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術利用に関する法律施行規則の一部改正について

第三條 (指定自動車整備事業規則の一部改正)
 第三條 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四百十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(自動車検査員の要件) 第四條 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として一年以上（検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの（二、四（略）） 二 前項の規定によるほか、自動運行装置を備える自動車について法第九十四条の五第一項又は法第九十四条の五の二第一項の証明を行う自動車検査員にあつては、検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者でなければならない。 (自動車検査員の証明) 第七條 (略) 2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第二号、第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。		(自動車検査員の要件) 第四條 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として一年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの（新設） (二、四（略）) (自動車検査員の証明) 第七條 (略) 2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。	
別表第一（第三条及び第四条関係） (略) 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号） 第四十九條第一項及び第三項、第九十一條第一項及び第三項、第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四（第九十六條の十九において準用する場合を含む。） (略)		別表第一（第三条及び第四条関係） (略) 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号） 第九十一條第一項及び第三項、第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四（第九十六條の十九において準用する場合を含む。） (略)	

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)
 第四條 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
道路運送車両法	第四十九条第一項及び第二項、第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
港湾法	第五十六条の二の十第二項
道路運送車両法	第九十一条第二項
気象業務法	第三十二条の十第二項
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
道路運送車両法	第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
港湾法	第五十六条の二の十第二項
気象業務法	第三十二条の十第二項
（略）	（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中指定自動車整備事業規則第四条の改正規定（第一項第一号の改正規定を除く。）は、令和十一年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の期日に関し、道路運送車両法（以下「法」という。）の規定による認証を受けて自動車特定整備事業を営んでいる者及び法の規定により自動車特定整備事業の認証の申請をしている者に係る法第八十条第一項第一号の規定による基準については、第二条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則別表第五（点検計器及び点検装置の欄第十三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、この省令の施行後最初に事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の際現に自動車運行装置を備える自動車（以下この条において「自動運転車」という。）を対象とする法第九十四条の二第一項の指定自動車整備事業を行つている同項に規定する指定自動車整備事業者は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して四年を経過する日までの間は、第三条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第四条第二項に該当しない者を自動運転車について法第九十四条の五第二項又は法第九十四条の五の二第一項の証明を行う法第九十四条の四第一項の自動車検査員に選任することができる。

第四条 自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令の一部改正（令和四年国土交通省令第四十六号）の一部を次のように改める。

第二条のうち、自動整備士技能検定規則第十八条から第十九条の二までの改正規定を次のように改める。

改 正 後

（二級の受験資格）

第十八条 二級自動車整備士（総合）の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 三級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

改 正 前

（二級の受験資格）

第十八条 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

(自動車タイヤ整備士等の受験資格) 第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(自動車タイヤ整備士及び自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号(口及びハに係る部分に限る。))を除く。のいずれかに該当する者でなければならない。 一 (略) 二 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの イ 第十八条第一項第二号イ又はロに掲げる者 ロ 前条第二号ハに掲げる者 ハ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの 三 六 (略) 第四条のうち、指定自動車整備事業規則第四条の改正規定を次のように改める。	(自動車タイヤ整備士等の受験資格) 第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号(口及びハに係る部分に限る。))を除く。のいずれかに該当する者でなければならない。 一 (略) 二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの (新設) (新設) (新設) 三 六 (略)
改正後 (自動車検査員の要件) 第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 次のイ又はロに掲げる事業場の区分に応じ、当該イ又はロに定める者 イ ロ以外の事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二第二項第七号イ(若しくは(3)又はハに掲げる事業場の整備主任者(自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。))の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定のみに合格した者を除く。ロにおいて同じ。))として一年以上(検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの ロ 対象とする自動車(二輪の小型自動車のみである事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二第二項第七号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者として一年以上(検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)又は一級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者)にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの 二 四 (略)	改正前 (自動車検査員の要件) 第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二第二項第七号の整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。))の規定による二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。))として一年以上(検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者)にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの 二 四 (略)

附則第八条の表第五十七号第七号イ(3)及び(4)の項、第五十七号第七号ハ(2)の項、第六十二条の二第二項第七号イ(3)及び(4)の項及び第六十二条の二第二項第七号ハ(2)の項中「若しくは検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者」を、「検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による自動車車体整備士の技能検定に合格した者(電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者に限る。)」に改める。

8. 自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示について

○国土交通省告示第五百十五号
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月八日

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

国土交通大臣 中野 洋昌

改正後				改正前			
2 日常点検の実施の方法 (略) 日常点検の実施方法				2 日常点検の実施の方法 (略) 日常点検の実施方法			
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	点検の実施の方法 (略)	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	点検の実施の方法 (略)	○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。
			○ プレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサーが装着されている自動車にあっては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検することができます。				
			(略)				(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

車 の 周 り か ら の 点 検	(略)	(略)
	タイヤ	(略)
	□取付けの状態	○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不備はないか。 ○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあっては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。
	(略)	(略)
	(略)	(略)

註1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

車 の 周 り か ら の 点 検	(略)	(略)
	タイヤ	(略)
	□取付けの状態	○ ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不備はないか。 ○ ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあっては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルト一体で覆うインジケータにあっては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならぬことに注意してください。
	(略)	(略)
	(略)	(略)

註1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)				点検の実施方法
		白 家用乗用 など	白 家用貨物 など	大型 特殊	事業用 など	
(略)	(略)	(略)				(略)
制動装置 ブレーキ	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月	(遊びの点検) ○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブレーキ内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (踏み込んだ時の床板とのすき間の点検) ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。 ○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサーが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができ
	(略)	(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)				点検の実施方法
		白 家用乗用 など	白 家用貨物 など	大型 特殊	事業用 など	
(略)	(略)	(略)				(略)
制動装置 ブレーキ	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月	○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブレーキ内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。
	(略)	(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)

(略)	(略)			(略)
	機能	12月	12月	12月
倍力装置 プレーキ・ブースタ	＜真空又は空気倍力式＞ ○ エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを開始し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○ エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。			

(略)	(略)			(略)
	機能	12月	12月	12月
倍力装置 プレーキ・ブースタ	＜真空又は空気倍力式＞ ○ エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを開始し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○ エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 ・ 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。			

(略)	(略)	(略)				(略)
一 酸 化 炭 素 等 発 散 防 止 装 置	(略)	(略)				(略)
	二次空 気供給 装置の 機能	2 年	12月	12月	12月	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) ○ J－OBD II又はWLTP－OBDが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。
	排気ガ ス再循 環装置 の機能	2 年	12月	12月	12月	○ エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) ○ J－OBD II又はWLTP－OBDが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。

(略)	(略)	(略)				(略)
		1 年	6 月	6 月	3 月	
高圧ガスを 燃料とする 燃料装置等	導管、 継手部のガス 漏れ及び損傷	2 年	12 月	12 月	12 月	(略)
		ガス容 器取付 部の緩 み及び 損傷				
(略)	(略)	(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法
		自家用 乗用な ど	自家用 貨物な ど	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ばい煙、悪臭のあるガス、	一酸化炭素等発散防止装置の機能	2 年	1 年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

(略)	(略)	(略)				(略)
		1 年	6 月	3 月		
高圧ガスを 燃料とする 燃料装置等	導管、 継手部のガス 漏れ及び損傷	2 年	12 月	12 月		(略)
		ガス容 器取付 部の緩 み及び 損傷				
(略)	(略)	(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法
		自家用 乗用な ど	自家用 貨物な ど	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ばい煙、悪臭のあるガス、	一酸化炭素等発散防止装置の機能	2 年	1 年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

有 害 な ガ ス 等 の 発 散 防 止 装 置	○ J-OBDDIIが装着されている自動車にあつては、「四輪自動車など」の表中「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができま			(略)
	(略)	(略)	(略)	
有 害 な ガ ス 等 の 発 散 防 止 装 置	○ J-OBDDIIが装着されている自動車にあつては、「四輪自動車など」の表中「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができま			(略)
	(略)	(略)	(略)	

附 則
この告示は、令和七年十月八日から施行する。

9. 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第77号の2

令和7年7月8日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長
一般社団法人日本自動車工業会 会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本建設機械工業会 会長
一般社団法人日本産業車両協会 会長
一般社団法人日本農業機械工業会 会長
日本自動車輸入組合 理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長
BSサミット事業協同組合 会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長
全国自動車大学校・整備専門学校協会 会長
全国自動車短期大学協会 会長
全国自動車教育研究会 会長
全国オートバイ協同組合連合会 会長

殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局長

（ 公 印 省 略 ）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」
(令和2年4月1日付け、国自整第353号)の一部改正について（新旧対照表）

(下線部が改正箇所)

新	旧
国自整第353号 令和2年4月1日 <u>国自整第77号</u> 最終改正 令和7年7月8日	国自整第353号 令和2年4月1日
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿	各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿
物流・自動車局長	物流・自動車局長
自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
本文（略）	本文（略）
別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領	別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領
目次 第1節～第6節（略）	目次 第1節から第6節（略）
第1節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。	第1節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。
(1)～(9)（略）	(1)～(9)（略）

(10)「大型車」とは、車両総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車をいう。	(新設)
(11)「省力化機器」とは、以下に掲げるア～ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。	(新設)
ア 電動クレーン（動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができもの。）又はトランスミッション・ジャッキ（プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。）	
イ ホイールドリー（タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。）	
ウ 増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ（機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。）	
(12)「訪問特定整備」とは、実施規程第 2 条第 1 号に規定する訪問特定整備をいう。	(10)「訪問特定整備」とは、実施規程第 2 条第 1 号に規定する訪問特定整備をいう。
(13)「限定訪問特定整備」とは、実施規程第 2 条第 2 号に規定する限定訪問特定整備をいう。	(11)「限定訪問特定整備」とは、実施規程第 2 条第 2 号に規定する限定訪問特定整備をいう。
(14)「訪問特定整備等」とは、実施規程第 3 条第 1 項に規定する訪問特定整備等をいう。	(12)「訪問特定整備等」とは、実施規程第 3 条第 1 項に規定する訪問特定整備等をいう。
(15)「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第 3 条第 3 項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。	(13)「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第 3 条第 3 項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。
(16)「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による自動車整備士をいう。	(14)「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による自動車整備士をいう。
(17)「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第 5 条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。	(15)「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第 5 条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。
(18)「訪問特定整備士」とは、実施規程第 4 条第 1 項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第 3 条第 1 項の届	(16)「訪問特定整備士」とは、実施規程第 4 条第 1 項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第 3 条第 1 項の届

出に係る事業場の従業員をいう。 (19) 「<u>準訪問特定整備士</u>」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (20) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (21) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第4条第4項に規定する訪問特定整備士等をいう。 (22) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。	出に係る事業場の従業員をいう。 (17) 「<u>準訪問特定整備士</u>」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (18) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (19) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第7条第4号に規定する訪問特定整備士等をいう。 (20) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。
第2節～第6節（略）	第2節～第6節（略）
附則 1. ～7. （略）	附則 1. ～7. （略）
附則 （令和5年3月27日 国自整第266号） 1. ～3. （略）	附則 （令和5年3月27日 国自整第266号） 1. ～3. （略）
附則 （令和7年3月31日 国自整第232号） 本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。	附則 （令和7年3月31日 国自整第232号） 本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。
附則 （令和7年7月8日 国自整第77号） 1. 本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。 2. 自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和	（新設）

7年国土交通省令第82号) 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、別添6 第2 3 (1)キに規定する施行規則別表第五に掲げる作業機械等において、整備用スキヤンツールを除く。 別添1 目次 (略) 第1 目的 (略) 第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い 1～5 (略) 6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い 電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。 また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができ。 (1) 9(2)に掲げる規模の作業場を有すること。 (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。 7～9 (略) 別添2～別添3の3 (略) 別添4 整備主任者研修実施要領 目次 (略) 第1 目的 (略) 第2 研修の区分 研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。	7年国土交通省令第82号) 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、別添6 第2 3 (1)キに規定する施行規則別表第五に掲げる作業機械等において、整備用スキヤンツールを除く。 別添1 目次 (略) 第1 目的 (略) 第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い 1～5 (略) 6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い 電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。 また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができ。 (1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。 (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。 7～9 (略) 別添2～別添3の3 (略) 別添4 整備主任者研修実施要領 目次 (略) 第1 目的 (略) 第2 研修の区分 研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。
---	---

1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。 (6)～(8) (略) (9) オンラインによる研修の実施 研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等」をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第 70 号)に定める事項について留意すること。 2 技術研修 (1)～(8) (略) (9) オンラインによる研修の実施 実習以外の研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等」をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、国自整第 70 号)に定める事項について留意すること。 別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。 7～9 (略)	1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 (6)～(8) (略) (新設) 2 技術研修 (1)～(8) (略) (新設) 別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 7～9 (略)
--	--

10 <u>オンラインによる研修の実施</u> <u>研修は、オンラインにより実施すること</u>もできる。なお、<u>オンラインにより研修を実施する場合</u>にあつては「<u>道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について</u>」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。 別添6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領 目次（略） 第1（略） 第2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い 1～2（略） 3 訪問特定整備の作業場所 実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。 (1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合に<u>おいて、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合にあってはこの限りでない。</u> ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ～キ（略） (2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備	(新設) 別添6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領 目次（略） 第1（略） 第2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い 1～2（略） 3 訪問特定整備の作業場所 実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。 (1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合に<u>おいて、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合にあってはこの限りでない。</u> ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ～キ（略） (2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備
--	--

<u>備を行う場合</u>にあつてはこの限りでない。 ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ〜ク (略) 4〜5 (略) 6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。 (1)〜(2) (略) (3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあつては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあつては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士に選任されている者を除く。）であつて、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。 第3 (略) 第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等 法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しなけ	ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ〜ク (略) 4〜5 (略) 6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。 (1)〜(2) (略) (3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあつては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあつては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。）であつて、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。 第3 (略) 第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等 法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しなけ
--	---

ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等 (1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。	ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等 (1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。
イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤン整備士の技能検定を除く。③イにおいて同じ。）に合格した者を待機させること。 ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。 (2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、	イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤン整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること。 ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。 (2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、

実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ～ウ （略） (3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ～ウ （略） (4)～(6) （略） 2～14 （略） 別紙1 （略）	実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ～ウ （略） (3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ～ウ （略） (4)～(6) （略） 2～14 （略） 別紙1 （略）
--	--

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場						
種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考	
A	<u>1</u>	工員数	10人以上	4人以上 ただし、 対象自動 車の種類 に車両総 重量8ト ン以上、 最大積載 量5トン 以上又は 乗車定員 30人以上 の車両を 含む場合 には、5 人以上		
	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)		

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場						
種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考	
A	<u>1</u> <u>2</u> <u>1</u>	工員数 (対 象自動車 の種類に大型 車を含むな い場合)	10人以上	4人以上		
	<u>1</u> <u>2</u>	工員数 (対 象自動車 の種類に大型 車を含む場 合)	10人以上	5人以上 ただし、 各省力化 機器すべ てを保有 し、合理 的な管理 体制が適 切に確保		

[illegible]

H	1	電動クレーン又はトラ ンスミッシ ョン・ジャ ッキ	二	◇		(新 設)	(新設)	(新設)	
	2	ホイールド ーリー	二	◇		(新 設)	(新設)	(新設)	
	3	増力装置付 きシグナル 式トルクレ ンチ又はト ルク設定型 インパクト レンチ	二	◇		(新 設)	(新設)	(新設)	
(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とす る。 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を 保有していなければならないことを示す。 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。 (新設)					(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とす る。 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を 保有していなければならないことを示す。 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。 (新設)				
別紙 2 の 2 ～別紙 3 (略)					別紙 2 の 2 ～別紙 3 (略)				

別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準				
1 工員数、設備の有無等の基準				
番号	項 目	審 査 の 基 準	備 考	考
1-1	工員数	4 人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量 8 トン以上、最大積重量 5 トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、5 人以上		
(新設)	(新設)	(新設)		

別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準				
1 工員数、設備の有無等の基準				
番号	項 目	審 査 の 基 準	備 考	考
1-1-1	工員数 (対象自動車の種類に大型車を含まない場合)	4 人以上		
1-1-2	工員数 (対象自動車の種類に大型車を含む場合)	5 人以上 ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであつて、次に掲げる①又は②を満たす場合には、4 人以上 ①工員の処遇が		

2～4 (略) 別紙3の3～別紙3の8 (略) 別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等 1 (略) 2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第2項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。	2～4 (略) 別紙3の3～別紙3の8 (略) 別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等 1 (略) 2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第1項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。
--	--

別紙5
様式1

様式1

訪問特定整備等の（変更）届出
（訪問特定整備等リスト）

令和 年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。

(注)が当しな項目は記載を省略することが可能です。（全ての項目に必須）

(注)の密に並びて、記載特を説明・記入または欄外に記入することが可能です。（全ての項目に必須）

※ 1	※ 2
訪問特定整備の届出	限定訪問特定整備の届出

(注) 訪問特定整備の外を伴う事業場は※1欄、限定訪問特定整備の外を伴う事業場は※2欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を伴う事業場は※1欄及び※2欄にそれぞれ「口」を記入するものとする。

1 訪問特定整備等を行うおとする自動車特定整備事業者等の情報

(フリガナ)

訪問特定整備等を行うおとする
自動車特定整備事業者（又は
訪問特定整備等事業者）の
氏名又は名称

当該事業者の住所

当該事業者の電話番号

当該事業者の電子メールアドレス

当該事業者が自ら管理する
ウェブサイトのアドレス

2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

(フリガナ)

事業場の名称

当該事業場の所在地

当該事業場の電話番号

当該事業場の電子メールアドレス

当該事業場の認証番号

別紙5
様式

様式1

訪問特定整備等の（変更）届出
（訪問特定整備等リスト）

令和 年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。

(注)が当しな項目は記載を省略することが可能です。（全ての項目に必須）

(注)の密に並びて、記載特を説明・記入または欄外に記入することが可能です。（全ての項目に必須）

※ 1	※ 2
訪問特定整備の届出	限定訪問特定整備の届出

(注) 訪問特定整備の外を伴う事業場は※1欄、限定訪問特定整備の外を伴う事業場は※2欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を伴う事業場は※1欄及び※2欄にそれぞれ「口」を記入するものとする。

1 訪問特定整備等を行うおとする自動車特定整備事業者等の情報

(フリガナ)

訪問特定整備等を行うおとする
自動車特定整備事業者（又は
訪問特定整備等事業者）の
氏名又は名称

当該事業者の住所

当該事業者の電話番号

当該事業者の電子メールアドレス

当該事業者が自ら管理する
ウェブサイトのアドレス

2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

(フリガナ)

事業場の名称

当該事業場の所在地

当該事業場の電話番号

当該事業場の電子メールアドレス

当該事業場の認証番号

3-① 訪問特定整備等管理者の情報									
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張現在の実務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等 修習を受けた日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
3-② 訪問特定整備士の情報									
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張現在の実務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等 修習を受けた日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。 4 訪問特定整備等の開始日又は変更後初めての訪問特定整備等の開始日									
開始年月日	令和	年	月	日					

3-① 訪問特定整備等管理者の情報									
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張現在の実務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等 修習を受けた日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
3-② 訪問特定整備士の情報									
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張現在の実務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等 修習を受けた日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
	年 月 日	① ② ③		年 月 日					
※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。 4 訪問特定整備等の開始日又は変更後初めての訪問特定整備等の開始日									
開始年月日	令和	年	月	日					

様式 2

3-③-1 準訪問特定整備士の情報					様式 2
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能特定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に 関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能特定の種 類 ②合格証書番号 ③合格年月日
	年 月 日		① ② ③

様式 2

3-③-1 準訪問特定整備士の情報					様式 2
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能特定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に 関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能特定の種 類 ②合格証書番号 ③合格年月日
	年 月 日		① ② ③

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報				
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日

(新設)

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報				
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日

※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。

別紙 3－1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) ※おおよそ1時間以内のこと	
(注)訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。	
5-②-1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	
(注)訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。	

別紙 3－1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) (新設)	
(新設)	
5-②-1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	
(新設)	

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間												
訪問特定整備の作業を行う期間				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日								
(新設)												
5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類												
対象自動車の整備及び装置の種類												
対象自動車の種類		全て		分解整備					電子制御装置整備※			
		全て		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)												
普通自動車(中型)												
普通自動車(小型)												
普通自動車(乗用)												
大型特殊自動車												
小型四輪自動車												
小型三輪自動車												
小型二輪自動車												
軽自動車												
(注)口枠内の該当するものに○を記載すること。												

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間												
訪問特定整備の作業を行う期間				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日								
(注)3日(案件を過ぎる離島は5日)を越えない期間												
5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類												
対象自動車の整備及び装置の種類												
対象自動車の種類		全て		分解整備					電子制御装置整備※			
		全て		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)												
普通自動車(中型)												
普通自動車(小型)												
普通自動車(乗用)												
大型特殊自動車												
小型四輪自動車												
小型三輪自動車												
小型二輪自動車												
軽自動車												
(注)口枠内の該当するものに○を記載すること。												

様式 3 - 2 - 1

訪問特定整備を行う場所の情報								様式 3 - 2 - 1			
訪問特定整備を行う場所の住所		訪問特定整備を行う場所の住所		訪問特定整備を行う場所の住所		訪問特定整備を行う場所の住所		訪問特定整備を行う場所の住所		訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) ※おおよそ1時間以内のこと											
(注) 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。											
5-③-1 屋内作業場等											
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況						
車両整備作業場	m	m	m ²	m	m						
部品整備作業場			m ²	m	m						
点検作業場	m	m	m ²	m	m						
車両置場	m	m	m ²								
(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類全てに必要 な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。											
5-③-2 電子制御装置点検整備作業場											
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況						
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²	m	m						
車両置場	m	m	m ²								
(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類全てに必要 な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。											

様式 3 - 2 - 1

訪問特定整備を行う場所の情報								様式 3 - 2 - 1			
訪問特定整備を行う場所の住所		訪問特定整備を行う場所の住所		訪問特定整備を行う場所の住所		訪問特定整備を行う場所の住所		訪問特定整備を行う場所の住所		訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) (新設)											
(新設)											
5-③-1 屋内作業場等											
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況						
車両整備作業場	m	m	m ²	m	m						
部品整備作業場			m ²	m	m						
点検作業場	m	m	m ²	m	m						
車両置場	m	m	m ²								
(新設)											
5-③-2 電子制御装置点検整備作業場											
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況						
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²	m	m						
車両置場	m	m	m ²								
(新設)											

5-③-3 作業機械等				
	名 称	型式・能力 等	数 量	設置又は 持参
作業機械	(略)			
	作業計器			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスト			
	比重計			
	コンプレッション ・ゲージ	〈ガソリン用〉 〈ディーゼル用〉		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスト			
	タイミンガ・ライト			
	シツクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トーイン・ゲージ			
	キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	ターニンガ・ラジマス・ゲージ			
	ダイヤ・ゲージ			
	検査装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
工具	整備用スキャンツール			
	(略)			
備考				
(新設)				

5-③-3 作業機械等				
	名 称	型式・能力 等	数 量	設置又は 持参
作業機械	(略)			
	作業計器			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスト			
	比重計又はバッテリー・テスト			
	コンプレッション ・ゲージ	〈ガソリン用〉 〈ディーゼル用〉		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスト又は 整備用スキャンツール			
	タイミンガ・ライト又は 整備用スキャンツール			
	シツクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	〈削除〉			
	〈削除〉			
	〈削除〉			
	ダイヤ・ゲージ			
	検査装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
工具	整備用スキャンツール			
	(略)			
備考				
(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類全てに必要な、作業機械等を備えていること。				

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制										
電子制御装置整備に必要な情報										
エーミング作業に必要な機器										
5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間										
訪問特定整備の作業を行う期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	
(注) 3日(案件を満たす場合は5日)を超えない期間										
5-④-5 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類										
対象自動車の整備及び装置の種類										
対象自動車の種類の別	全て	分解整備					電子制御装置整備			
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	締結	連結	自動運行(運行開始を含む)
普通自動車(大型)										
普通自動車(中型)										
普通自動車(小型)										
普通自動車(乗用)										
大型特殊自動車										
小型四輪自動車										
小型三輪自動車										
小型二輪自動車										
軽自動車										
(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。										

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制										
電子制御装置整備に必要な情報										
エーミング作業に必要な機器										
5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間										
訪問特定整備の作業を行う期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	
(新設)										
5-④-5 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類										
対象自動車の整備及び装置の種類										
対象自動車の種類の別	全て	分解整備					電子制御装置整備			
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	締結	連結	自動運行(運行開始を含む)
普通自動車(大型)										
普通自動車(中型)										
普通自動車(小型)										
普通自動車(乗用)										
大型特殊自動車										
小型四輪自動車										
小型三輪自動車										
小型二輪自動車										
軽自動車										
(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。										

様式 3－2－2

様式 3－2－2

5-㉔-7 訪問特定整備を行う場所の平面図及び写真		様式 3－2－2
住 所		
（例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載）		
※写真は別ファイルによる提出でも可		

5-㉔-7 訪問特定整備を行う場所の平面図		様式 3－2－2
住 所		
（例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載）		

様式 4

様式 4

(別添 6 第 4 1 ⑥に該当する場合のみ作成)

6 訪問特定整備等を開始する日の 6 か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式 4

様式 4

6 訪問特定整備等を開始する日の 6 か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式 5

(新設)

様式 5

訪問特定整備等の廃止届出

令和 年 月 日

自動重特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により届け出ます。

1. 訪問特定整備等の事業を廃止した自動重特定整備事業者等の情報

(あり/なし)

訪問特定整備等を行うと
する自動重特定整備事業者
(又は訪問特定整備等事業
者)の氏名又は名称

当該事業者の住所

当該事業者の電話番号

当該事業者の電子メール
アドレス

当該事業者が自ら管理する
ウェブサイトのアドレス

2. 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

(あり/なし)

事業場の名称

当該事業場の所在地

当該事業場の電話番号

当該事業場の電子メール
アドレス

当該事業場の認証番号

別紙 6 ～ 別紙 7 （略）

別紙 6 ～ 別紙 7 （略）

10. 点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、保存又は
交付に関する取扱いについて

国 自 整 第 8 5 号
令和 7 年 7 月 8 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公印省略)

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、
保存又は交付に関する取扱いについて

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、
保存又は交付に関する取扱いを別紙のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を
図られたい。

なお、「指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて」（平
成 3 0 年 4 月 1 9 日付け国自整第 2 9 号）は本通達をもって廃止する。

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の
電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱い

第1 用語の定義

1. 「点検整備記録簿等」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第49条第1項及び第2項に基づいて自動車（法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の使用者又は当該自動車の使用者から当該自動車の点検整備の依頼を受けた自動車特定整備事業者が作成する点検整備記録簿、法第91条第1項に基づいて自動車特定整備事業者が作成する特定整備記録簿及び法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
2. 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
3. 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、点検整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
4. 「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録に係る記録媒体をいい、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる記録メディアをいう。
5. 「スマートフォン等の電子媒体」とは、スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の電子媒体をいう。
6. 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。
7. 「政令」とは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」（平成17年政令第8号）をいう。

第2 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者の遵守事項等

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項
 - （1）点検整備記録簿等^{※1}の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること。（施行規則第6条）
 - （2）点検整備記録簿等^{※2}の書面の保存に代えて電磁的記録により保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）

- ① 第2 1. (1)の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 点検整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (3) 点検整備記録簿等^{※2}を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
 - (4) 第2 1. (3)により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第10条の2に定める様式であること。
 - ※1 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の作成（記載）義務は負っていない。もっとも、自動車の使用者から依頼を受けて法第48条の点検又は整備をした場合、通常、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿を作成するため、1. (1)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
 - ※2 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の保存義務は負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が自主的に点検整備記録簿の電磁的記録を保存する場合もあるため、1. (2)及び(3)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
 - (5) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合のガイドライン
- (1) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、点検整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
 - (2) 点検整備記録簿等の電磁的記録を電磁的記録媒体に移行することができる措置を講じること。
 - (3) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、当該電磁的記録の作成、保存、更新及び消去の日時、更新の場合は更新した箇所並びにその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
 - (4) 点検整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は電磁的記録媒体は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。

- (5) 保存した点検整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

3. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

(1) 整備記録システムの技術面の安全対策

- ① 次の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。
 - ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
 - ・ 整備主任者に係る権限
 - ・ 点検整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限
- ② 電磁的記録を保存する機器に直接接続されたスマートフォン等の電子媒体が、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。
- ③ 整備記録システムは、点検整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力漏れ及び誤操作を防止すること。

(2) 整備記録システムの運用面の安全対策

- ① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において次の項目を定めること。
 - ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・ 電磁的記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
 - ② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。
- (3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

4. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合^{※3}の遵守事項

- (1) 特定整備記録簿の写しの書面の交付に代えて電磁的記録により交付する場合、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者のスマートフォン等の電子媒体から自動車の使用者のスマートフォン等の電子媒体に対して電子メール等によって特定整備記録簿の写しの電子データを送信する方法、自動車の使用者が自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が管理するウェブサイトやクラウド等にアクセスするなどして特定整備記録簿の写しの電子データ

をダウンロードする方法又は当該電子データを記録した電磁的記録媒体を受け渡す方法により交付すること（施行規則第11条第1項）。

（2）第24.（1）の方法により交付した特定整備記録簿の写しの電子データは、自動車の使用者がこれを出力することにより、書面を作成することができるようにすること（施行規則第11条第2項）。

（3）特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付しようとするときは、あらかじめ、自動車の使用者に対して、（1）のいずれの方法により交付することを予定しているかを示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと（施行規則第12条及び政令第2条第1項）。

（4）（3）の承諾が得られなかった場合又は（3）の承諾を得た後に自動車の使用者から当該承諾を撤回する旨の申出があった場合、当該自動車の使用者に対して、特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付してはならないこと（政令第2条第2項）。

（5）特定整備記録簿の写しを電磁的記録による交付する自動車の使用者に対して、スマートフォン等の電子媒体を用いて特定整備記録簿の写しの電子データを閲覧する方法、直ちに明瞭な状態で当該電子媒体の映像面にこれを表示する方法、特定整備記録簿の写しの電子データに係る書面を作成する方法等を教示すること。

※3 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も、点検整備記録簿及び指定整備記録簿並びにこれらの写しの交付義務を負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が事実上、自動車の使用者に対して、点検整備記録簿若しくは指定整備記録簿又はこれらの写しを交付することもあり、その場合には本項目に準じるものとする。

第3 自動車の使用者の遵守事項等

1. 自動車の使用者が点検整備記録簿を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

（1）点検整備記録簿の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること（施行規則第6条）。

（2）点検整備記録簿の書面の保存（点検整備記録簿を自動車に備え置くことにより保存することをいう。以下同じ。）に代えて電磁的記録より保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと（施行規則第4条）。

① 第31.（1）の方法をもって調製するファイルを保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

② 点検整備記録簿をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

- (3) 点検整備記録簿を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること（施行規則第4条）。
- (4) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

2. 自動車の使用者による点検整備記録簿の電磁的記録の作成・保存に係るQ & A

問1 点検整備記録簿の電磁的記録のファイル形式に決まりはあるか。

（答）

- 電磁的記録のファイル形式に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に（例えば、法第54条第4項に基づく地方運輸局長等による点検整備記録簿の確認など）、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問2 クラウド上に点検整備記録簿の電磁的記録を保存し、必要に応じてスマートフォン等からアクセスして確認することは、法第49条第1項の「備え置き」に該当するか。

（答）

- 電磁的記録の保存方法について決まりはないが、自動車の使用者が点検整備記録簿に係る情報を速やかに把握でき、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる場合には、法第49条第1項の「備え置き」に該当する。

問3 点検整備記録簿の電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはあるのか。

（答）

- 電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問4 問1～問3の答にいう「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」の内容如何。

（答）

- 「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当する例は、次のとおりとする。
 - ✓ 直ちに、スマートフォン等の電子媒体自体に保存した点検整備記録簿の電

磁的記録を当該媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者（自動車の使用者以外の者をいう。以下同じ。）が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容（法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに自動車点検基準第 4 条第 1 項に規定する事項。以下同じ。）を読み取れるようにすること

- ✓ 直ちに、点検整備記録簿の電磁的記録を保存した SD カードや USB メモリ等をスマートフォン等の電子媒体に接続して、当該電子媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ✓ 直ちに、クラウドに保存した点検整備記録簿の電磁的記録をスマートフォン等の電子媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ただし、次の場合には、「地方運輸局長等から求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当しない（ゆえに、点検整備未実施と取り扱う）ものとする。
 - ✓ 点検整備記録簿の電磁的記録を表示することのできるスマートフォン等の電子媒体を携行しているものの、当該媒体の故障、バッテリー切れ、電波の状況等、その理由の如何を問わず、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合
 - ✓ スマートフォン等の電子媒体の操作に不慣れであり、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

令和6年10月1日
物流・自動車局
自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

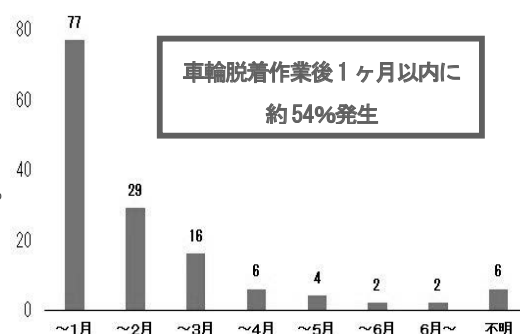
令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

こうした状況を踏まえ、令和6年10月から令和7年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取組】

- 大型車のタイヤ脱着や保守を行う関係者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図ります。
- 例年、車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換など車輪脱着作業から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中し作業ミスが発生しやすい状況にあります。そのような中、不適切な脱着作業が確認されていることから、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進します。
- 令和4年12月の中間とりまとめにおいて、タイヤ脱着作業者による人為的な作業ミスを前提としたハード対策の推進が提言されています。近年、開発された車輪脱落事故防止対策品は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されるところ、普及促進のために数百台規模で実証調査を実施します。

車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別
発生件数（令和5年度）



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：車輪脱落事故防止対策品の実証調査

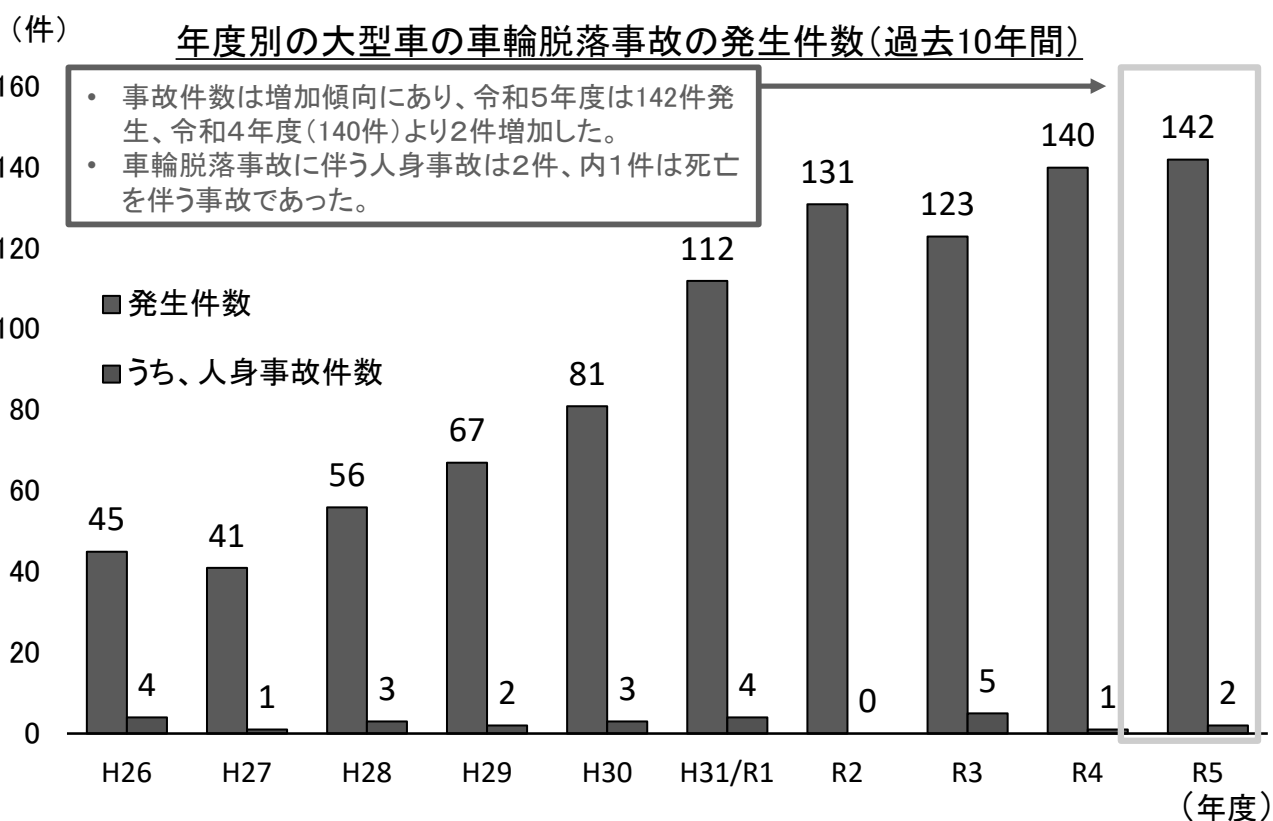
別紙3：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

<問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 杉本、坂本
代表：03-5253-8111（内線：42413）
直通：03-5253-8599

車輪脱落事故発生状況

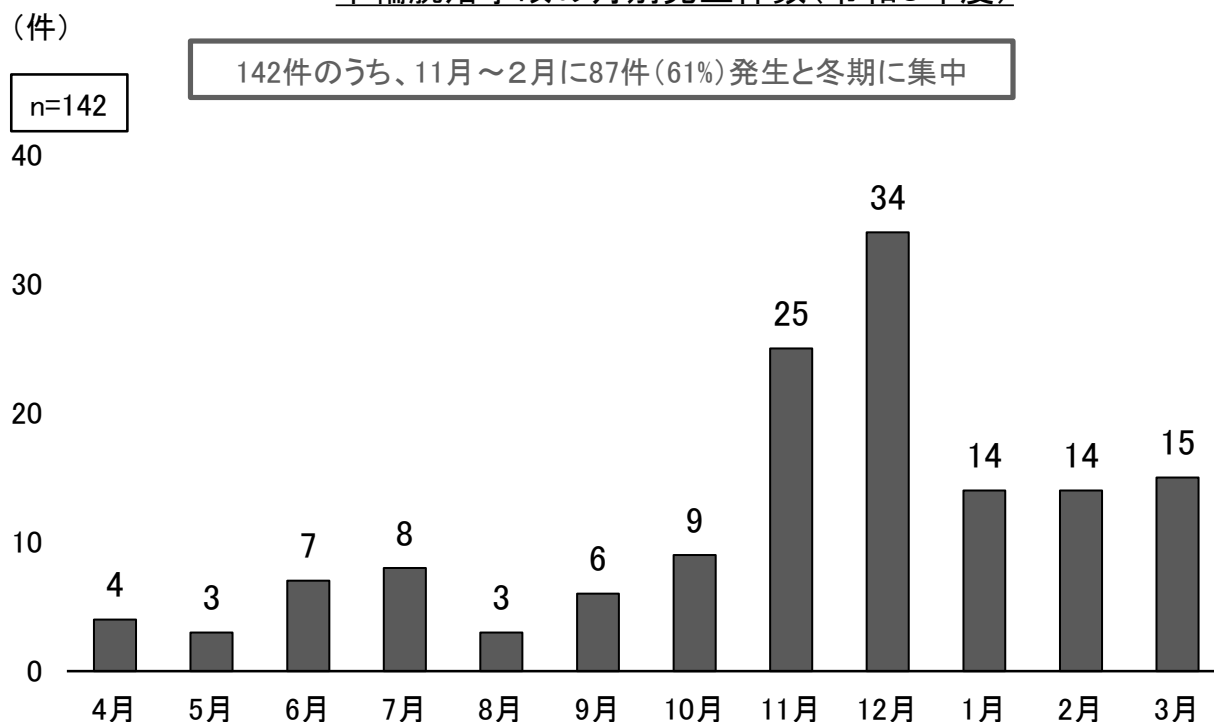
【別紙1】



※ 車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルトの折損により、タイヤが脱落した事故

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

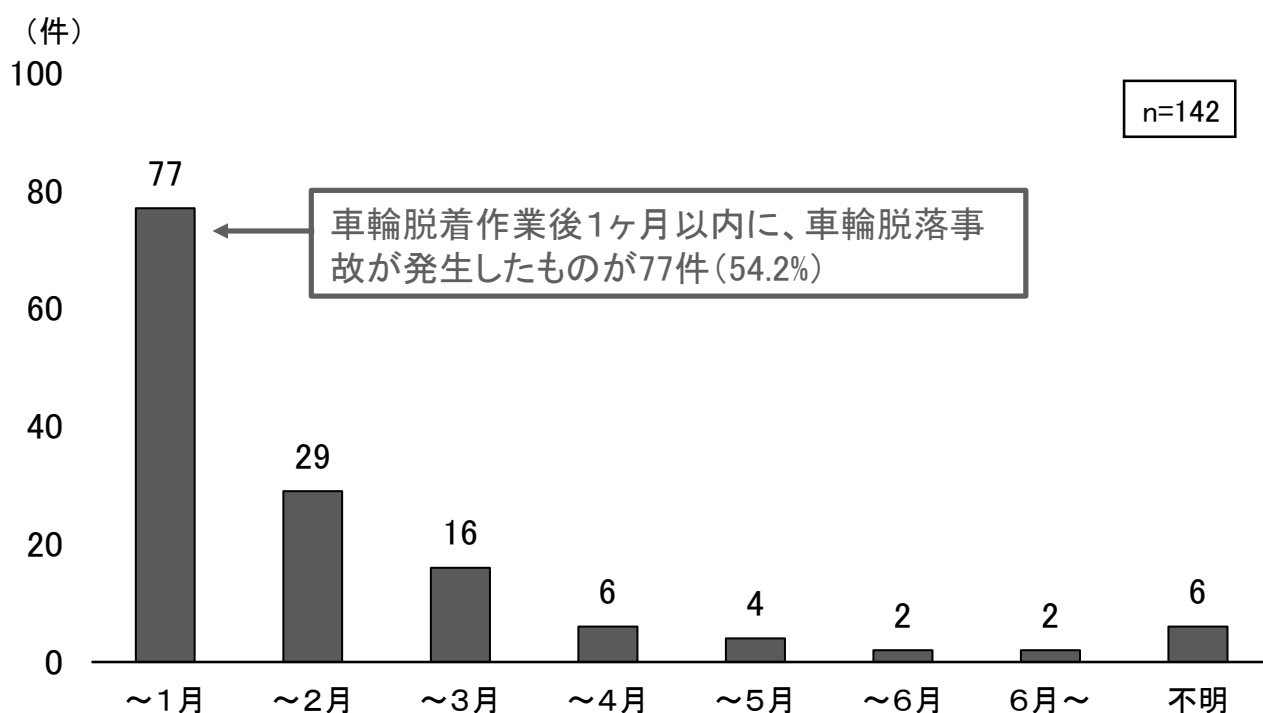
車輪脱落事故の月別発生件数(令和5年度)



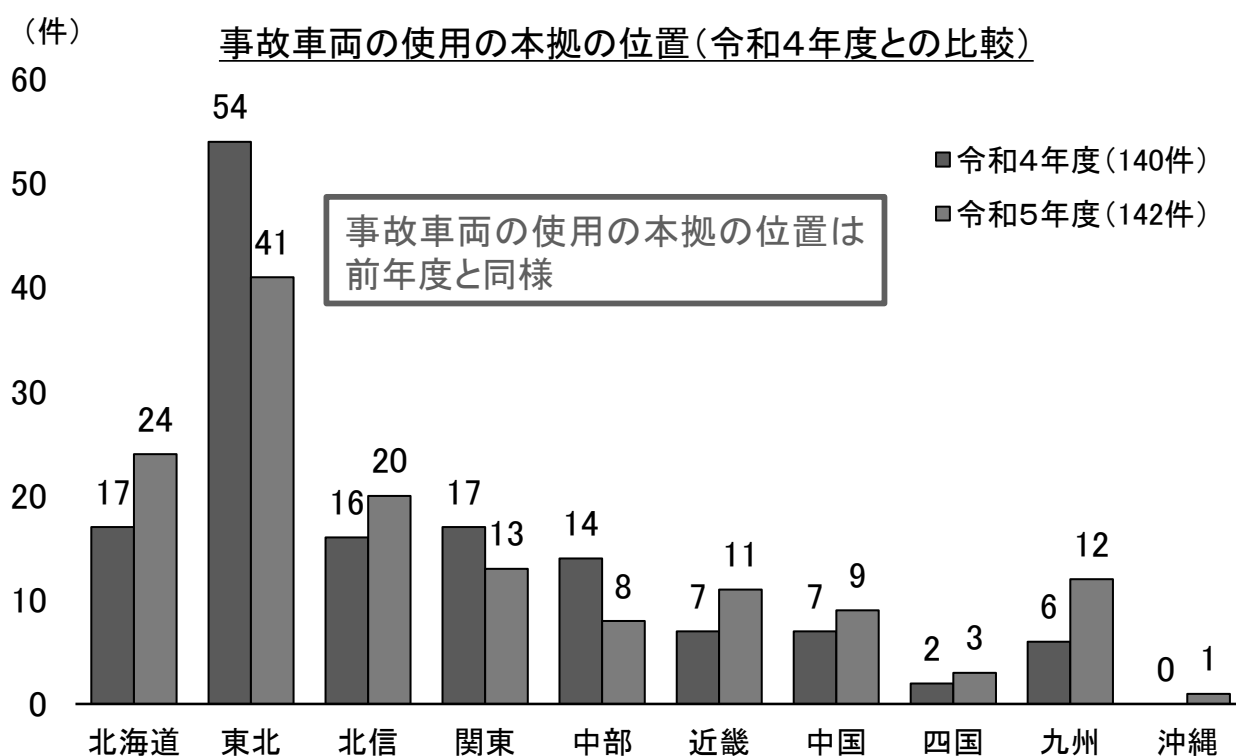
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間(令和5年度)



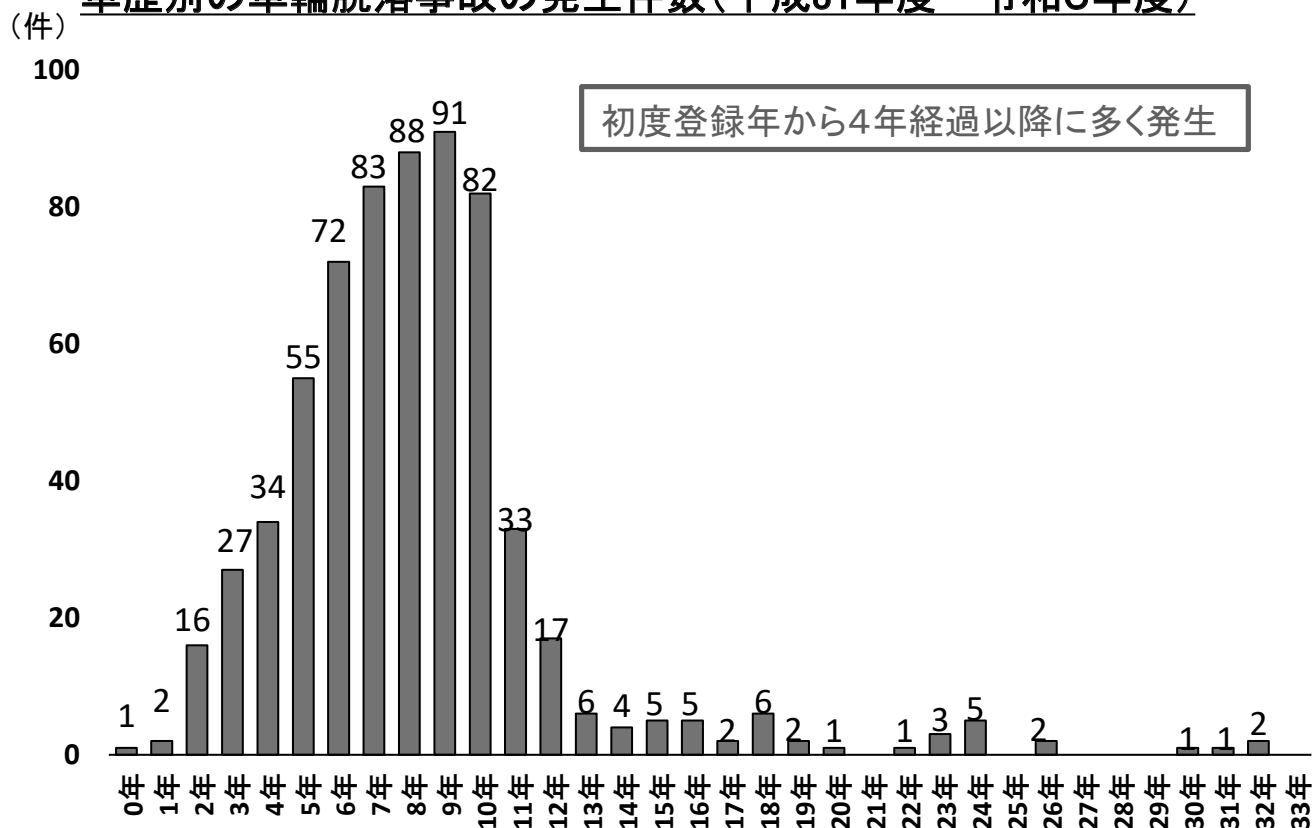
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

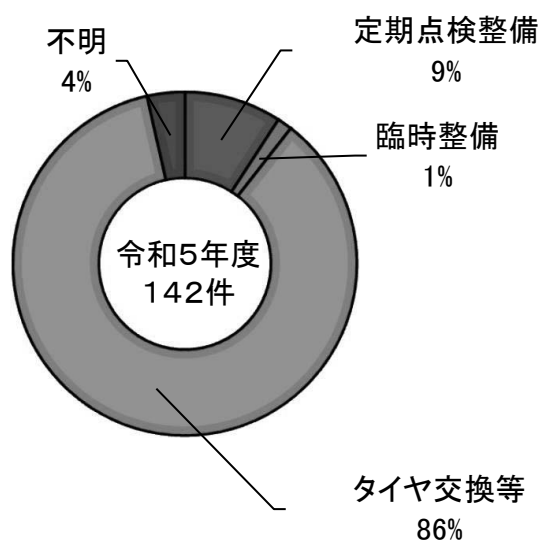
車歴別の車輪脱落事故の発生件数(平成31年度～令和5年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

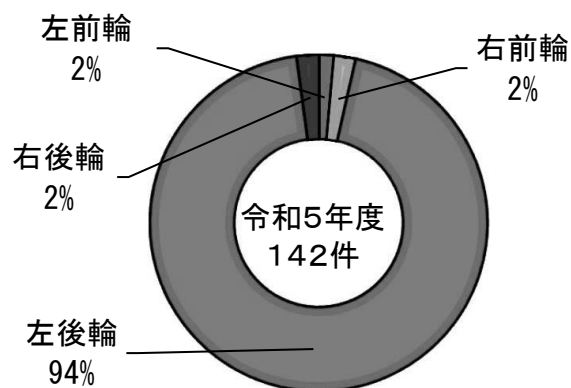
冬用タイヤなどタイヤ交換等が大半を占める

タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

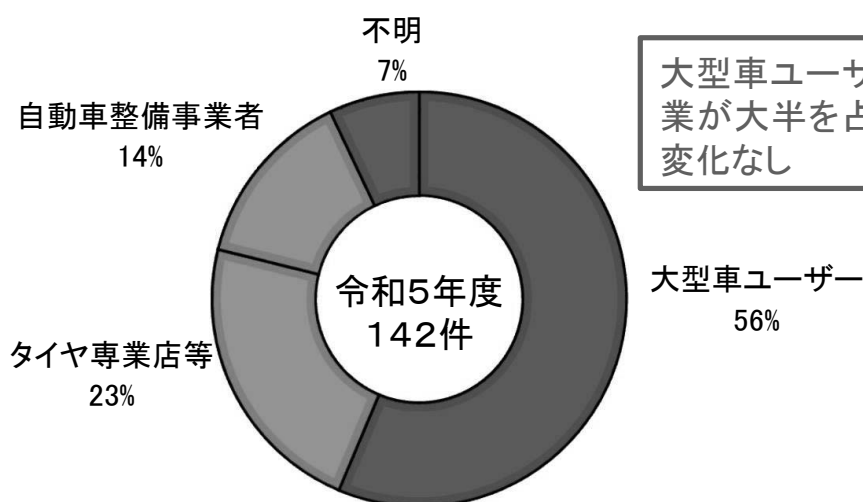
脱落した車輪位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者別タイヤ脱着作業時における不備（令和5年度）

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施（不適切）の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (80件のうち)	タイヤ専門店 (32件のうち)	整備事業者 (20件のうち)
作業等不備割合 ※1件に複数の 不備もあり	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【40%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【28.1%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【35%以上】
	トルクレンチ等不使用 【37.5%以上】	トルクレンチ等不使用 【12.5%以上】	トルクレンチ等不使用 【15%以上】
	ホイール・ナット等清 掃未実施 【16.2%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【6.2%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【5%以上】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故
 ※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した
 出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

- 令和5年度に発生した車輪脱落事故車両142台のうち119台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・タイヤ脱着作業時に適切な点検・清掃、潤滑剤の塗布や劣化した部品の交換がされていない車両
 - ・タイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない車両などが確認された。

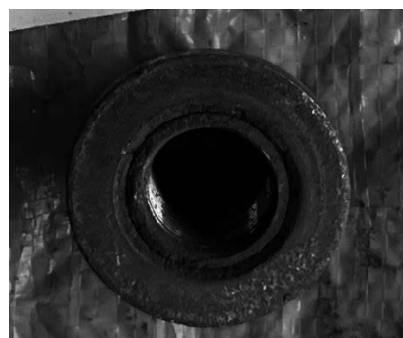
事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

スムーズに回転しないホイール・ナット



（ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しない。）

著しいさびや汚れによるホイール・ナットとワッシャの固着



著しいさびによるディスク・ホイールの損傷



（ディスク・ホイールのボルト穴や、ホイールの当たり面に、著しいさびによる劣化や損傷）

ハブのホイール当たり面に著しいさび等の付着



車輪脱落事故防止対策品の実証調査

【別紙2】

- ◆ 令和4年12月に策定された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」中間とりまとめにおいて、タイヤ脱着作業者による人為的な作業ミスを前提としたハード対策の製品化に向けた取り組みの推進が提言。
- ◆ 近年開発された車輪脱落事故防止対策品は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されるところ、普及促進のために実証調査を実施。

実証調査概要

- 積雪地域のトラック事業者に対し、本実証への協力依頼
- 協力事業者は、後付け品を購入・使用し、アンケートに回答【年内とりまとめ】
- 実証結果やアンケート結果等を基に補助ガイドラインの策定

実証対象の後付け装置

- ナットとホイールの間にセンサーを挟み、ナットのゆるみに伴うナットとホイールの隙間を検知し、運転者席に警告を表示



- ナットに、センサーのついたナットキャップを取付け、ナットのゆるみによるキャップの回転を検知し、運転者席に警告を表示



防ごう大型車の車輪脱落事故

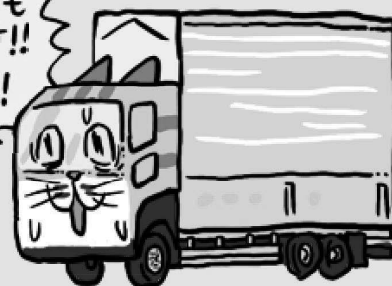
お

おとさぬ ための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

だめだよ

メンテしなくても大丈夫です!!
がんばります!!

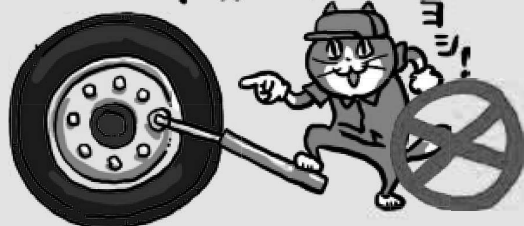


と

トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

トルクレンチで



さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

まだ使える!!



もうあぶないですよ



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

オイルぬって
くださる



はい

い

いちにち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見手で触るなどして点検します。

しまっ
ていこう



©くまね五郎



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、
【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

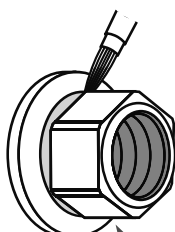


ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について ISO方式

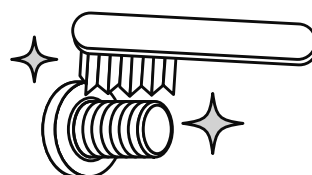
ホイールボルト、ナットのねじ
部と、ナットとワッシャーとの
すき間にエンジンオイルなど
指定の潤滑剤を薄く塗布し、
回転させて油をなじませま
す。ワッシャーがスムーズに
回転するか点検し、スムーズ
に回転しない場合はナットを
交換してください。ナットの
座面(ディスクホイールとの
当たり面)には塗布しないで
ください。



ナットとワッシャー
との隙間への注油も
忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、ハブ
取付面(ISO方式では、ハブ
のはめ合い部も)、ホイール
ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、
追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット
締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズと ボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



(大型トラック・バス)

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意!

ヨシ!



©くまね工房

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください!

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

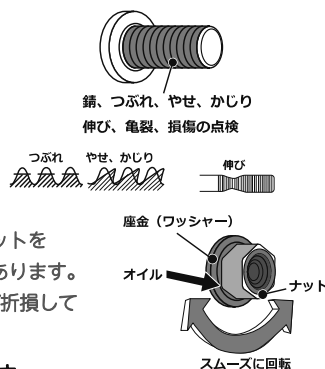
【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

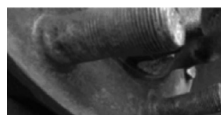
※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



【著しい錆の例】



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

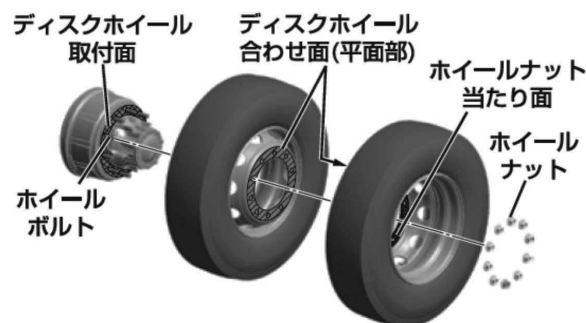
※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】



ハブ（ホイール取付面）

詳しくは、
こちらから!



一般
社団法人

日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)

三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)



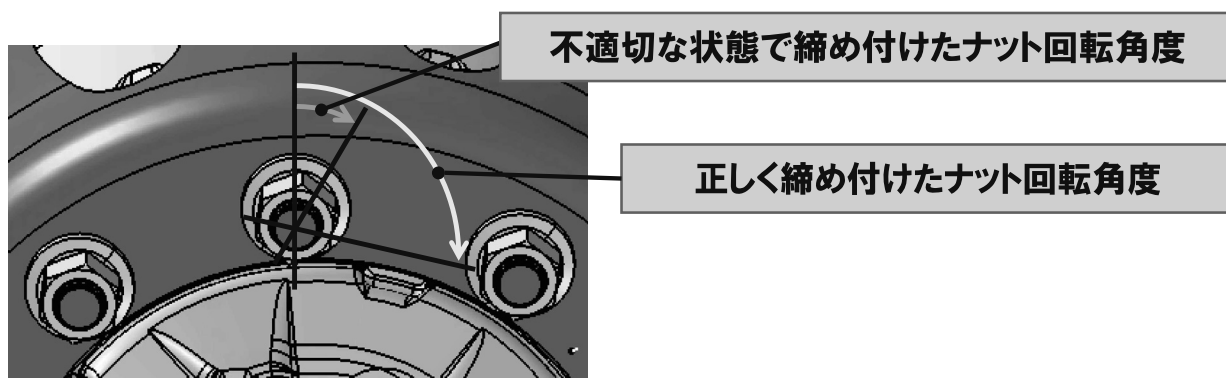
国土交通省

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

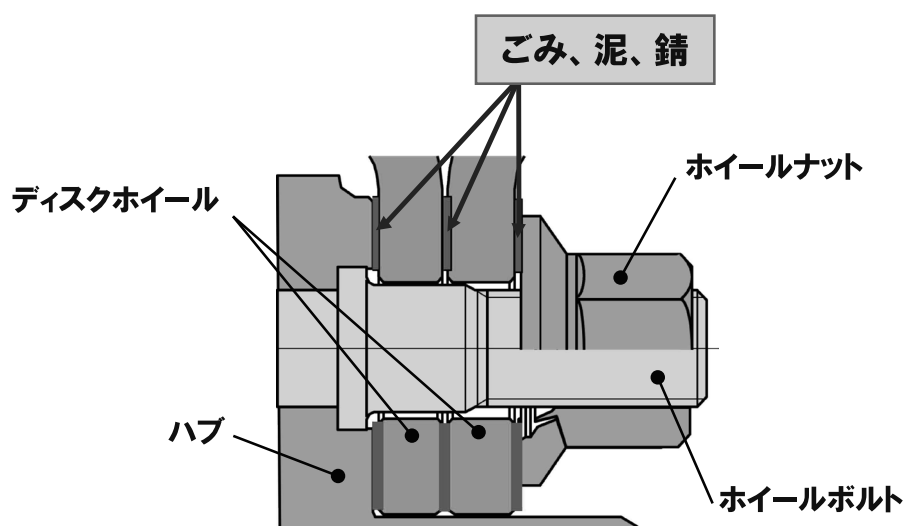
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面に
ごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、
規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで
締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、
剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。





OBD検査システムへの申請を行う整備事業者様へ

- OBD検査/OBD確認を行う場合、OBD検査システムへの申請が必要です。
- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能となるまでに通常1～2週間かかります。



運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行っておいてください。



- ✓ 申請方法は「OBD検査ポータル」をご確認ください。
- ✓ 申請時に入力求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)

- ✓ 申請時に添付求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。

運輸局への申請書(届出書)

- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の決裁後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。





システム申請時の入力画面イメージ

利用者管理システム お問い合わせ

事業場ID申請 文字サイズ 標準 拡大

事業場IDを申請する事業場の内容を入力し、確認ボタンを押下してください。

申請種別 ☒ 個別申請 ☐ グループ申請

事業場種別 ☒ 指定工場（OBD検査実施可） ☐ 指定工場（OBD検査実施不可） ☐ 認証工場

事業場情報

メールアドレス： 半角で入力してください。

管理責任者名：

事業場の名称：

事業場の略称：

略称は、ログインユーザーの所属名称欄に表示されます。

事業場の所在地：

事業場の電話番号：

管轄運輸支局：

指定番号： 全角で入力してください。

指定書の写し： ファイルを選択してください 参照

確認

『指定番号』『認証番号』

未定の場合 ▶

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)

『指定書の写し』『認証書の写し』

未交付の場合 ▶

運輸局への申請書(届出書)

詳しくは
こちら ▶



OBD検査
ポータル



OBD ポータル



13. 認証又は指定変更届出を行った整備事業者様へ（OBD検査システムの登録情報変更もお忘れなく！！）



独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

変更届出 を行った整備事業者様へ

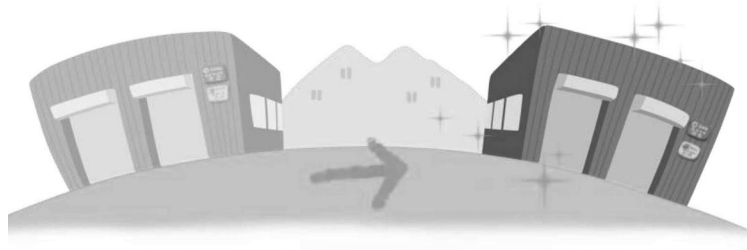
OBD検査システムの登録情報変更

も お忘れなく !!

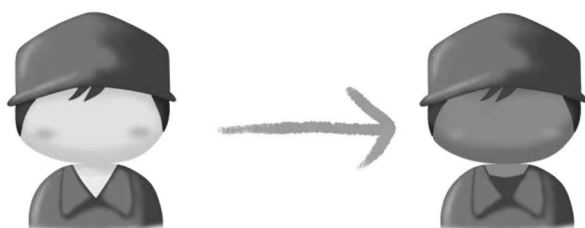
☑ 事業場名称の変更



☑ 事業場所在地の変更



☑ 検査員の選任・解任 工員の変更



システム登録情報変更の画面イメージ

『事業場管理』
↓
『事業場情報』

利用管理システム - プロファイル 1 - Microsoft Edge
セキュリティ保護なし | https://build1010692.sfw.nec.co.jp/d/d3gmg/D3GMG011/4100309

事業場情報

登録されている事業場情報を表示しています。修正や利用停止を行う場合はいずれかのボタンを押下してください。

事業場情報詳細

事業場種別 ☒ 指定工場 (OBD検査実施可) ☐ 指定工場 (OBD検査実施不可) ☐ 認証工場

事業場情報

ユーザーID 1	4100000G000
メールアドレス 1	user6@example.com
管理責任者名 1	交通 ゆうき
ユーザーID 2	4100000G001
ユーザーID 3	4100000G002
事業場の名称	OBDモータース港支店
事業場の略称	OBDモータース港
事業場の所在地	神奈川県川崎市○○区○○町
事業場の電話番号	00-0000-0001
管轄運輸支局	関東運輸局 神奈川運輸支局
指定番号	9999999
指定書の写し	siteinfo-2024_42.pdf

利用停止 修正

『修正』

利用管理システム - プロファイル 1 - Microsoft Edge
セキュリティ保護なし | https://build1010692.sfw.nec.co.jp/d/d3gmg/D3GMG012#

事業場情報

事業場の情報を修正のうえ、確認ボタンを押下してください。

事業場情報修正

事業場種別 ☒ 指定工場 (OBD検査実施可) ☐ 指定工場 (OBD検査実施不可) ☐ 認証工場

事業場情報

ユーザーID 1	4100000G000	削除
メールアドレス 1	user6@example.com	
メールアドレス 1 (確認)		
管理責任者名 1	交通 ゆうき	
ユーザーID 2	4100000G001	追加
ユーザーID 3	4100000G002	追加
事業場の名称	OBDモータース港支店	
事業場の略称	OBDモータース港	
事業場の所在地	神奈川県川崎市○○区○○町	
事業場の電話番号	00-0000-0001	
管轄運輸支局	関東運輸局 神奈川運輸支局	

戻る 確認

内容修正

『確認』

詳しくは
こちら



OBD検査
ポータル



OBD ポータル



14. 改正法施行前の特定整備記録簿の修正方法について

改正法施行前の特定整備記録簿の修正方法について

「自動車点検基準等の一部を改正する省令」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」の改正に伴い、「自動車点検基準」についても改正（令和5年12月21日施行）され、高圧ガスを燃料とする燃料装置等について、点検項目が追加されたところです。

今般、本改正に伴い、特定整備記録簿の修正が必要な場合（高圧ガス燃料装置車）は「その他の点検・整備項目」等を活用し下記整備の概要を記入してください。

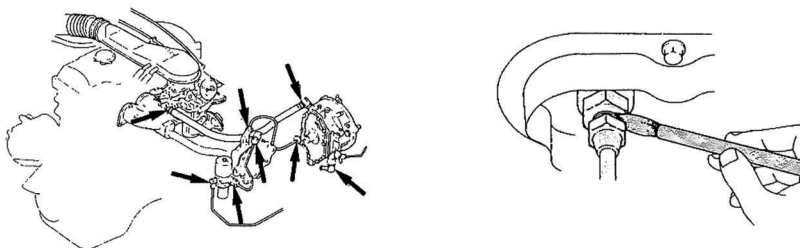
記録簿	追加される点検項目
別表第3	・ ガス・ボンベ、ガス・ボンベ付属品の損傷
別表第5 別表第5の2 別表第6 別表第7	・ パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ・ ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷 ・ ガス・ボンベ、ガス・ボンベ付属品の損傷

※対象となる高圧ガス燃料装置車において、追加される点検項目の記載のない記録簿を使用される場合は、以下の点検方法及び記録簿の記載例をご参照ください。

■パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷

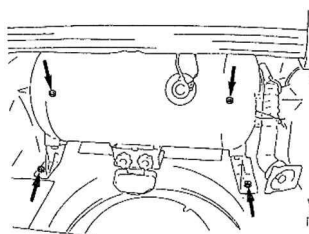
容器カバーを外し、次の点検をする。

1. ベーパ・ライザ、パイプ及びジョイント部に石けん水などを塗るなどの方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検する。
2. パイプ及びジョイント部に損傷がないかを目視などにより点検する。



■ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷

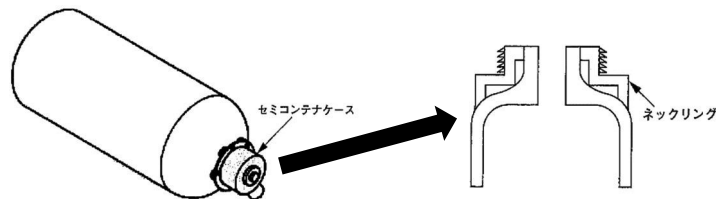
容器カバーを外し、ガス・ボンベまたはコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。



■ガス・ボンベ、ガス・ボンベ付属品の損傷

容器カバーを外し、次の点検をする。

1. ガス・ボンベの一部または全部に膨張又は変形が生じてないかを目視などにより点検する。
2. ガス・ボンベ表面に変色又は局所的な損傷がないかを目視などにより点検をする。
3. 継目なしガス・ボンベの場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないかを目視などにより点検する。
4. 複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないかを目視などにより点検する。
5. ネックリングがあるガス・ボンベの場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないかを目視などにより点検する。



■記録簿の記載

「その他の点検・整備項目」等を活用し、追加する点検項目を記載する。

例：別表第6

特定整備記録簿(2年定期点検用点検整備記録簿)		依頼者(使用者)の氏名又は名称		自動車登録番号又は車両番号又は車台番号	
点検の結果及び整備の概要		住所		車載式故障診断装置点検	
エンジン・ルーム点検 ■ パワー・ステアリング ベルトの緩み、損傷 ★ 取付部の緩み オイルの量 オイルの質 スーパー・ブロー ■ 点検装置 スーパー・ブロー ■ バッテリー、電気配線 ターミナル部の緩み、腐食 電気配線の断線、短絡、接触 室内点検 ■ パーキングブレーキ(ペダル) 引きしる(踏みしる) パーキングブレーキの動き具合 ■ クラッチ・ペダル 遊び 有効な踏みしる回数と踏みしる位置 ■ 足回り点検 ■ 車軸 ★ ホール・アライメント ■ ショック・アブソーバ 損傷、オイルの漏れ ■ ホイール ★ ホイールの空気圧 ★ ホイールの空気圧 ★ ホイールの空気圧 ★ ホイールの空気圧 下回り点検 ■ エンジン・オイル 漏れ ■ ステアリング・ギヤ・ボックス ★ 取付部の緩み ■ ステアリングのロッド、アーム ★ 取付部の緩み ■ トランスミッション、トランスファ ★ オイルの量 ★ オイルの質 ■ ブレーキ・ホース、パイプ 漏れ、損傷、取付状態 ■ エキゾースト・パイプ、マフラー ★ 取付部の緩み、損傷、腐食 ★ 取付部の緩み、損傷、腐食 ★ 取付部の緩み、損傷、腐食		交換部品等 エンジン・オイル オイル・フィルタ LC (ロングライフ・クーラント) ブレーキ・フルード			
エンジン 緑炎ガスの色 CO、HCの濃度 ★ エア・フィルターエレメントを 汚れたまま、交換 ■ CO、HC濃度 (アイドリング時) CO % HC ppm		タイヤの点検 前輪 左 mm 右 mm 後輪 左 mm 右 mm 後輪 左 mm 右 mm		ディーゼンシャル ★ オイルの量 ★ オイルの質 ★ オイルの質 ★ オイルの質	
CO、HC濃度 CO % HC ppm		ディーゼンシャル ★ オイルの量 ★ オイルの質 ★ オイルの質 ★ オイルの質		ディーゼンシャル ★ オイルの量 ★ オイルの質 ★ オイルの質 ★ オイルの質	
CO、HC濃度 CO % HC ppm		ディーゼンシャル ★ オイルの量 ★ オイルの質 ★ オイルの質 ★ オイルの質		ディーゼンシャル ★ オイルの量 ★ オイルの質 ★ オイルの質 ★ オイルの質	

☒ パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷
☒ ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷
☒ ガス・ボンベ、ガス・ボンベ付属品の損傷

※ 1年 5,000km以下、★は2年 10,000km以下の走行距離によって省略できる項目。OBDとは車載式故障診断装置を示す。

スキャンツール 補助金

先着順

予算がなくなり次第終了

> 交付申請受付期間

令和7年3月31日(月) 10:00～令和8年1月30日(金) 17:00

> 補助対象

令和6年4月1日以降に購入し、かつ、補助対象機器一覧に記載があるもの※

※スキャンツールのために使用することを目的とした情報端末（PC・タブレット）を含む

> 備考

既に補助金を受領した事業者の方も、別途購入された対象機器であれば申請可能な場合あり

詳細はこちらのQRコードを読み込んでご確認ください



<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

電話によるお問い合わせ先はこちら

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

 **03-4446-4346**

受付時間 9:00～18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

交付申請受付中



国土交通省

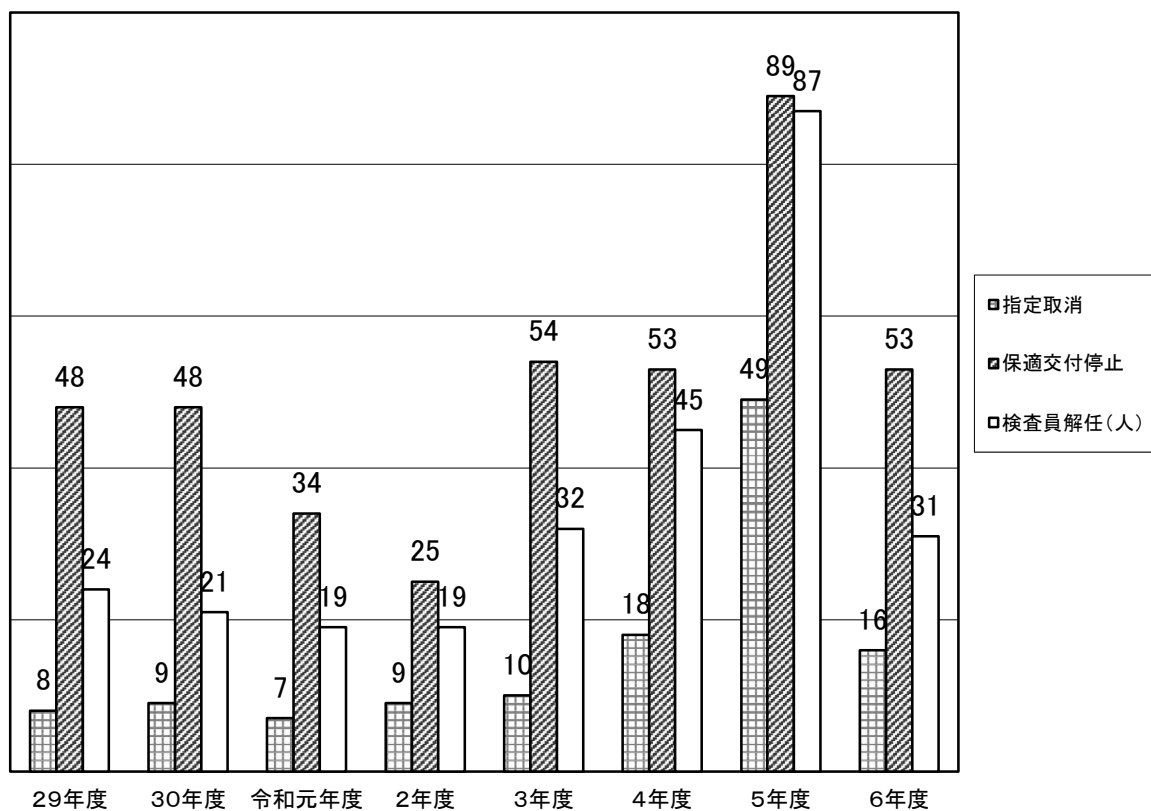
本補助金事業は、国土交通省が採択及び監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。

Ⅱ 指定整備事業関係

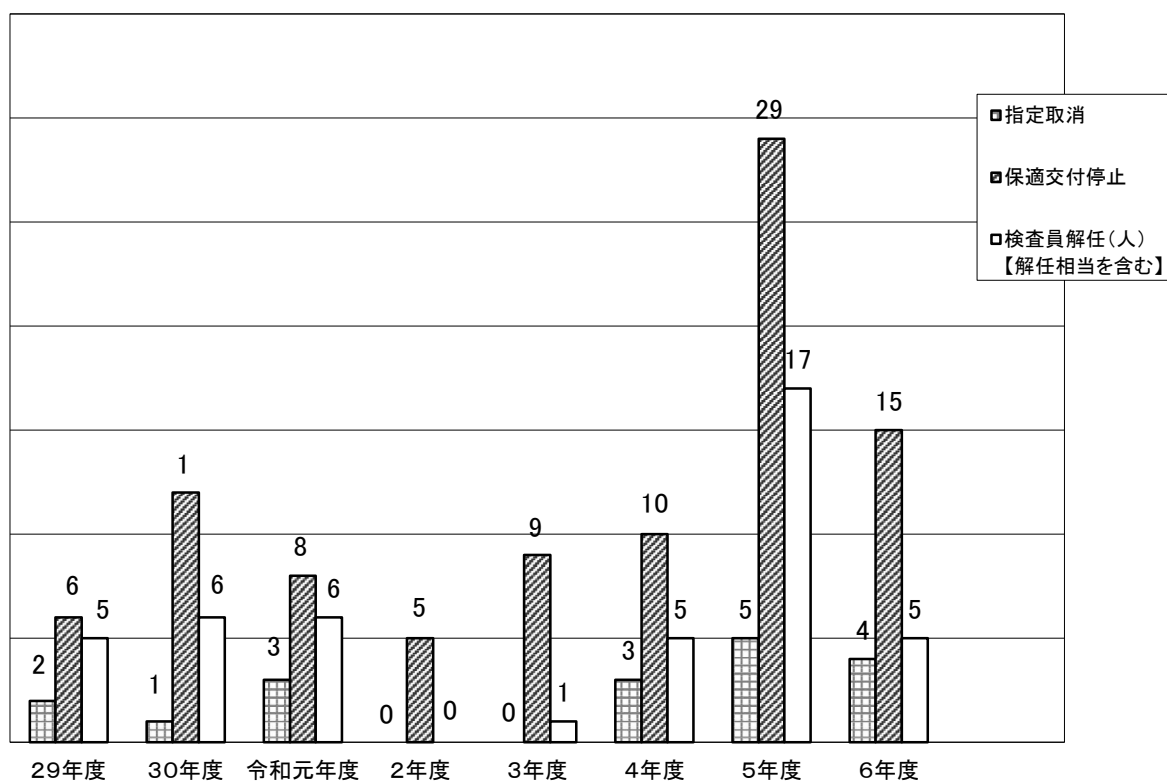
1. 指定自動車整備事業者の処分状況

1. 全国及び九州の処分状況

全 国



九 州



2. 管内の処分における違反内容

29年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件					
・同一性相違	3件	・不適合状態で適合証交付	2件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・検査と整備が分業化されていない	1件					
・適合証の交付年月日の記載誤り	1件	・概算見積書の未交付	1件					
・検査を一部実施せず	2件	・ペーパー車検で手続き	2件					
・自賠責の未提示で適合証を交付	1件	・違反行為の依頼	1件					
・自賠責不足で適合証交付(一部)	1件	・廃止届未提出	5件					
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件	・不正に車検証の交付を受けた	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
8	指定処分件数			4		1	1	2
10	認証処分件数	6		1		1		2

30年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載	4件	・不正改造状態で適合証交付	3件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	1件	・不適合状態で適合証交付	4件					
・同一性相違	2件	・分解整備記録簿の虚偽記載	3件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	1件	・分解整備記録簿の未交付	1件					
・点検・整備を全て実施せず	3件	・概算見積書の未交付	1件					
・検査を全て実施せず	1件	・料金表を掲示していない	1件					
・検査を一部実施せず	4件	・工員不足	1件					
・適合証の検査年月日の虚偽記載	2件	・整備主任者の統括管理不足	3件					
・自賠責不足で適合証交付(一部)	2件	・認証外の作業場で分解整備実施	2件					
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・ペーパー車検で手続き	1件					
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・ペーパー車検の依頼	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
13	指定処分件数	5	1	3	2	1	1	
7	認証処分件数	2		1	1			3

令和元年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載		1件	・不正改造状態で適合証交付		1件			
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り		3件	・不正改造を実施した		1件			
・指定整備記録簿を保存せず		1件	・不適合状態で適合証交付		2件			
・同一性相違		3件	・分解整備記録簿を保存せず		1件			
・点検・整備・検査を全て実施せず		2件	・分解整備作業に重大な瑕疵があった		1件			
・点検・整備を一部実施せず		1件	・概算見積書の未交付		3件			
・検査を全て実施せず		3件	・ペーパー車検で手続き		2件			
・検査を一部実施せず		3件	・ペーパー車検の依頼		1件			
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった		1件	・料金表を掲示していない		1件			
・法令の規定を遵守する体制でない。		2件						
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
11	指定処分件数	5	1	1	2		1	1
7	認証処分件数	2	2	1	1		1	

令和2年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	2件	・適合証未交付	1件					
・特定(分解)整備記録簿の写し未交付	1件	・同一性相違	1件					
・特定(分解)整備記録簿の一部記載漏れ	1件	・点検・整備を一部実施せず	1件					
・特定(分解)整備作業に重大な瑕疵があった	1件	・検査を一部実施せず	1件					
・整備内容等を説明していない	1件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件					
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・廃止届未提出	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
5	指定処分件数	2				2		1
3	認証処分件数			1		1		1

令和3年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2件					
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	1件	・指定整備記録簿の虚偽記載	4件					
・同一性の相違での適合証交付	1件	・指定整備記録簿の記載漏れ	2件					
・不正改造状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の虚偽記載	5件					
・不適合状態で適合証交付(故意)	1件	・特定整備記録簿の記録なし	1件					
・不適合となるおそれがある状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の未交付	1件					
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・特定整備作業に重大な瑕疵があった	1件					
・検査を一部実施せず	1件	・整備主任者の統括管理不足	3件					
・点検・整備を一部実施せず	2件	・廃止届未提出	2件					
・点検に付随する整備作業が実施出来る体制にない	1件							
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
9	指定処分件数	6			1		1	1
8	認証処分件数	4		1				3

令和4年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・法令の規定を遵守する体制でない。	5件	・指定整備記録簿の記載なし	1件					
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	2件	・指定整備記録簿の虚偽記載	4件					
・同一性の相違での適合証交付	1件	・指定整備記録簿の記載漏れ	2件					
・不正改造状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の虚偽記載	2件					
・不適合状態で適合証交付(故意以外)	3件	・特定整備記録簿の一部記載誤り	1件					
・検査を一部実施せず(故意)	2件	・特定整備作業に重大な瑕疵があった	1件					
・点検・整備及び検査を全て実施せず(ペーパー)	1件	・概算見積書の未交付	1件					
・点検・整備を全て実施せず適合証を交付した(ライン通し)	1件	・廃止届未提出	1件					
・点検・整備を一部実施せず	2件	・整備内容及び必要性を説明していない	1件					
・ペーパー車検で手続き	1件	・整備主任者の統括管理不備	2件					
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	3件	・虚偽の陳述	1件					
		・不正改造状態での車検手続き	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
13	指定処分件数	7	1		3			2
6	認証処分件数	3	1					2

令和5年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・法令の規定を遵守する体制でない。	25件	・指定整備記録簿の保存なし	1件					
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	3件	・指定整備記録簿の虚偽記載	8件					
・同一性の相違での適合証交付		・指定整備記録簿の記載漏れ、誤り	12件					
・不正改造状態で適合証交付	3件	・特定整備記録簿の虚偽記載	5件					
・不適合状態で適合証交付(故意以外)	7件	・特定整備記録簿の一部記載誤り	23件					
・検査を一部実施せず(故意)	8件	・特定整備記録簿への記載、交付、保存なし	22件					
・点検・整備及び検査を全て実施せず(ペーパー)		・特定整備作業に重大な瑕疵があった	2件					
・点検・整備を全て実施せず適合証を交付した(ライン通し)		・概算見積書の未交付	2件					
・点検・整備を一部実施せず	2件	・廃止届未提出	6件					
・ペーパー車検で手続き		・検査と整備が分業化されていない	2件					
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2件	・整備主任者の統括管理不備	22件					
・不適合状態で適合証交付(故意)	2件	・点検整備料金の過剰請求	10件					
・整備主任者研修未受講	2件	・不正改造状態での車検手続き	1件					
・不正改造を実施	3件	・作業場違反	5件					
・過失により検査員の証明を誤って記載した	1件	・認証基準違反	3件					
・保安基準不適合のおそれがある状態	1件							
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
38	指定処分件数	21	5	3	3	2	1	3
33	認証処分件数	12	4	3	4	2	1	7

令和6年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・法令の規定を遵守する体制でない。	7件	・指定整備記録簿の保存なし	1件					
・自賠償不足で適合証交付(一部分)	8件	・特定整備記録簿の記載なし	2件					
・同一性の相違での適合証交付	4件	・特定整備記録簿の一部記載漏れ・誤り	1件					
・不正改造状態で適合証交付	3件	・特定整備記録簿の虚偽記載	3件					
・不適合状態で適合証交付(故意以外)	7件	・整備主任者の統括管理不備	5件					
・不適合状態で適合証交付(故意)	2件	・変更届出の未提出	1件					
・検査を一部実施せず(故意)	2件	・事業者の役員が懲役刑に処された	1件					
・点検・整備及び検査を全て実施せず(ペーパー)	2件	・概算見積書の未交付	2件					
・点検・整備を全て実施せず適合証を交付した(ライン通し)	1件	・料金表の内容が不適切	1件					
・検査員の届出、変更届出未提出	1件	・不正改造を実施	3件					
・事業場管理責任者の指示により代理の者が事業場管理責任者になりすまし保安基準適合証の交付を行っ	1件	・ペーパー車検での車検手続き	2件					
・指定整備記録簿の虚偽記載	4件	・不正改造状態での車検手続き	2件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・誤り	9件	・認証を受けた作業場以外で特定整備を実施	1件					
		・違反行為の要求、依頼、唆し、帮助	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
20	指定処分件数	10	1		2	4	1	2
8	認証処分件数	4			2	1		1

処 分 一 覧 表 （ 令 和 6 年 度 ・ 指 定 ）

番号	支局	事業 形態	違反事項	処分 基準	処分日	処分内容
1	福岡	ディーラー	・法令の規定を遵守する体制でない ・事業場管理責任者の指示により代理の者が事業場管理責任者になりすまし保安基準適合証の交付を行った ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	2年	4月19日	交付停止35日
2	福岡	専業	・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・検査員が不正改造を実施	2年	4月25日	検査員解任1名
3	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した	2年	8月24日	交付停止60日 検査員解任1名
4	福岡	ディーラー	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した(5台) ・指定整備記録簿の一部記載誤り ・自動車検査員が、保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	4月25日	交付停止40日 検査員警告2名
5	佐賀	専業	・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した	2年	5月8日	交付停止15日
6	福岡	ディーラー	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した(5台) ・指定整備記録簿の一部記載誤り ・自動車検査員が、保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	5月22日	交付停止40日 検査員警告1名
7	熊本	ディーラー	・法令の規定を遵守する体制でない ・不正改造状態で適合証を交付した ・不正改造を実施(5台以上)	2年	5月31日	指定取消
8	福岡	専業	・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	2年	6月24日	交付停止20日
9	福岡	ディーラー	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した(2台) ・自動車検査員が、保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	6月24日	交付停止20日 検査員警告1名
10	福岡	ディーラー	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した(2台) ・指定整備記録簿を2年間保存していない ・自動車検査員が、保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	2年	6月28日	交付停止15日 検査員警告1名
11	大分	専業	・同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した。 ・更新される車検有効期間の満了日までのうち一部の期間について自賠責保険が未加入状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した。	2年	8月6日	交付停止15日

番号	支局	事業 形態	違反事項	処分 基準	処分日	処分内容
12	大分	専業	・更新される車検有効期間の満了日までのうち一部の期間について自賠責保険が未加入状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した。	2年	8月6日	交付停止15日
13	鹿児島	専業	・点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付した ・自動車検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した	2年	9月9日	指定取消 検査員解任1名
14	宮崎	専業	・検査員の届出、変更届出未提出 ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した(1台) ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(1台) ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	2年	11月11日	交付停止20日 検査員警告1名
15	福岡	専業	・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	2年	12月18日	交付停止20日 検査員警告1名
16	大分	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・点検整備を全て実施せず適合証を交付した ・不正改造状態で適合証を交付した ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・故意により保安基準適不適合状態で適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	6年	1月22日	指定取消 検査員解任1名
17	鹿児島	専業	・更新される車検有効期間の満了日までのうち、一部の期間において自賠責保険が 未加入状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した	6年	2月13日	交付停止20日
18	熊本	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・不正改造状態で適合証を交付した ・故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	6年	3月3日	交付停止50日 検査員警告1名
19	大分		・法令の規定を遵守する体制でない ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・更新される車検有効期間の満了日までのうち、一部の期間において自賠責保険が 未加入状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した	6年	3月27日	交付停止50日
20	福岡		・法令の規定を遵守する体制でない ・点検整備及び検査を全てせずに適合証を交付した(いわゆるペーパー車検) ・指定整備記録簿の虚偽記載	6年	3月31日	指定取消 検査員解任1名

2. 「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

事 務 連 絡

平成29年8月25日

「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

指定自動車整備事業者に対しては、業務の重要性を鑑み、これまでも監査、研修会等を通じて法令遵守の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として法令に違反する事例が発生しており、最近においては、不正行為が組織的に行われるなど、巧妙化、悪質化し、保安基準適合証等を不正に交付する行為が発生しています。

これらの行為は、指定自動車整備制度の根幹を揺るがし、国民の信頼を損なう重大かつ悪質な行為である。その再発防止が厳に求められることから、平成29年8月25日付け（九運技整第396号）をもって自動車技術安全部長から管内運輸支局長あて「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」により通知しているところです。

つきましては、指定自動車整備事業者が、国に代わり業務を遂行する任にある事を踏まえ、下記について関係者に対する指導の強化を図られたい。

記

1. 指定自動車整備事業者や自動車検査員に対し指定自動車整備事業の社会的責務の重要性を再認識させるように監査、研修会等あらゆる機会を捉え指導すること。
2. 指定自動車整備事業者に対して、別添の点検表を用いて点検を行うよう促すこと。また、監査等の機会を捉え点検表の実施内容を確認すること。
3. 指定自動車整備事業者に対して、事業場にて点検、整備、及び検査を行った車両であることを明確にし保存すること。

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者（部門長&事業場管理責任者等）

指定番号	点検日				令和 年 月 日				実施者				
事業場名													
対象自動車	普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (乗)	小四	小三	小二	軽	大特	条件			
工員数 (B)	名	内 訳	1級整備士※		名	整備士保有率(A)／(B)			自動車検査員				
			2級整備士※		名								
			3級整備士※		名								
			小計(A)		名	%							
			1～3級整備士以外の工員		名	※(A)／(B)の値≧1／3以上必須							
※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。													
確認項目													
I 認証関係	1	整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか								適	・	否	備考
	2	整備主任者を選任している者に対して研修を受けさせているか								適	・	否	
	3	特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか								適	・	否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業業者に外注(構内外注を除く)した場合を除く。
	4	認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか								適	・	否	
	5	外注作業について適切に運用されているか								適	・	否	外注している場合に限る。 (電子制御装置整備を外注した場合、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、当該部位のできれば確認が必要))
	6	電子制御装置整備に必要な整備技術情報入手できる体制にあるか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	7	整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	8	エーミング作業等が適切に実施されているか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	9	電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	10	離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	11	電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	12	完成検査場で窓ガラス、パンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか								適	・	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
1	指定基準(工員数(4名以上)ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含み省力化機器を保有していない場合は5名以上)、整備士保有率(1／3)は適合しているか								適	・	否		
2	屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか								適	・	否		
3	検査用機械器具に変更はないか								適	・	否		

	確認項目	適 ・ 否		備考
		適	否	
Ⅱ 事業場全般	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っているか	適	否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
	5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適	否	
	6 管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか	適	否	
	7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適	否	
	8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適	否	
	9 認証・指定標識を公衆に見易いように掲示してあるか	適	否	
	10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか	適	否	
	11 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか	適	否	
	12 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか	適	否	
	13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか	適	否	
	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適	否	
	15 指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか	適	否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付け国自整第197号)に基づく業務支援を除く。
	16 各種システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理され、登録情報が最新であるか	適	否	
	1 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適	否	
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適	否	
Ⅲ 保安基準適合証	3 書損等及び交付しない保安基準適合標章は未抹し、編綴されているか	適	否	
	4 保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の出納管理(授受出納帳、交付台帳の記載等)は適切に行われているか	適	否	
	5 保安基準適合証綴(紙保適)及び保安基準適合標章綴(電子保適)の保管は適切に行われているか	適	否	
	6 事業者印の管理体制は適切に行われているか	適	否	
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適	否	
	8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適	否	
	9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適	否	
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自賠償保険に適切に加入しているか	適	否	
	1 受入点検の結果が記載されているか	適	否	
	2 保安基準に適合していない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか	適	否	
Ⅳ 指定整備の内容	3 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか	適	否	
	4 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適	否	
	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適	否	

	確認項目	適	否	備考
V 自動車検査員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理が行われているか	適	否	
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適	否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適	否	
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適	否	
	5 自工場以外で点検整備（一部も含む）をした車両の検査を行っているか	適	否	
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適	否	
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適	否	
	8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適	否	
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適	否	
	10 保安基準に適合していない車両（不正改造等）に証明していないか	適	否	
	11 検査の年月日を操作して証明していないか	適	否	
	12 検査用機械器具が故障等しているのに検査が行われていないか	適	否	
	13 検査用機械器具の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適	否	
VI 指定整備記録簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適	否	
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適	否	
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適	否	
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	5 過去2年分の指定整備記録簿（電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む）は適切に保管・管理されているか	適	否	
VII 検査用機械器具	1 1日1回の始業点検は確実に行われているか	適	否	
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適	否	
	3 保守管理の記録は適切に行われているか	適	否	
	4 検査用機械器具の校正（検定）の有効期間は切れていないか	適	否	
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適	否	
	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適	否	
VIII その他	1 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適	否	
	2 社内教育・研修を定期的に行っているか	適	否	
	3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適	否	
	4 検査作業と整備作業は分業化されているか	適	否	
	5 電子保安基準適合証を交付（保適情報を登録情報処理機関へ提供）することへの承諾書が2年間保存されているか	適	否	

3. OBD検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について

事 務 連 絡
令和6年6月3日

自動車整備振興会
九州連合会専務理事 殿

九州運輸局自動車技術安全部
整備課長

OBD検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について

平素より当課業務にご協力いただきありがとうございます。

標記につきまして、令和6年10月1日からのOBD検査本格運用開始に伴い、指定自動車整備事業規則が改正されて指定整備記録簿の様式が変更されました。

これに伴い、新様式の指定整備記録簿作成については既にご対応いただいているところですが、旧様式の在庫を持つ指定整備事業者が想定されることから、旧指定整備記録簿を使用する際の記載方法を別紙のとおり整理いたしましたので、貴会傘下会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

○ＢＤ検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について

令和6年10月1日から、○ＢＤ検査が本格運用開始となり、指定整備記録簿の様式が変更されているところです。

旧様式の在庫をお持ちの指定工場で、令和6年10月以降に○ＢＤ検査対象車や自動運行装置を備える自動車へ旧様式を使用される場合は、以下のとおり修正のうえ使用してください。

●○ＢＤ検査対象車の場合

旧様式の「指示針の振れ」欄を利用して○ＢＤ検査の結果を記載します。

①指示針の振れ」と「km/h」の文字を取消線で消して「○ＢＤ検査結果」の文字を追加記入してください。

②○ＢＤ検査が適合であれば「良」の文字を記入してください。

【記載例】

○ＢＤ検査対象車

指示針の振れ		
○ＢＤ検査結果		
n	良	km/h
速度表示灯の誤差		

○ＢＤ検査対象車以外

指示針の振れ		
斜線		
n		km/h
速度表示灯の誤差		

※○ＢＤ検査対象車以外は、斜線を記入してください。

●自動運行装置を備える自動車の場合

①旧様式の目視等による検査欄「②③その他」の下に「自動運行装置 □」を追加記入してください。

②自動運行装置が保安基準に適合であれば追加記入した□の中に「レ」を記入してください。

【記載例】

■目視等による検査欄

⑮	防火装置	☐
⑯	内圧容器及びその附属装置	☐
⑰	その他	☐
自動運行装置		☒

※自動運行装置備える自動車以外は、追加記入の必要はありません。

ご不明な点は、管轄の運輸支局整備部門へお尋ね下さい。

令和6年6月

九州運輸局自動車技術安全部 整備課

4. 電子車検証の同一性確認方法について

電子車検証の同一性確認方法について

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）

第七条第2項

自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。

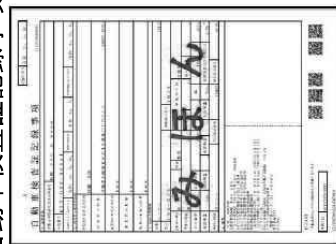
＜想定される電子車検証の同一性確認方法＞

	同一性確認書類	考え方
①	車検証券面記載事項	券面記載事項 ≠ 記録のため ×
②	自動車検査証記録事項	車検証ではないため ×
③	車検証閲覧アプリの画面	車検証記録事項のため ○
④	車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項	アプリから印刷 ⇒ ○

電子車検証



自動車検査証記録事項



車検証閲覧アプリ



Ⅲ 検査業務関係

1. 審査事務規程の第57次改正概要

プレスリリース

令和6年6月27日



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第57次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和6年8月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。[9-3]
2. 平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。[9-8]

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

第 9 章 テスタ等による機能維持確認

9-1 適用

この章の規定は、サイドスリップ・テスト、ブレーキ・テスト、可視光線透過率測定器、騒音計等、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ、前照灯試験機、色度座標測定機器、速度計試験機、検査用スキャンツールを用いて審査するものに適用する。

9-2 かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスト）

（保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 3 項第 1 号リ、第 91 条第 3 項第 1 号ル、第 169 条第 1 項第 1 号ル関係）

(1) 次表に掲げる自動車に備えるかじ取装置は、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。

ただし、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

この場合において、8-13 の適用を受ける自動車以外の自動車であって、諸元表等により審査した際に、UN R79-01 以降の 5. 及び 6.（UN R79-01 にあっては 5. 1. 6. 1. を除く。）に適合することが明らかなものは、この基準に適合するものとして取扱うことができる。

対象	・ 四輪以上の自動車
除外	－

(2) サイドスリップ・テストを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1) に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスト）

（保安基準第 12 条第 1 項、細目告示第 93 条第 7 項、第 171 条第 7 項関係）

(1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テストを用いて計測した制動力が、最高速度が 80km/h 未満であって車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

対象	・ 自動車
除外	－

この場合において、審査時車両状態（定義中、空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態に限る。以下 9-3 において同じ。）における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載又は記録された前軸重に 55kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載又は記録された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

- ① 主制動装置（②又は③の自動車のものを除く。）
- ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
- （ア）制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 3.92N/kg 以上）であること。
- この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg 以上」とみなす。
- （イ）後車輪にかかわる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.98N/kg 以上であること。
- （ウ）左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
- （ア）制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 50%以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 40%以上）であること。
- この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50%以上」とみなす。

- (イ) 後車輪にかかわる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 10% 以上であること。
- (ウ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8% 以下であること。
- ② 最高速度が 80km/h 未満であって車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車の主制動装置
 - ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
 - (ア) 制動力の総和を車両総重量で除した値が 3.92N/kg 以上であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「3.92N/kg 以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
 - イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
 - (ア) 制動力の総和が車両総重量の 40% 以上であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「40% 以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8% 以下であること。
- ③ 被牽引自動車の主制動装置
 - ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
 - (ア) 制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 4.90N/kg 以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 3.92N/kg 以上）であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg 以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
 - イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
 - (ア) 制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 50% 以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 40% 以上）であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50% 以上」とみなす。
 - (イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8% 以下であること。
- ④ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）
 - ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

この場合において、次の (ア) 又は (イ) に該当する場合には、「1.96N/kg 以上」とみなす。

 - (ア) ブレーキ・テストのローラ上で当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合
 - (イ) 次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックする場合
 - (a) 主制動装置を省略している車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車
 - (b) 慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車
 - イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20% 以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

この場合において、次の (ア) 又は (イ) に該当する場合には、「20% 以上」とみなす。

 - (ア) ブレーキ・テストのローラ上で当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合
 - (イ) 次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックする場合

- (a) 主制動装置を省略している車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車
 (b) 慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車

- ⑤ 被牽引自動車に備える制動装置であって、走行中、牽引自動車と分離したときに当該被牽引自動車を停止させるために自動で作動するもの
- ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であること。
- (2) ブレーキ・テストを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-4 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）

（保安基準第 29 条第 4 項第 6 号、細目告示第 39 条第 3 項第 7 号、第 117 条第 4 項第 7 号、第 195 条第 5 項第 7 号関係）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に規定する運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分に、フィルム類その他が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装されていることが確認されたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。
- なお、可視光線透過率測定器は、計測する受検車両毎に校正を行うこと。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

9-5 自動車が発する騒音の大きさ（騒音計等）

（保安基準第 30 条第 1 項、細目告示第 40 条第 1 項、第 118 条第 1 項、第 196 条第 1 項関係）

次表に掲げる自動車は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、自動車の発する騒音が、自動車に対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないと認められる自動車にあつては、この基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器（排気管等を含む。）であつて、その機能を損なう損傷等のないもの又は指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器以外の消音器（排気管等を含む。）であつて、事務所等において測定したスクリーニング値が自動車に対応するそれぞれの規制値-3dB 以下のものは、対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないものとして取扱うことができる。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車 ・排気管を有しない自動車 ・排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないもの

[排気騒音規制車]

- (1) 次表の「区分」に掲げる自動車であつて「適用日」以前に製作されたものは、排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の 60%で無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ 20m 離れた地上高さ 1.2m の位置における騒音の大きさをいう。）を dB で表した値が 85dB を超えない構造でなければならない。

区分	適用日
ア 型式指定自動車	昭和 46 年 3 月 31 日（同日以前の型式指定自動車にあつては、同年 12 月 31 日）
イ 騒音防止装置認定自動車	昭和 50 年 12 月 31 日
ウ 国土交通大臣が指定する自動車（ア及びイに掲げる自動車を除く。）	昭和 53 年 12 月 31 日
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和 61 年 5 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成元年 3 月 31 日）
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供す	昭和 63 年 5 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成元年 3 月 31 日）

- ※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。
- ※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

9-8 前照灯の明るさ及び主光軸の向き（前照灯試験機）

（保安基準第32条第2, 5, 8項、細目告示第42条第2, 3, 6, 8項、第120条第2, 3, 6, 9, 11項、第198条第2, 3, 6, 9, 11項関係）

(1) 自動車に備える前照灯は、灯光の明るさ等に関し、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

この場合において、(2)に規定する自動車の状態で前照灯を計測したときに、(3)に規定する要件を満たし、かつ、前照灯のレンズ面に、損傷、著しい汚損、緩み、がたがないものは、これらの基準に適合するものとする。

① 走行用前照灯及びすれ違い用前照灯

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・被牽引自動車 ・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車

ア 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

イ 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。

ウ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあつては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

エ すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

② 配光可変型前照灯

対象	・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車
除外	・側車付二輪自動車 ・三輪自動車 ・大型特殊自動車 ・被牽引自動車

ア 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、夜間に走行用ビームを照射したときに、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

イ 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、走行用ビームを発する際に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。

ウ 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。

エ 配光可変型前照灯のすれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、「100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）」とあるのは「50m（軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものにあつては、15m）」と、「40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局

長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m)」とあるのは「15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。」とそれぞれ読み替えることができる。

◇昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、「最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m)」とあるのは「大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m)」と読み替えることができる。

◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、「40m)」とあるのは「30m)」と読み替えることができる。

(2) 自動車の状態は、次の①から⑥までの状態とする。

- ① 直進姿勢
- ② 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- ③ 原動機が作動している状態
- ④ 前照灯試験機の受光部と計測する前照灯（配光可変型前照灯の場合は灯火ユニット）を正対させた状態
- ⑤ 前照灯の計測に影響する灯火器が点灯している場合には、その灯火器の照明部を遮蔽した状態
- ⑥ 配光可変型前照灯を備えた自動車にあつては、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態

(3) 自動車の種類に応じた計測区分及び計測値の判定は次のとおりとする。

① 「走行用前照灯」の計測

対象	- 平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 - 令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車 - 令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された側車付二輪自動車 - 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 - 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの
除外	②又は③の計測をする自動車 7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車 - 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車 - 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

注 1：設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間、「令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車」とあるのは「二輪自動車」と、「令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された側車付二輪自動車」とあるのは「側車付二輪自動車」とそれぞれ読み替える。

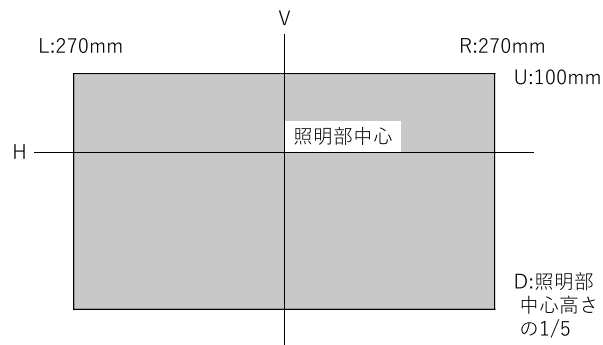
[計測値の判定]

走行用前照灯（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものにあつては主走行用ビーム）を計測したとき、最高光度点の位置及び最高光度点における光度は、前方 10m の位置において、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

自動車の種類	最高光度点の位置	最高光度点における光度
下段以外の自動車	「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の平面に挟まれた範囲内	- すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 15,000cd 以上 - すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 12,000cd 以上（12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上） - 走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものは、主走行用ビーム 1 灯につき

		12,000cd 以上 (12,000cd に満たない場合にあっては、他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上)
・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 ・昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された大型特殊自動車	「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、 「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の平面に挟まれた範囲内	1 灯につき 10,000cd 以上

〈参考図〉判定エリア



② エルボ一点又はカットオフラインの位置による「すれ違い用前照灯」又は「配光可変型前照灯」の計測

対象	・カットオフラインを有するすれ違い用前照灯を備える自動車 ・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車
除外	・①又は③の計測をする自動車 ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

[計測値の判定]

カットオフラインを有するすれ違い用前照灯又は配光可変型前照灯のすれ違い用ビームを計測したとき、エルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

自動車の種類	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
下段以外の自動車	エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.90° [160mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の平面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上 (自動計測式前照灯試験機を用いて計測)

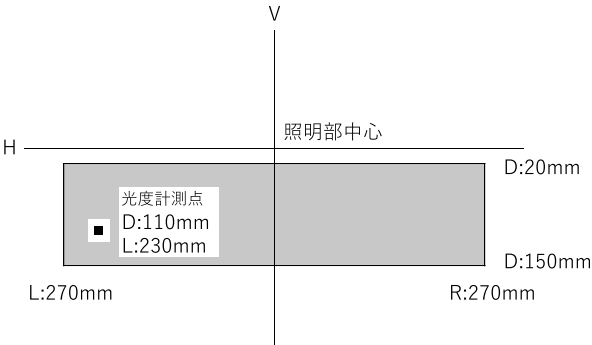
	に挟まれた範囲内 (自動計測式前照灯試験機を用いて計測する場合にあっては、カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の平面が交わる 2 つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内にあることでもよい。)	したとき 6,400cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上)
・二輪自動車 ・側車付二輪自動車	次のいずれかに該当すること。 ・エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内 ・カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の平面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内	・エルボ一点を有する構造のものは、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の平面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上 (自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 3,200cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において 1 灯につき 3,200cd 以上) ・エルボ一点を有しない構造のものは、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上 (自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 3,200cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53° [90mm] 及び下方 1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00° [180mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上)
・二輪自動	カットオフラインの位置は、「すれ違い用前	すれ違い用前照灯の最高光度点における

車 ・側車付二輪自動車 (それぞれ設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間に受検するものに限る。)	照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方の範囲内	光度は、1 灯につき 5,000cd 以上 (5,000cd に満たない場合にあっては、走行用前照灯の最高光度点における光度が 1 灯につき 15,000cd 以上)
--	--------------------------	---

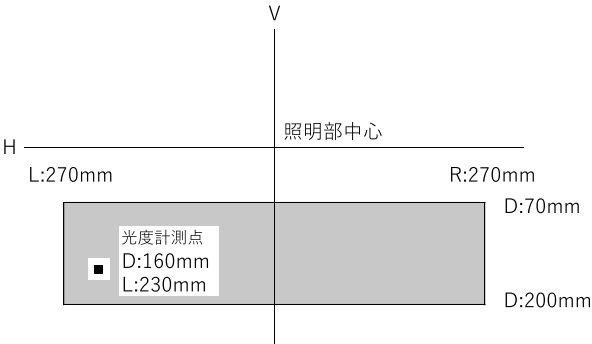
注 1：表中の [] 内の数値は、前方 10m の位置における値を示す。
注 2：配光可変型前照灯については、「すれ違い用前照灯の照明部」とあるのは「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部」と読み替える。

〈参考図〉判定エリア（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外）

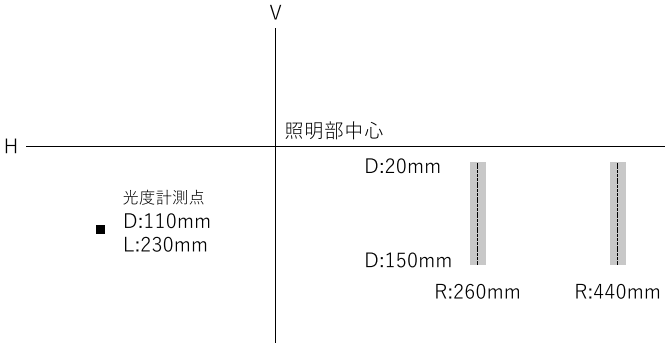
エルボ一点判定、照明部中心高さ 1メートル以下



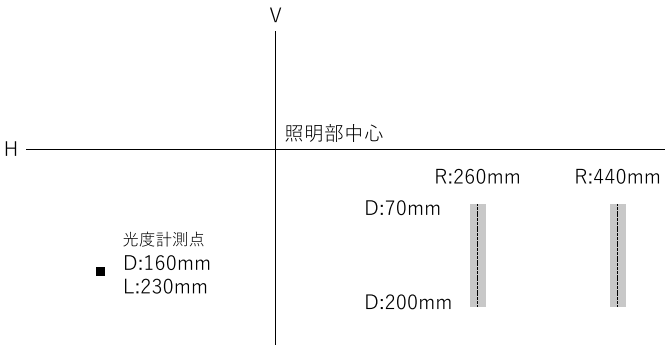
エルボ一点判定、照明部中心高さ 1メートル超え



カットオフライン判定、照明部中心高さ 1メートル以下

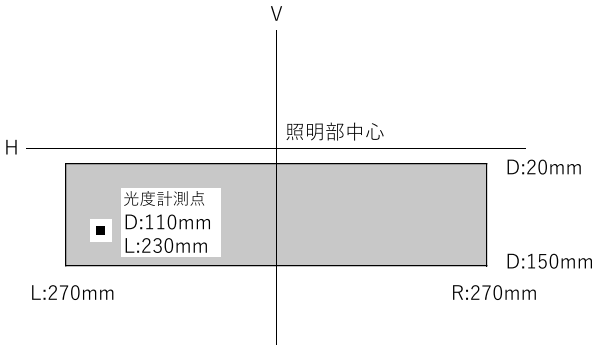


カットオフライン判定、照明部中心高さ 1メートル超え

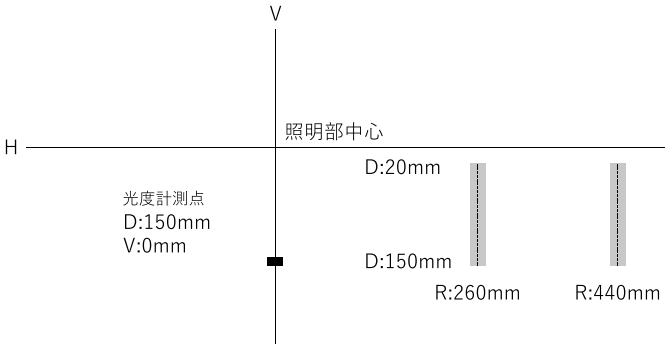


〈参考図〉判定エリア（二輪自動車及び側車付二輪自動車）

エルボー一点判定



カットオフライン判定



③ 最高光度点の位置による「すれ違い用前照灯」の計測

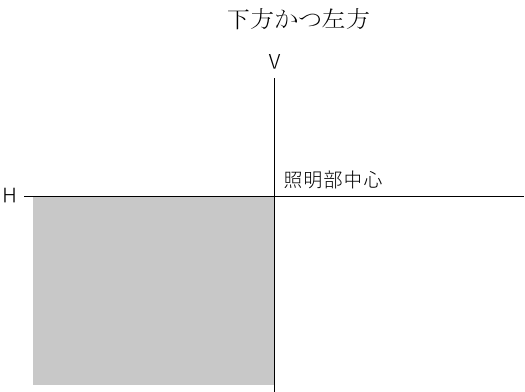
対象	・ カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車 ・ 指定自動車等以外の自動車
除外	・ ①又は②の計測をする自動車 ・ 二輪自動車 ・ 側車付二輪自動車 ・ 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・ 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・ 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車 ・ 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

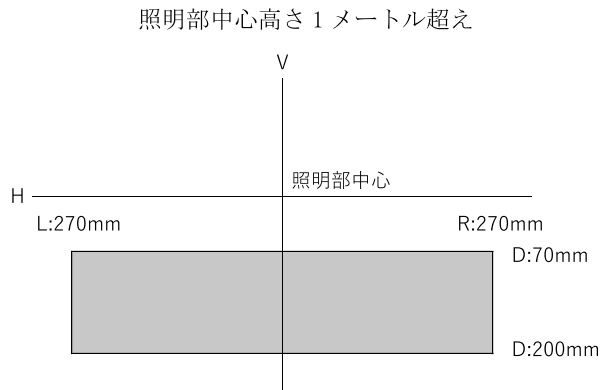
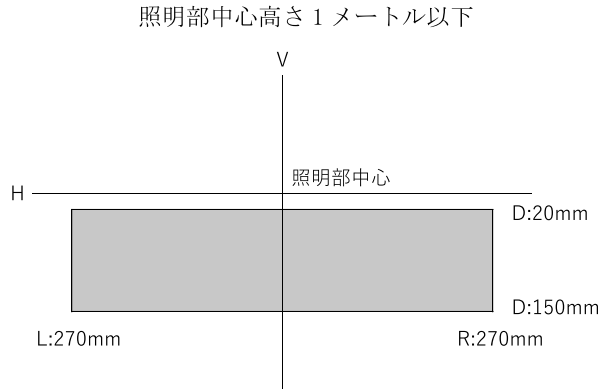
[計測値の判定]

すれ違い用前照灯を計測したとき、最高光度点の位置及び最高光度点における光度は、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

最高光度点の位置	最高光度点における光度
次のいずれかに該当すること。 ・ 「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方の範囲内 ・ 「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内	1 灯につき 6,400cd 以上

〈参考図〉 判定エリア





- (4) 保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-9 灯火器の灯光の色（色度座標測定機器）

- (1) 橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、橙色の灯光の色の規定に適合するものとする。
- (2) 赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは、赤色の灯光の色の規定に適合するものとする。

9-10 警告器の音の大きさ（騒音計等）

- (保安基準第 43 条第 3 項、細目告示第 141 条第 2 項から第 4 項まで、第 219 条第 2 項から第 4 項まで関係)
- (1) 次表に掲げる自動車に備える警告器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

- ① 警告器の音の大きさ（2 以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方 7m の位置において 112dB 以下 87dB 以上（動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警告器にあつては、112dB 以下 83dB 以上）であること。

【適用関係の整理】
◇昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、警告器の音の大きさ（2 以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方 2m の位置において 115dB 以下 90dB 以上（軽自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える警告器にあつては、115dB 以下の適当な大きさ）又は自動車の前方 7m の位置において 112dB 以下 93dB 以上（軽自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車

カットオフラインが確認できない自動車 などのロービーム計測について

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1 については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法を見直します。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

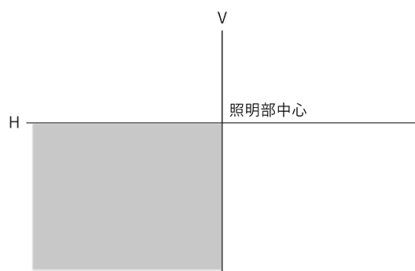
最高光度点の位置によるロービーム計測方法

1. 対象となる自動車

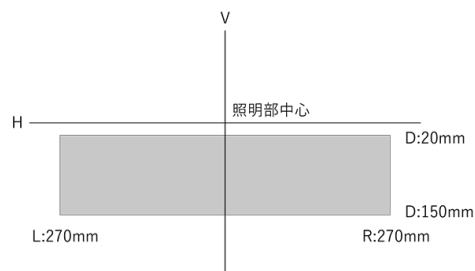
- ・ カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車
- ・ 指定自動車等以外の自動車（注）指定自動車等以外の自動車は「エルポ一点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

2. 計測値の判定

- ・ 最高光度点の位置：次のいずれかの範囲内にあること
- ・ 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること



又は



※照明部中心高さ1m超えの場合は、
20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

車検時にはヘッドライトテストを用いてロービームを計測します

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが

①夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること

②照射光線が他の交通を妨げないこと

の基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

ロービームの光度及び向きが基準に適合するように、適切な整備・調整をお願いいたします。

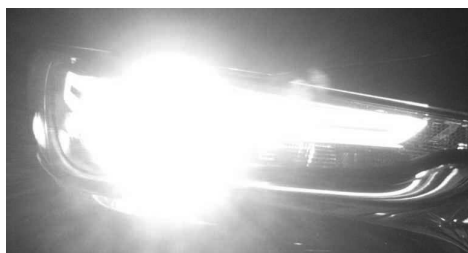
※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズレていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト

※ 裏面もご確認ください。

ロービームの光度及び向きの 適切な整備・調整のお願い

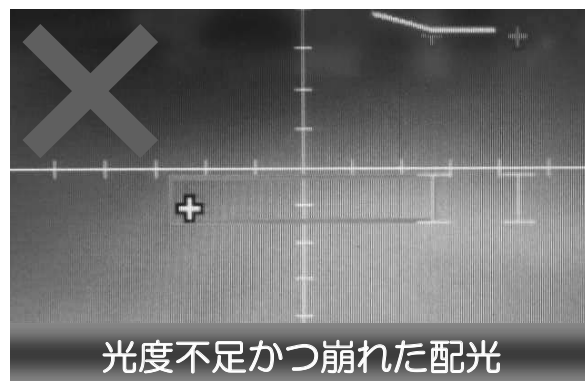
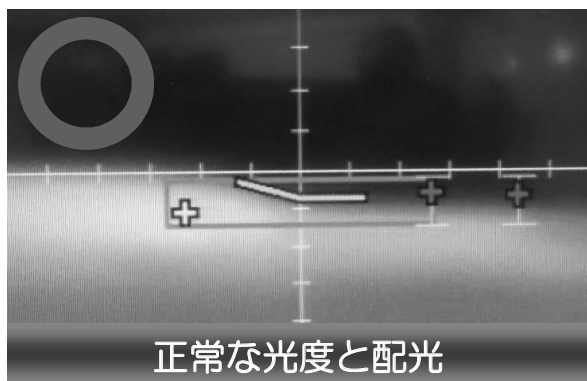
自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものも多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！



これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



2. 審査事務規程の第59次改正概要

プレスリリース
令和 6 年 9 月 20 日



－ 審査事務規程の一部改正について（第 59 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2]
 - 乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]
 - 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]
2. 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添 3]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

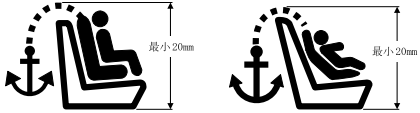
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

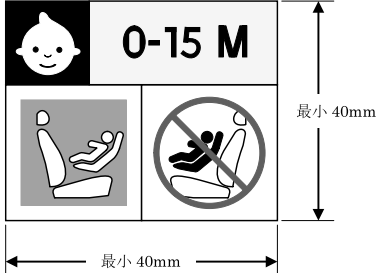
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-47 年少者用補助乗車装置等 7-47-1 装備要件 (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、緊急自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 (保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係) ① 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車 ② 運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車 ③ 運転者席より後方に備えられた乗車を補助する装置が昇降することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車 (2) (1) に規定する自動車であって幌型形状で複数の列の座席を有するものについては、(1) の基準にかかわらず、ISOFIX 取付装置を 2 個以上備えればよい。 (3) (1) に規定する自動車であって次に掲げる全ての要件を満たすものについては、(1) の基準にかかわらず、年少者用補助乗車装置取付具を 1 個備えればよい。 ① 乗降口が 2 個以下であること。 ② 動力伝達装置又は緩衝装置により後部座席への年少者用補助乗車装置取付具の取付けが妨げられる構造であること。 ③ 原動機の最高出力 (kW) を 1,000 倍した値を車両重量 (kg) に 75kg を加えた値で除した値が 140 を超えること。 $(\text{原動機の最高出力 (kW)} \times 1,000) / (\text{車両重量 (kg)} + 75) > 140$ ④ 原動機の最高出力 (kW) が 200kW を超えること。 (4) (1) に規定する自動車であって、年少者用補助乗車装置取付具が備えられた座席を取外す改造をした自動車については、当該座席を取外した数だけ備え付けるべき年少者用補助乗車装置取付具の個数を減じることができる。(細目告示第 110 条第 1 項関係) 7-47-2 性能要件（書面等による審査） (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-01 の 5. 及び 6. 又は UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-01 の 5.3. 又は UN R14-07-S8 の 5.3.8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係) ① 指定自動車等に備えられている年少者用補助乗車装置取付具と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に	8-47 年少者用補助乗車装置等 8-47-1 装備要件 (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、緊急自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 (保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係) ① 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車 ② 運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車 ③ 運転者席より後方に備えられた乗車を補助する装置が昇降することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車 (2) (1) に規定する自動車であって幌型形状で複数の列の座席を有するものについては、(1) の基準にかかわらず、ISOFIX 取付装置を 2 個以上備えればよい。 (3) (1) に規定する自動車であって次に掲げる全ての要件を満たすものについては、(1) の基準にかかわらず、年少者用補助乗車装置取付具を 1 個備えればよい。 ① 乗降口が 2 個以下であること。 ② 動力伝達装置又は緩衝装置により後部座席への年少者用補助乗車装置取付具の取付けが妨げられる構造であること。 ③ 原動機の最高出力 (kW) を 1,000 倍した値を車両重量 (kg) に 75kg を加えた値で除した値が 140 を超えること。 $(\text{原動機の最高出力 (kW)} \times 1,000) / (\text{車両重量 (kg)} + 75) > 140$ ④ 原動機の最高出力 (kW) が 200kW を超えること。 8-47-2 性能要件（視認等による審査） (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係、細目告示第 188 条第 1 項関係)

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
備えられた年少者用補助乗車装置取付具 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具 (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-04 の 4、6、及び 7、又は UN R44-04-S18 の 4、6、から 8、まで及び 15、に適合するものでなければならない。 ただし、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に取付けられるものにあつては、UN R170-00 の 5、7、及び 8、に適合するものであればよい。 （保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） (3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等がなく、(4) に該当しないものは (2) の基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 110 条第 3 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） ① 指定自動車等に備えられているもの同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた	① 自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。 ② 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないものであること。 ③ ISOFIX トップテザー取付装置及び当該装置の後方に備えられた ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置には、次のいずれかの表示を行うこと。 ただし、7-47-2 (5) の自動車には適用しない。 また、ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置を有していない場合にあっては、この限りではない。 ア 全ての ISOFIX トップテザー取付装置に、次に定める様式の例により当該装置が ISOFIX トップテザー取付装置であることを表示すること。 様式の例  イ 全ての ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置に、当該装置が ISOFIX トップテザー取付装置として使用できないことを表示すること。 (2) 年少者用補助乗車装置取付具の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 188 条第 1 項関係） (3) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 188 条第 2 項関係）

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき年少者用補助乗車装置について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置	① 年少者用補助乗車装置を備える座席、座席ベルト及び年少者用補助乗車装置取付具を損傷しないものであること。 ② 前向き及び後向きのいずれでも使用可能な年少者用補助乗車装置には、当該装置が取付けられた状態において視認できる場所に次に定める様式による表示を付さなければならない。 この場合において、当該様式による表示の文字「M」に「(ヵ月)」等と補足してもよいこととする。 (参考図)  ③ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。 この場合において、年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるものは、この基準に適合しないものとする。 ④ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が 8-44-2 (4) の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。 この場合において、自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。 ア 当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。 イ 衝撃、振動等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。 ⑤ 容易に着脱ができるものであること。 この場合において、緊急時に保護者又は第三者によ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、UN R129-04 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R170-00 の 5.、7. 及び 8. の基準に適合しないものとする。(細目告示第 110 条第 4 項関係) ① 年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるもの ② 自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置 ③ 衝撃、振動等によりゆりみ、変形等を生じるおそれのある年少者用補助乗車装置 ④ 緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造の年少者用補助乗車装置 (5) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。 ① UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. (5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. の規定を除く。) に適合する年少者用補助乗車装置取付具 ② FMVSS 225 に適合する装置 ③ CMVSS 225 に適合する装置 (6) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置」とする。 ① UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する装置 ② FMVSS 213 に適合する装置 ③ CMVSS 213 に適合する装置 (7) 次に掲げる自動車については、(1) 本文中「UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. (5.2.4.5. を除き、UN R14-07-S1 の 5.2.4.5. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 5 項関係) ① 平成 25 年 4 月 12 日以前に製作された自動車 ② 平成 25 年 4 月 13 日以降に製作された自動車のうち、次のいずれかに該当するもの (ア) 平成 25 年 4 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、ISOFIX トップテザー取付装置に変更がないもの (イ) 平成 25 年 4 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、(平成 25 年 4 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から ISOFIX トップテザー取付装置に変更がないもの	って容易に救出することができない構造である年少者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとする。 ⑥ 年少者用補助乗車装置の説明書をウェブサイトへの掲載により提供する場合、当該説明書を掲載したウェブサイトのアドレス (二次元コードを含む。) を年少者用補助乗車装置の見やすい場所に表示することにより、容易に確認できるものであること。 (4) 年少者用補助乗車装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 188 条第 3 項関係)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(8) 平成25年4月12日以前に製作された自動車については、 (1) 本文中「UN R14-07-S8 の5.、6.及び7.」とあるのを、「UN R14-07-S8 の5.、6.及び7. (5.3.8.を除き、UN R14-07-S1 の5.3.8.を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第22条第7項関係) (9) 次に掲げる装置 (①又は②のいずれかに該当するものについては、令和5年8月31日までの間に製作されたものに限る。)については、(2) 本文中「UN R129-03-S9 の4.、6.及び7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の4.、6.から8.まで及び15.」と読替えることができる。(適用関係告示第22条第14項及び第15項関係) ① 令和3年8月31日以前に製作された自動車又は年少者用補助乗車装置 ② 令和3年9月1日以降に製作された年少者用補助乗車装置であって、令和3年8月31日以前に法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けたもの ③ 座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置 (10) 次に掲げる年少者用補助乗車装置については、(2) 本文中「UN R129-04」とあるのを、「UN R129-03-S9」と読替えることができる。(適用関係告示第22条第16項関係) ① 令和8年8月31日以前に製作された年少者用補助乗車装置 ② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された年少者用補助乗車装置であって、令和8年8月31日以前に法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けたもの 7-47-3 欠番	8-47-3 欠番 8-47-4 適用関係の整理 7-47-4の規定を適用する。
7-47-4 適用関係の整理 (1) 平成7年3月31日以前に製作された自動車については、7-47-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第22条第1項関係) (2) 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、7-47-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第22条第2項及び第3項関係) (3) 次に掲げる自動車については、7-47-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第22条第11項) ① 令和2年8月31日以前に製作された自動車 ② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和2年8月31日以前のもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和2年8月31日以前のもの (4) 次に掲げる自動車については、7-47-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第22条第12項関係) ① 令和4年8月31日以前に製作された自動車 ② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和4年8月31日以前のもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの (5) 次に掲げる自動車については、7-47-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第22条第17項関係) ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和9年8月31日以前のもの	

3. 審査事務規程の第61次改正概要

プレスリリース
令和6年12月26日



－ 審査事務規程の一部改正について（第61次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年1月6日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が10人以上かつ車両総重量が3.5トンを超える乗用自動車や車両総重量が3.5トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置として UN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。[6-105の2、7-105の2、9-14]

2. 新規検査等における提出書面関係〔別添2〕

車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。

3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-105 の 2 車両後退通報装置 7-105 の 2-1 装備要件 自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 10 関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 3.5t 以下のもの ③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ④ ①から③までの自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車 ⑥ 三輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 7-105 の 2-2 性能要件 7-105 の 2-2-1 視認等による審査 (1) 車両後退通報装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項及び第 2 項関係） ① 車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。 ただし、7-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあつては、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、当該装置を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。 ア 運転者が運転者席においてのみ、車両後退通報装置の作動を停止する操作ができること。 イ 運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できること。 ウ 始動装置を再度始動させた場合に、その都度、自動で解除されること。 ② 車両後退通報装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの 4 分の 1 を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの 4 分の 1 までの間）に取付けられていること。 ③ 車両後退通報装置は、原動機の操作装置が始動位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。 ④ 車両後退通報装置の通報音発生装置（7-105 の 2-2-2 (1) ② に適合する装置を除く。）の周囲に通報音の開放部が設けられていること。 ⑤ 車両後退通報装置の機能及び性能等を著しく損なうおそれのある損傷等のないものであること。 (2) (1) 及び 7-105 の 2-2-2 に適合する車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、(1) 及び 7-105 の 2-2-2 の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たすものであればよい。 ① 音声信号によるメッセージ内容は、自動車が後退することを歩行者等に通報するものであること。 ② 音声信号を用いる車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの 4 分の 1 を超える場合にあっては、	8-105 の 2 車両後退通報装置 8-105 の 2-1 装備要件 自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 10 関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 3.5t 以下のもの ③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ④ ①から③までの自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車 ⑥ 三輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 8-105 の 2-2 性能要件（視認等による審査） (1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、正常に作動するものでなければならない。（細目告示第 223 条の 6 第 1 項関係）

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
自動車の最後端から自動車の長さの4分の1までの間)に取付けられていること。 7-105の2-2-2 書面等による審査 (1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、次に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。(細目告示第145条の6第1項関係) ① UN R165-00の6.に定める基準 ② UN R165-00の14.(14.3.を除く。)の基準に適合する車両後退通報装置を備える場合であって、車両後退通報装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷のないものであること (2) 次に掲げる車両後退通報装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第145条の6第4項関係) ① 指定自動車等に備えられている車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた車両後退通報装置を有する自動車に取付けられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置 7-105の2-3 欠番 7-105の2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第51条の6関係) ① 令和7年1月18日(輸入自動車にあつては令和8年1月18日)以前に製作された自動車 ② 令和7年1月19日から令和9年1月18日(輸入自動車にあつては令和8年1月19日から令和10年1月18日)までに製作された自動車で、次に掲げるもの - ア 令和7年1月18日(輸入自動車にあつては令和8年1月18日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 - イ 令和7年1月19日(輸入自動車にあつては令和8年1月19日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和7年1月18日(輸入自動車は令和8年1月18日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車両後退通報装置に係る性能が同一のもの - ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録された保安基準適用年月日が令和9年1月18日(輸入自動車は令和10年1月18日)以前のもの	8-105の2-3 欠番 8-105の2-4 適用関係の整理 7-105の2-4の規定を適用する。

この場合、指示された装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、当該装置については（2）及び（3）の審査に代えて基準に適合するものとする。

① 排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）

排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合（細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ.の規定が適用される自動車に限る。）

② 安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）

OBD 検査対象装置のうち、当該自動車に備える全ての安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合

(6) 法第 78 条の自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて 5 日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD 検査用サーバから OBD 検査を省略できる旨の応答がある。

この場合、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、（2）及び（3）の審査に代えて基準に適合するものとする。

ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。

(7) 次に掲げる場合には、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、（2）及び（3）の審査に代えて基準に適合するものとする。

① 4-10（2）を適用する場合

② 自動車審査高度化施設又は高度化システムに障害等が発生し、本部検査部の長が（2）の方法により実施することが困難であると判断した場合

9-14 車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）

（保安基準第 43 条の 10、細目告示第 67 条の 6 第 3 項、細目告示第 145 条第 3 項、第 223 条第 3 項関係）

(1) 次表に掲げる自動車に備える車両後退通報装置（音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合に限る。）

は、通報音を発生することにより歩行者に自動車が後退する旨を通報することができるものとして音色、音量等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、音声信号を用いる車両後退通報装置と音声信号を用いる車両後退通報装置以外の車両後退通報装置の音の大きさの和は、自動車の後方 1m の位置において 92dB 以下でなければならない。

対象	・自動車
除外	・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの ・貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ・上記 3 項目の自動車の形状に類する自動車 ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・三輪自動車 ・大型特殊自動車 ・被牽引自動車

(2) 音声信号を用いる車両後退通報装置の音の大きさが 92dB を超えるおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

② マイクロホンは、車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて次に掲げる位置に設置する。

ア 車両中心線上から左右方向 0.15m のいずれかの位置

イ 自動車の後端から当該自動車の後方 1m±0.1m の位置

ウ 地上 0.45m から 1.55m までの高さにおけるいずれかの位置

③ 聴感補正回路は A 特性とする。

④ 指示機構の動特性は「速い動特性（FAST）」とする。

⑤ 次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。

ア 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法

イ 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法

- ⑥ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- ⑦ UN R165-00 の 2.1.1. 又は 2.1.4. に定義される車両後退通報装置に加えて備える車両後退通報装置は UN R165-00 の 2.3. の状態で測定するものとする。
- ⑧ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 計測はマイクロホンの位置を変更せずに 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。
 - イ 2 回の計測値の差が 2dB を超える場合には、計測値を無効とする。
ただし、いずれの計測値も 92dB を超える場合には有効とする。
 - ウ 2 回の計測値（エにより補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。
 - エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3dB 以上 10dB 未満の場合には計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB 未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

4. 審査事務規程の第63次改正概要

プレスリリース

令和7年3月13日



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第63次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年4月1日（一部は令和7年10月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 新規検査等における書面審査関係〔別添2〕
 - 別添2 新規検査等書面審査要領について、本文＋附則1～4から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。
 - 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。
 - 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。
2. 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係〔別添3〕
 - 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。
 - 並行輸入自動車届出書（第1号様式）及び車両諸元概要表（第2号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。
3. 令和7年4月1日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の2か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日に変更します。〔4-25〕〔様式16〕
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

新規検査等届出書を 提出するみなさまへ

新規検査等を受検する際にご提出いただく書面について、以下のとおり変更しますのでお知らせします。

- ◇ 新規検査等の届出に用いる様式を変更します。（過渡期間が終了する令和7年9月30日までに切り替えていただきますようお願いいたします。）
- ◇ 事前書面審査の対象とならない新車の試作車又は組立車を令和7年10月1日以降に受検する場合には、新規検査等の当日に新規検査等届出書（第1号様式（その1））をご提出いただくこととします。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ 取扱い等の詳細については、当機構Webサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和8年3月31日

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化します

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化し、令和7年4月1日から適用しますのでお知らせします。

なお、令和7年9月30日までに届出書等を提出する場合は、従前の様式を用いることができます。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ それぞれの様式の記載方法等については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和8年3月31日

用途等の変更をする使用過程車等は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 11人以上
 - イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
 - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
 - イ 軽から普通又は小型に変更
 - ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トンを超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トンを超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

は、この限りでない。

4-25 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験

(1) 7-25 又は 8-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した様式 16 によるガス容器等再試験結果証明書（提出を求め審査するものとする。（道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）関係）

- ① 高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 49 条第 1 項及び第 49 条の 4 第 1 項に規定されている試験機関
- ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関

(2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。

- ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日とする。）を経過していないこと。

この場合において、令和 7 年 3 月 13 日付け規程第 29 号による改正前の様式 16 「ガス容器等再試験結果証明書」によりガス容器等再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日が記載されている場合には、記載された有効期限に 1 か月を加算した日に読み替えて判断するものとする。

- ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること。
- ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと。

(3) 型式指定自動車又は多仕様自動車について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）であって、次に掲げる自動車の種類に応じてそれぞれに定める全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。

- ① 型式指定自動車
 - ア 完成検査終了証（審査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。）の提示があること
 - イ 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと
- ② 多仕様自動車
 - ア 出荷検査証（備考欄に「ガス容器等再試験実施済」と記載があり、かつ、審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の提示があること
 - イ 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと

4-26 基準適合性審査時におけるその他確認事項

次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。

確認対象自動車	確認事項	対応
① 自動車登録番号標又は車両番号標を取付けている自動車	ア 番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に表示されていること イ ナンバープレートカバーが装着されていないこと ウ フレーム、ステッカー等で被覆されていないこと エ 回転して表示されていないこと	不適切表示を確認した場合には、自動車検査票 1 の「番号標板」を○で囲み、不適切表示である旨を記入
② 自動車登録番号標を取付けている	自動車の後面に取付けた自動	封印がない場合には、自動車検

様式 16 (4-25 関係)

年 月 日

ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1. に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名： 型式： 車台番号：

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

	技術基準
☐	細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
☐	細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
☐	細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限

有効期限： 年 月 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号		容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3	
2		4	

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○証票

容器証票に記載された車台番号の確認	適 ・ 否
車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認	適 ・ 否

○ガス容器

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適 ・ 否

○ガス容器附属品

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

- 本証明書は、道路運送車両法施行規則第36条第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項又は第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
- 本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地：

確認者の氏名：

5. OBD検査の概要

5. OBD検査の概要

OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査とは

Point

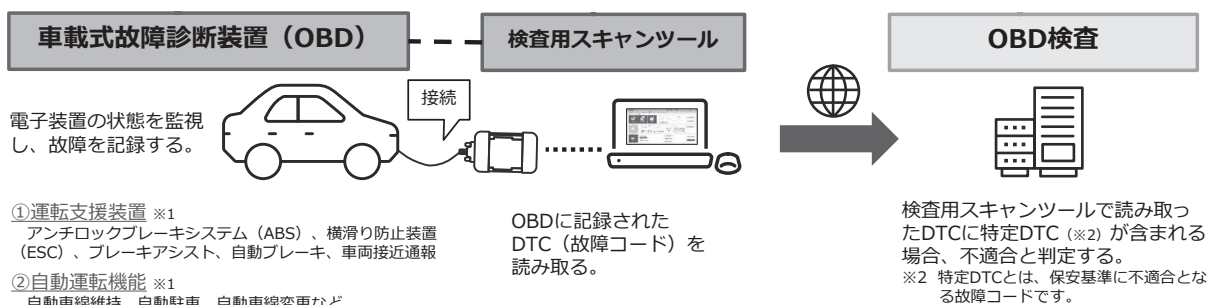
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



※1 保安基準に規定があるものに限る。

対象車両

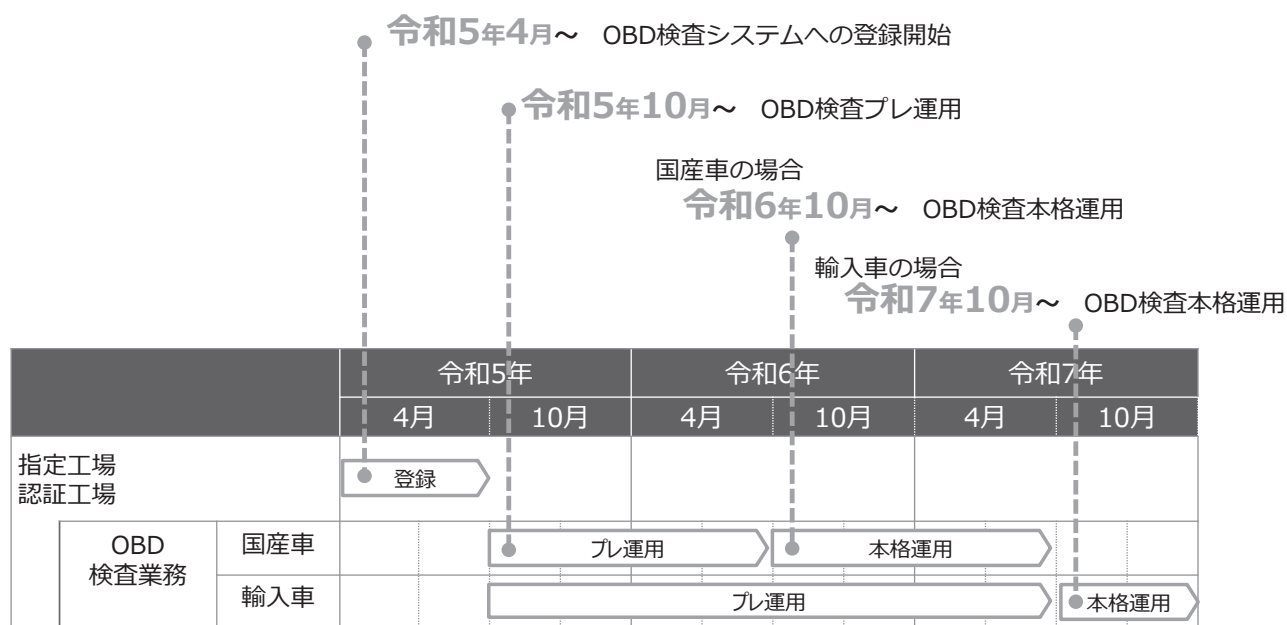
- ・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- ・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3

2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。
本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

3. OBD検査導入背景の紹介

Point

電子制御装置の誤動作による事故を防ぐ
ための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。これら運転支援等を制御する電子装置に誤作動が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。

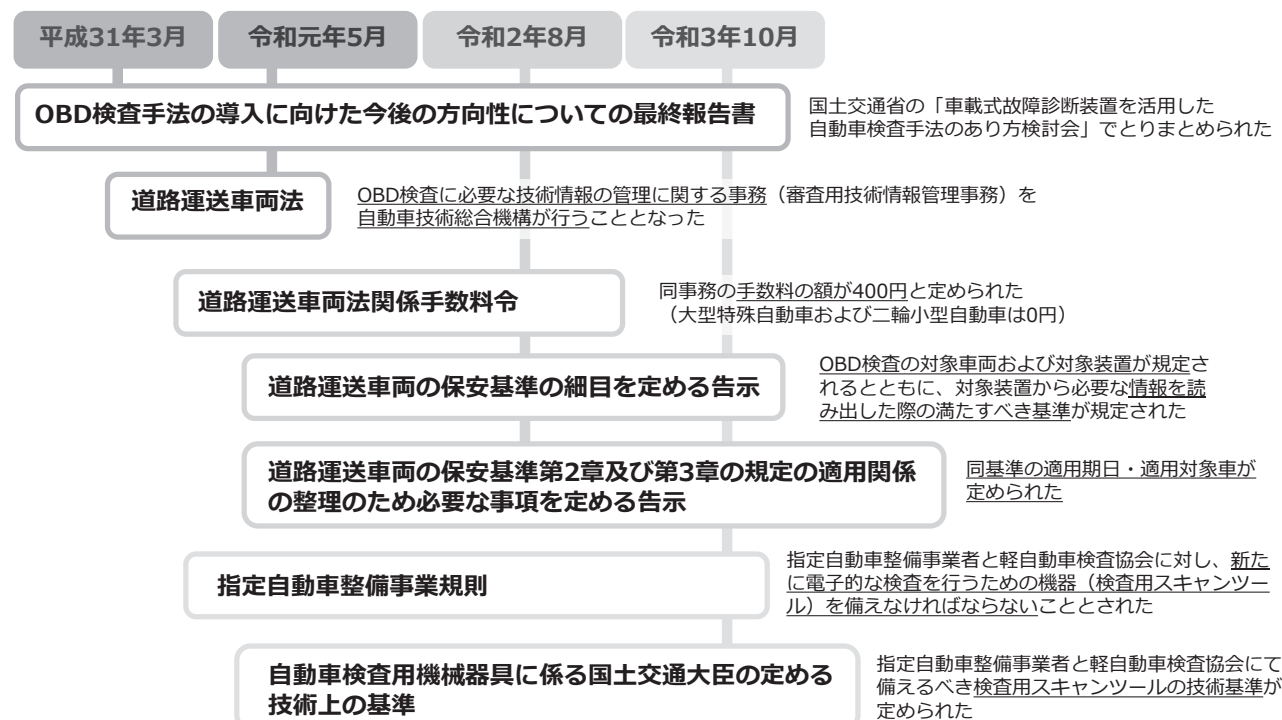


4. 関係法令の紹介

Point

OBD検査の導入にあたり関係法令が改正

OBD検査の導入に向けて、以下のように法令が改正されました。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

6

5. OBD検査システムの紹介

Point

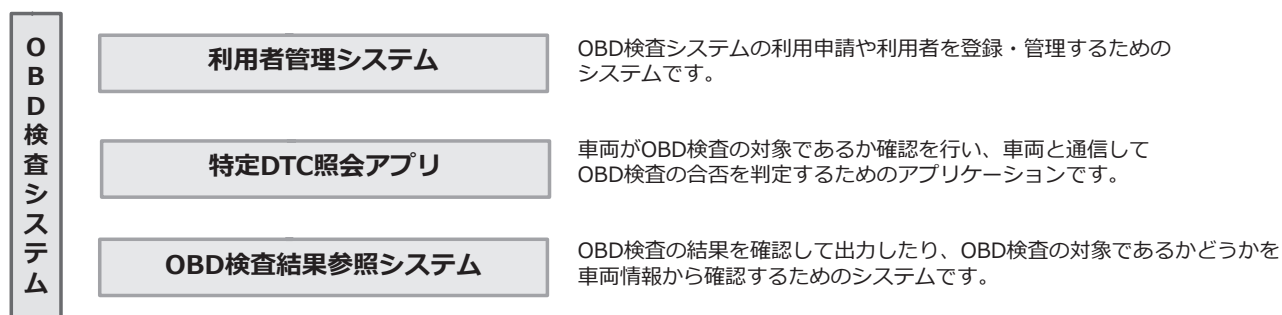
OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。

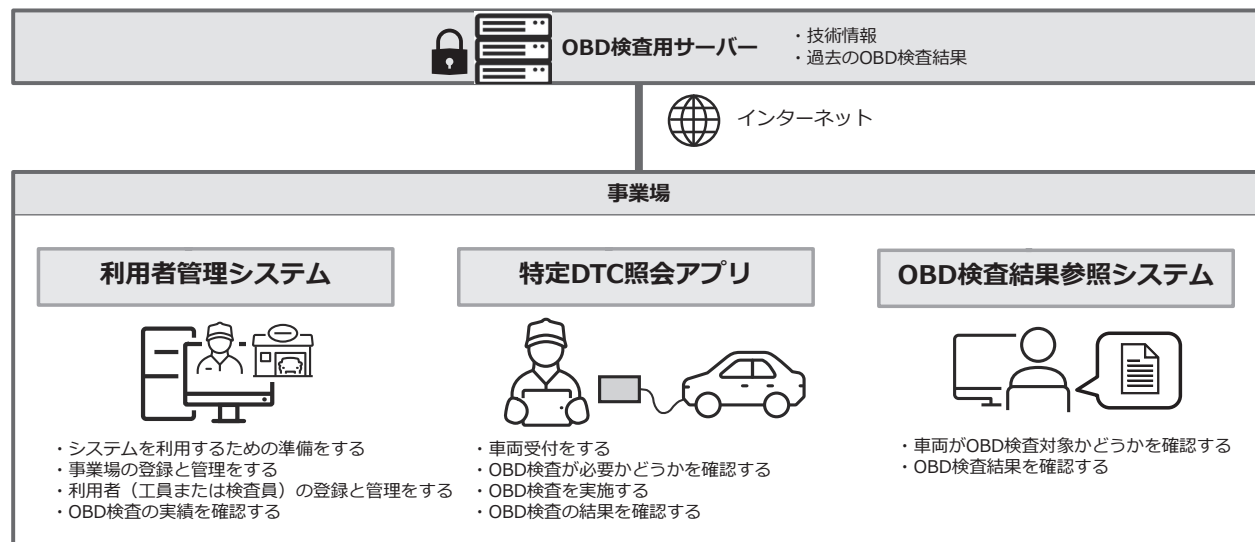
OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

7

自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



6. マニュアルの紹介

Point

OBD検査ポータルよりOBD検査業務実施時に参照するマニュアルをダウンロードできる

OBD検査で利用するアプリおよび各システムの操作を説明した、以下のマニュアルを用意しています。操作に困ったときなどにマニュアルを参照してください。

利用者管理システム操作マニュアル

OBD検査業務開始前の事前準備の際の事業場や利用者（工員または検査員）、OBD検査業務開始後の事業場や利用者（工員または検査員）の管理について説明しています。

特定DTC照会アプリ操作マニュアル

車両のOBD検査の要否確認、OBD検査の実施手順、OBD検査結果の確認について説明しています。

OBD検査結果参照システム操作マニュアル

OBD検査の前後に検査結果を確認したり、問い合わせに応じてOBD検査の対象型式かどうかを確認する操作について説明しています。

マニュアルは、OBD検査ポータルよりダウンロードができます。または、各システムにログイン後、「FAQ（よくあるご質問）」より確認できます。

7. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場	登録					
OBD 検査業務	国産車	プレ運用	本格運用			
	輸入車		プレ運用		本格運用	

令和5年4月～
利用者管理システム／OBD検査
結果参照システムに必要なもの

インターネット環境



PC



※1
Windows 10以上

令和5年10月～
特定DTC照会アプリに必要なもの

インターネット
環境



検査用スキャンツール※

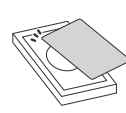


※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。
対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

二次元コードリーダ



ICタグリーダ



車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

10

8. OBD検査対象の車両について

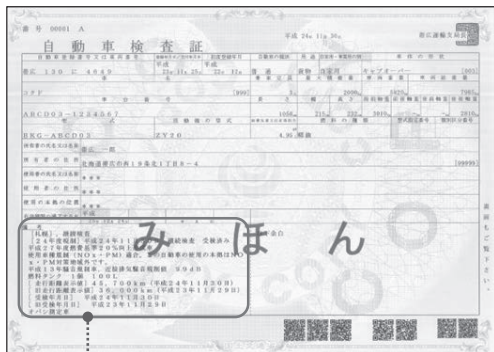
Point OBD検査対象車かどうかを
車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

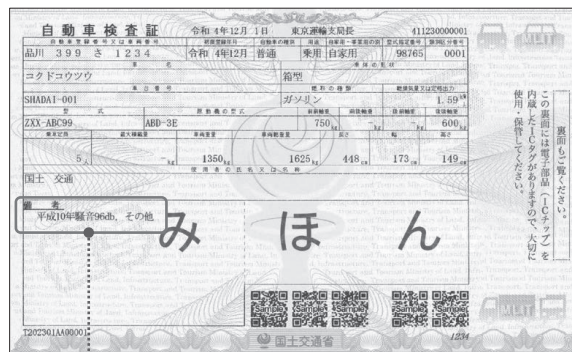
OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

車検証



備考
OBD検査対象車

電子車検証



備考
OBD検査対象

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

11

9. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

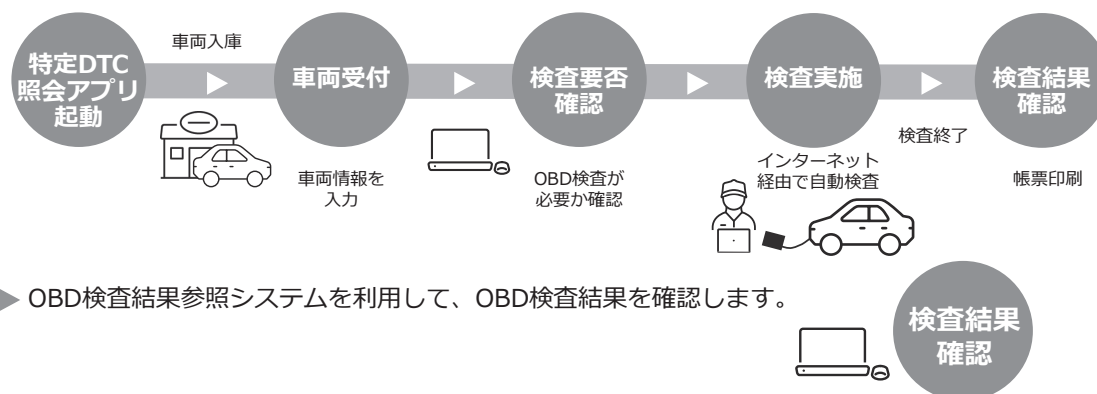
OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普段の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。



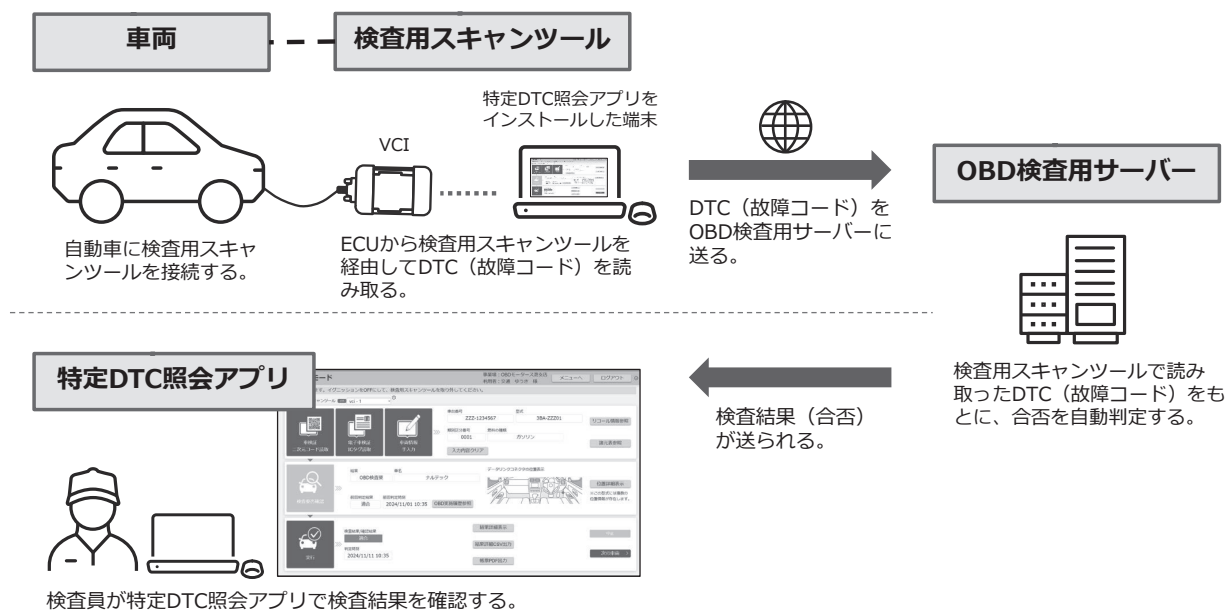
Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

12

10. OBD検査の実施概要

Point DTC（故障コード）を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

13

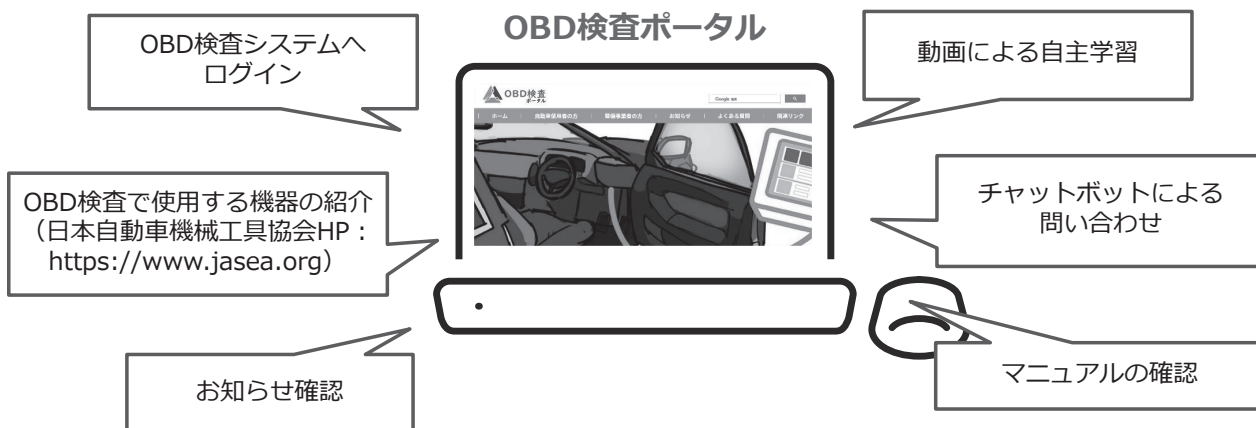
11. ポータルの紹介

Point

OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



12. まとめ

本研修でご紹介した内容をまとめます。

- 運転支援技術等の普及に伴い、電子制御装置が適切に機能しているかを確認するためのOBD検査が必要となりました。
- OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。
 - ・ 令和5年4月～OBD検査システムへの事業場情報登録開始
 - ・ 令和5年10月～OBD検査プレ運用
 - ・ 令和6年10月～OBD検査本格運用
- OBD検査は、OBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、事業場からインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し利用することができます。
- OBD検査システムを利用して、OBD検査を行う事業場および利用者（工具または検査員等）を登録・管理します。また、特定DTC照会アプリを利用してOBD検査を実施します。
- 以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。
 - ・ 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
 - ・ 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

IV Q&A

1. 指定関係

(1) 設備・管理組織等

Q 1. 事業場管理責任者を工員の数に含めてもよいか。

A 1.

工員としての要件「常時、点検及び整備作業に直接従事している者」に該当すれば工員 5 名または、4 名に含めても構いません。

Q 2. 指定工場の工員数で、フロント（整備士有資格者含む）を工員数に含めてもよいか。

A 2.

当該事業場の職務規程等において、フロントマンが受入点検、日常点検等を実施することが定められており、かつ、実際に同業務を行うことが明らかな場合には、工員と認めて差し支えないが、直接自動車の整備作業に従事しない専従フロントは工員とみなされません。

Q 3. 自動車検査員は何名でも選任できるか。

A 3.

何名でも選任することができます。

ただし、選任されている自動車検査員は検査員研修を受講しなければなりません。

Q 4. 同一敷地内に完成検査場を設置することができない場合は、他の場所に設置することはできるか。

A 4.

作業場は、原則として整備中の自動車が、道路上を移動することがないように配置されていることが求められています。

ただし、完成検査場及び車両置場については、やむをえない場合に限り「検査設備の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない」と規定されています。

なお、有効期間が満了している車両は、市町村の臨時運行許可番号標等の使用により移動することとなります。

Q 5. 保安基準適合証を自動車整備振興会から購入した際に持参する保安基準適合証の授受出納簿の取扱印（工場）は誰の印か。

また、使用が終わった際の印は誰が押印するのか。

A 5.

保安基準適合証の管理は、事業場管理責任者ですので必ず事業場管理責任者が購入後直ちに確認し、押印して保管しておいて下さい。

また、使用終了時においても交付枚数、書損枚数、残冊数等を確認した上で事業場管理責任者が押印して下さい。

Q 6. 自動車検査用機械器具の校正において、不合格となった場合はどのようにすればよいか。

A 6.

すべての完成検査業務はできません。

また、運輸支局に速やかに電話等により連絡するとともに次の書類を提出して下さい。

- ① 自動車検査用機械器具校正不適合報告書

- ② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（薄いピンク色の用紙）
※再校正の結果適合した場合
① 自動車検査用機械器具校正適合報告書

Q 7. 騒音計の検定日を、他の自動車検査用機械器具の校正時にできるか。

A 7.

騒音計の規定は、計量法により検定の期間は5年となっており、指定検査機関も異なりますのでできません。

なお、音量計は指定自動車整備事業規則第12条の規定にある自動車検査用機械器具のため1年毎に校正が必要となります。

（２）完成検査関係

Q 1. 二輪自動車で前照灯を2個有する場合（両方とも走行用前照灯が点灯するものに限る）、指定整備記録簿にはどのように記載すればよいか。

A 1.

左右それぞれ（1灯づつ）記載して下さい。

なお、測定光度について、左右それぞれ15, 000cd以上必要です。

Q 2. LPG車の気密試験について、気密試験合格前に保安基準適合証は交付できるか。

A 2.

気密試験合格証を参考に保安基準第17条の適合判定を行う場合は、気密試験合格後でなければ、保安基準適合証への証明はできません。

Q 3. 黒煙の測定は全車、検査機器を使用する必要があるか。

A 3.

規制値が25%以下（型式KEー、KFー、KGー等）については、目視による判断が難しいことから全車テスターを用いての測定をしてください。その記録用紙はいずれの場合も指定整備記録簿に貼付しておいて下さい。

また、規制値が50%及び40%以下の車両については、従来どおり目視による検査でも可能ですが目視により判断が出来ない場合は検査機器を用いての判定をして下さい。

なお、オパシ認定車については、すべてオパシメータを用いての測定をしてください。（Q9及び別紙フローチャート等を参照してください。）

Q 4. 特定期日を超えた特定地域のNOx・PM法不適合車について、継続検査と管轄変更入りを同時に行う場合、関係書類が完備していれば先に保安基準適合証を交付することはできるか。

A 4.

完成検査を実施する際に、管轄変更前であれば保安基準不適合の状態なので保安基準適合証の交付はできません。

先に管轄変更入りの手続きをするか、若しくは持ち込み検査を受検して下さい。

Q 5. 同一の自動車を複数の自動車検査員で完成検査を実施する場合の取扱いはどうにしたらよいか。

A 5.

分担して行う作業を適正に実施し、かつ、実施後に個々の自動車検査員の担当した項目が明確にできるよう、予め社内規程（業務処理規程）等に点検・検査作業を行う際の作業区分を定めておくことが必要です。

指定整備記録簿への記載は、実施した自動車検査員の氏名、作業区分及び実施日を記載します。保安基準適合証への証明は、検査の実務に携わった全ての自動車検査員が証明します。

この場合において検査が複数日に渡る場合は、最終的に検査の実務を行った年月日を記載します。

また、証明欄に全ての自動車検査員が記名できない場合は、最終的に検査の実務を行った自動車検査員の署名及び押印に続き外何名と記載し、外の自動車検査員については余白部に署名及び押印をします。

Q 6. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）を紛失した場合は登録部門の不審案件の決裁文書により処理されるが、これをもって保安基準適合証扱いとできるか。

A 6.

登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）でないと保安基準適合証扱いはできません。不審案件処理のため、必ず現車の持ち込み検査が必要になります。

Q 7. 車軸昇降装置付きトレーラのブレーキの完成検査判定及び指定整備記録簿の記載方法はどうすれば良いか。

A 7.

自動車検査証の軸重欄に車軸上昇時の重量、備考欄に車軸下降時の重量が記載されています。車軸を上昇させた状態、強制的に下降させた状態、共にブレーキ判定を行い、指定整備記録簿には軸重、測定制動力及び判定結果をそれぞれ、車軸を下降させた状態を記入欄に、車軸を上昇させた状態を走行テスト欄等に記入する。

Q 8. オパシメータを備えていないが、オパシ認定車の完成検査の際、排出ガス検査判定を黒煙測定器で検査して良いか。

A 8.

オパシメータでなければ排出ガス検査判定ができません。よって、オパシメータを備えていなければ持ち込み検査となります。

Q 9. 電気自動車（排気管を有しない自動車）の完成検査において、排気騒音の取扱い、指定整備記録簿の記載方法はどうにすればよいか。

A 9.

排気騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車は除かれていますので、指定整備記録簿の該当項目の欄には、斜線「/」を記載してください。

電気自動車（排気管を有しない自動車）
指定整備記録簿の記載例

排気騒音	
聴感	テスト
デシベル	

Q 1 0. 駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロック、または、推進軸制動の場合には推進軸がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合していると判断した場合の指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

A 1 0.

ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記載してください。

計	8 9 0 0 N	車両重量 1 0 3 5 kg	8 . 5 9 N/kg
手動	全車輪ロック 1 9 0 0 N		1 . 8 3 N/kg

Q 1 1. 主ブレーキの装着が省略される車両総重量 7 5 0 k g 以下の被牽引自動車や、慣性制動装置を備えた車両総重量 3 . 5 t 以下の被牽引自動車の駐車ブレーキにおいて、走行テストで当該装置を備える全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合していると判断した場合の指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

A 1 1.

指定整備記録簿の「走行テスト等の方法と結果」の欄に、テスト時の状況と結果を記載してください。

(例)

走行テスト等の方法と結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪ロックを確認
--------------	--------------------------------

Q 1 2. 完成検査時の同一性の確認は、なにをもって行えばよいか。

A 1 2.

○行ってよいもの

- ①自動車検査証（紙）の原本
- ②限定自動車検査証の原本
- ③登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の原本
- ④自動車検査証返納証明書の原本
- ⑤今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより電子車検証から読み取った車検証閲覧アプリの画面
- ⑥今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項

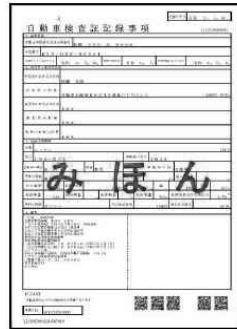
×行ってはならないもの→上の①～⑥以外の書面（以下が行ってはいけないものの例）

- ・自動車検査証（紙）の写し
- ・限定自動車検査証の写し
- ・登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の写し
- ・自動車検査証返納証明書の写し
- ・自動車予備検査証（原本、写し共に）
- ・登録事項等証明書
- ・電子車検証券面記載事項
- ・前回の車検時の自動車検査証記録事項や依頼者が持参した自動車検査証記録事項など、上の⑥以外の自動車検査証記録事項

電子車検証



自動車検査証記録事項



車検証閲覧アプリ



(3) 保安基準適合証等関係

Q 1. 登録番号標を紛失し、かつ、自動車検査証の有効期間が満了している車両に保安基準適合証を交付する場合はどのようにすればよいか。

A 1.

支局等まで臨時運行許可番号標等で現車を持ち込むなどにより、新たに登録番号標の交付を受け封印を済ませたあと、事業場で保安基準適合証に証明を行い交付して下さい。

Q 2. 保安基準適合証および保安基準適合標章を書損した場合はどのように処理すればよいか。

A 2.

記載面（標章は表裏とも）を朱抹し保安基準適合証綴りに保管し、保安基準適合証等交付台帳に書損理由を記載して下さい。

Q 3. O A 機器の導入に伴い、保安基準適合証を作成するため綴りより切り離してよいか。

A 3.

電算処理を行う場合は保安基準適合証を切り離しても構いません。
保安基準適合証綴りの使用が終了した時点で、確実に編綴し 50 枚あるか確認のうえ保存して下さい。

Q 4. 保安基準適合証の有効期間前に自賠責保険の期間が終了するとき「最終の検査申請日」の記載がない保安基準適合証は交付できるか。

A 4.

自賠責保険の期間と保安基準適合証の有効期間の最終日に更新されるべき自動車検査証有効期間の全部と重複しないときは、保安基準適合証の交付はできません。
ただし、保安基準適合証の有効期間内であって自賠責保険期間の終了日を最終の検査申請日として、明りょうに記載することを条件に特例措置として保安基準適合証の交付が可能となります。

Q 5. 「最終の検査申請日」を経過した場合、保安基準適合証の有効期間内（検査を行った日から 15 日間）であれば継続検査申請はできるか。

A 5.

継続検査申請はできます。
ただし、このとき保険期間を 1 ヶ月分追加契約した自賠責保険証明書の原本を検査申請窓口提示しなければなりません。
この場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章の訂正は不要です。

Q 6. 保安基準適合証交付後、事故等で廃車することとなり、有効期間の更新手続きを行わなかった場合、どのように処理すればよいか。

A 6.

保安基準適合証は書損扱いとせずに「事故により有効期間切れ」等の処理をし、保安基準適合証綴りに編綴しておいて下さい。なお、保安基準適合証等交付台帳の備考欄等にその旨を記載しておいて下さい。

Q 7. 保安基準適合証綴（５０枚）を紛失（盗難等）した場合の処理はどのようにすればよいか。

A 7.

紛失（盗難等）の事実が判明した場合は、警察に届出（盗難届、紛失物届）後、運輸支局に連絡し、運輸支局に書面で報告して下さい。

なお、このような場合は不正使用を防止するため運輸局より全国に連絡をしています。

Q 8. 保安基準適合証等への車台番号記載（入力）要領について。（紙・電子ともに同じ。）

A 8.

自動車検査証のとおり記載して下さい。

従来、保安基準適合証等への車台番号の記載（入力）については、現車のとおり記載または入力するようお願いしておりましたが、車台番号が職権打刻の場合は、漢字を除いた数字部分のみ、また、－（ハイホン）の有り無しについては**自動車検査証のとおり**記載または入力していただくこととしました。

自動車検査証	福〔９１〕１２３４福	適合証	９１１２３４
自動車検査証	国（０１）５６１２３４	適合証	０１５６１２３４
自動車検査証	ＡＢ－０００１２３４	適合証	ＡＢ－０００１２３４
自動車検査証	ＡＢ０５６１２３４	適合証	ＡＢ０５６１２３４

Q 9. 保安基準適合証等の使用者欄の記載（入力）について。（紙・電子ともに同じ。）

A 9.

自動車検査証のとおりに記載または入力して下さい。（使用者名、使用者住所ともに。）

使用者名については、(株)や(有)など**省略せず**、自動車検査証のとおり**株式会社**や**有限会社**と記載（入力）して下さい。

住所については、市、郡からではなく、自動車検査証のとおり**県名から全て**記載（入力）して下さい。

なお、電子保安基準適合証の場合、第３水準・第４水準の漢字が含まれる氏名等は、システムへ登録できませんので、常用漢字、ひらがな、カタカナに置き換えて入力してください。

Q 10. 市町村合併で住居表示が変更となり、自動車検査証の使用者の住所と異なる場合に保安基準適合証の住所記載はどのようにしたら良いか。

A 10.

自動車検査証のとおりに記載（入力）して下さい。

Q 11. 整備命令の交付を受けている車両について、車検整備後保安基準適合証の交付ができるか。

A 11.

保安基準に適合すれば交付は可能ですが、整備命令書の整備すべき事項等の適合確認が完了しないと自動車検査証有効期間の更新はできません。現車提示が必要な場合もありますので、運輸支

局整備部門へ問合せ下さい。

Q 1 2. 官公庁などが使用する手数料が免除される車両に対しOSSにより保安基準適合証を交付するにはどのようにしたら良いか。

A 1 2.

官職証明書もしくは職責証明書による電子署名が付与された電子委任状が必要となります。
詳しくは自動車保有関係手続のワンストップサービスポータルサイトをご参照下さい。

＜<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/tetsuduki/kouyousha/index.html>＞

この電子委任状が無いと手数料免除によるOSSでの手続きを行うことができません。

Q 1 3. 特定記録等事務代行制度とは何ですか？

A 1 3.

特定記録等事務代行制度とは、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務等を国土交通大臣が一定の要件を備えるものに委託する制度になります。

この制度を利用すれば、今まで各種申請の際は必ず運輸支局や検査登録事務所に来訪する必要がありましたところ、一部申請（OSSによる継続検査）で、運輸支局や検査登録事務所に来訪不要となり、オンラインで申請が完結するといったものです。

指定整備事業者がこの制度を利用するために、まずは運輸支局に委託を受けるための申請が必要になります。

申請はオンラインで記録事務代行ポータルサイトより行っていただく必要があります。

特定記録等事務代行制度については、以下の記録事務代行ポータルサイトをご参照下さい。

＜ <https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/> ＞

Q 1 4. 保安基準適合証交付時の記載内容等の確認は、なにをもって行えばよいのか。

A 1 4.

○行ってよいもの

- ①自動車検査証（紙）の原本
- ②限定自動車検査証の原本
- ③登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の原本
- ④自動車検査証返納証明書の原本
- ⑤今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより電子車検証から読み取った車検証閲覧アプリの画面
- ⑥今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項

×行ってはならないもの→上の①～⑥以外の書面（以下が行ってはいけないものの例）

- ・自動車検査証（紙）の写し
- ・限定自動車検査証の写し
- ・登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の写し
- ・自動車検査証返納証明書の写し
- ・自動車予備検査証（原本、写し共に）
- ・登録事項等証明書
- ・電子車検証券面記載事項
- ・前回の車検時の自動車検査証記録事項や依頼者が持参した自動車検査証記録事項など、

上の⑥以外の自動車検査証記録事項

電子車検証



自動車検査証記録事項



車検証閲覧アプリ



2. 研修関係

Q 1. 自動車検査員研修の受講対象者は誰か。

A 1.

選任自動車検査員及び自動車検査員有資格者で受講を希望する者です。

Q 2. 選任自動車検査員が研修を受講しなかった場合どうなるのか。

A 2.

正当な理由がなく欠席した場合は、行政処分の対象となります。

Q 3. 選任された自動車検査員で整備主任者としても選任されている場合、自動車検査員研修及び整備主任者研修の両方を受講しなければならないか。

A 3.

検査員研修は必ず受講して下さい。

整備主任者研修の法令研修は、自動車検査員研修を受講すれば整備主任者研修（法令）を受講したものとみなされますが、技術研修は受講して下さい。

技術研修については当該事業場において1名以上が受講していれば受講しなくてもよいこととなっています。この場合、事業場内教育を行うこととなります。

3. 整備関係

Q 1. 小型四輪の認証で小型四輪の貨物車であって最大積載量が3トンの車両の整備ができるか。

A 1.

小型貨物自動車（4ナンバー）であれば最大積載量が3,000kgであっても整備できます。（従来は「新型自動車の審査基準」により小型貨物自動車の最大積載量は2,000kg以下となっていました。）また、5ナンバーの12人乗りも可能です。

Q 2. 検査対象軽自動車について

- (1) 軽貨物自動車運送事業の自動車の点検時期は「別表 3」か「別表 6」か。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
- (2) 検査対象軽自動車のレンタカーは点検基準のどの表の適用となるのか。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
- (3) 軽自動車の福祉タクシーの点検時期は「別表 3」か「別表 6」か。

A 2.

- (1) 軽貨物自動車運送業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。従って点検時期等は「別表 6」となり、点検整備記録簿の様式も自家用乗用等の点検整備記録簿となります。
- (2) 「別表 5」により行い、点検整備記録簿の様式は貨物用の点検整備記録簿を使用します。
- (3) 軽自動車の福祉タクシーは「別表 3」により行います。

Q 3. 登録番号「00」「99」「88」で有効期間が2年のもので点検が6ヶ月となっているのはなぜか。

A 3.

自動車点検基準第2条第1項第2号により大型特殊自動車（8トン未満）、特種用途自動車（8トン未満）は、別表第5（自家用貨物自動車等の点検基準）により実施するようになっており有効期間とは関係ありません。

Q 4. ブレーキ・ドラムを取り外して点検だけを行う行為は、自動車特定整備の定義に抵触しないのではないか。

A 4.

「点検」とは、自動車の構造又は、装置の機能が正常であるかどうかを確認することであり、「整備」とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他自動車の構造又は、装置の機能を正常に保ち、又は正常に復するための行為をいいます。
従って、ブレーキ・ドラムを取り外した後にドラムを再度「組み付ける」という作業は、機能回復又は機能を正常に保つという「特定整備」に該当することとなります。

Q 5. マイクロバスを改造したキャンピング車は、普通（小）の認証で整備ができるか。

A 5.

乗車定員が10人以下、車両総重量8トン未満であれば整備できます。
なお、その場合でも屋内作業場に入庫できリフトアップが可能な場合に限られます。

Q 6. 4トン車を改造し車両総重量が8トン以上の車両は、普通(中)の認証で整備ができるか。

A 6.

車両総重量が8トン以上、最大積載量が5トン以上、乗車定員が30人以上の車両は、普通（大）の認証が必要であり整備をすることはできません。

Q 7. ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要か。

A 7.

必要です。
ただし、ユーザーが不要とした場合は当該見積書を工場に保存しておいて下さい。

Q 8. 概算見積書（工場控）の保存期間はどのくらいか。

A 8.

特に規定はありませんが、ユーザーとのトラブル防止の観点から次回の継続検査までは保存しておいた方がよいでしょう。

Q 9. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）と諸元に変更がある新規検査で不合格になった場合は、限定自動車検査証の交付が受けられますか。

A 9.

限定自動車検査証の交付は受けられませんので、最初から受けなおすこととなります。なお、限定自動車検査証の交付が受けられない車両は以下のとおりです。

- ・新車の新規検査及び予備検査
- ・登録識別情報通知書（旧：抹消登録証明書）の車両諸元に変更がある新規検査及び予備検査
- ・構造等変更検査

Q 10. 特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。

A 10.

特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造をいいます。

「電子制御装置整備」の内容

- ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
- ② 衝突被害軽減制動制御装置（いわゆる「衝突被害軽減ブレーキ」）、自動命令型操舵機能（いわゆる「レーンキープ」）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外して行う整備・改造
- ③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】

その他、特定整備制度については、以下の国土交通省ホームページをご参照下さい。

（電子制御装置整備の対象車両の見分け方、整備用スキャンツールの情報、特定整備記録簿の書き方の例、など）

< https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html >

Q 11. 整備主任者が行うべき業務とは何ですか。

A 11.

道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号の整備主任者が行う統括管理は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備主任者制度等の取扱いについて」（平成10年11月19日付け、自技第232号、自整第177号）により、特定整備に関する保安基準適合義務及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理するために行う次の業務が例示されております。

- （1） 特定整備後のできばえ確認業務
道路運送車両法施行規則第3条（特定整備の定義）に規定する特定整備を行う場合、整備内容の実施状況、保安基準適合性の確認作業
- （2） 特定整備の作業管理に関する業務
作業指示、作業割当て、部品調達、作業の進展状況の把握等
- （3） 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務
特定整備を行ったときの特定整備記録簿への確実な記載と依頼者（使用者）への写しの交付、2年間の保存がなされていることの管理作業

4. 検査申請（窓口）手続き関係

Q 1. 職権打刻された車台番号のOCRシートへの記載はどのようにすればよいか。

A 1.

（例） 自動車検査証 福〔91〕1234福 又は 国（01）561234
現 車 示1234示（打刻） 又は 国561234（プレートH21.7から）
OCRシートの車台番号欄への記載は、1234（数字のみ）を記載して下さい。

5. 検査関係

Q&A について

Q1：運転席と助手席の窓ガラス部にカーテンを取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 7－54 窓ガラス貼付物 等

窓ガラス貼付物等の規程では、定められたもの以外のものが装着され、はり付けられ、塗装され、または刻印されてはならないとされています。

装着とは、窓ガラスに一部または全部が接触または密着している状態を含みます。

よってカーテンが窓ガラスに装着されていると判断された場合は、不適合となります。

Q2：テールレンズユニットを社外品に交換、方向指示器点灯時に光が制動灯器部分に漏れ、赤色に点滅してしまう

A：審査事務規程 7－81 尾灯、7－88 制動灯
7－90 後退灯、7－91 方向指示器 等

テールレンズに仕切りが無いものや灯火の光が他の灯火に光漏れするもので、灯色の基準に接触するものについては不適合となります。

また、平成18年1月1日以降製作車については、灯火器の視認要件が適用されるため、社外品のテールレンズユニットに変えてある場合、視認要件にも注意する必要があります。

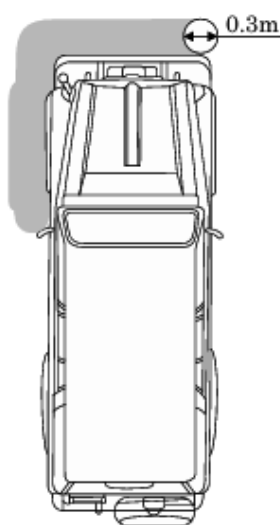
Q3：自動車の前方左側に備えている補助ミラーを取り外したのですが？

A：審査事務規程 7－107 直前及び側方の視界 等

自動車の前方左側に備えてある補助ミラーについては、従来大型貨物車及び乗車定員11人以上のバスに適用されていた基準でしたが、平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を含む）及び、平成19年1月1日以降に製作された小型自動車、軽自動車及び普通自動車にも適用範囲が広がられることになりました。

よって基準が適用される自動車については、直前及び側方の視界の基準を満足する必要があります。

例えば下図のような7人乗りの乗用自動車の場合、高さ1m直径30cmの円柱を、当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面との間に設置し、かつ当該自動車に接している状態において、運転者が直接または後写鏡等により円柱の一部が目視確認出来なくてはならないとされており、直前直左鏡等を取り外した結果、円柱の一部が目視確認出来ない場合には不適合となります。



Q4：二輪車のマフラーを社外品に交換しているのですが？

A：審査事務規程 7－56 騒音防止装置、7－57 排出ガス等発散防止装置、
7－58 排気管からの排出ガス発散防止性能、
7－59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 等

平成11年排出ガス規制等の排出ガス規制が適用される二輪自動車には、排出ガス発散防止装置が消音器内に内蔵されているものがあり、その場合は排出ガス試験成績表の提示が必要となります。

また平成22年4月以降の製作車については、加速騒音規制対象車両になりますので、加速騒音規制対応のプレート又は騒音試験成績表がないもの等については、審査保留又は不適合となる場合があります。

Q5：車検対応と表示されたフォグランプを取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 7－70 前部霧灯 等

フォグランプは点灯している場合に番号灯が消灯できない構造である他、光度や取付位置なども基準に適合させる必要があります。

また、車両の製作年によっては点灯操作状況を運転者に表示する装置を備えることが必要となります。

「車検対応」と表示されてあるものが見受けられますが、あくまで車両に取り付けた状態での判断になりますので注意が必要です。

Q6：トラックの荷台を補強するため、荷台を鉄板で溶接張付したのですが？

A：審査事務規程 4－19 自動車検査証記録事項の変更等に関わる
保安基準適合性の審査、
7－4 車両総重量 等

トラックの荷台補強の目的で、荷台に鉄板を取付してある車両については、車検証と現車の重量の差が小型車の場合50キロを超えるもの、普通車の場合100キロを超えるものについては、自動車検査証記録事項の変更手続きが必要となります。

その場合重量等を測定し、新たに最大積載量の算定を行うこととなりますが、その際に最大積載量に変更がある場合には、構造等変更検査となります。

記録事項の変更、構造等変更検査については、ナンバーを管轄する事務所での
手続きとなりますのでご注意ください。

Q7：社外のヘッドライトに交換したのですが？

A：審査事務規程 7－65 走行用前照灯、
7－66 すれ違い用前照灯 等

ヘッドライトを交換した場合、光軸、光量の基準に適合している他、ヘッドライトの色及び配光にも注意する必要があります。

車検対応として販売されているものであっても、ライトの色や配光で不適合になるケースが多く発生していますので注意が必要です。

あくまでも車両に装着した状態での判断になります。

V 参考資料

1. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表

点検区分等 対象車種			定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考（主な車種等）		
			3ヶ月 （別表3）	3ヶ月 （別表4）	6ヶ月 （別表5）	6ヶ月 （別表5の2）	1年 （別表6）	1年 （別表7）	初回	2回目以降			
運送事業用	乗用	軽自動車					●		2年	←	貨物軽運送事業者（マイカー型）		
	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー		
		軽	○						2年	←	福祉タクシー		
	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）		
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←			
		GVW8トン未満	○						2年	1年			
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年			
		軽自動車					●		2年	←			
		二輪						●	3年	2年			
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩		
定員11名以上		○						1年	←	霊柩車バス形状			
軽自動車						●		2年	←	霊柩			
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック（三輪を含む）		
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←			
		GVW8トン未満	○						2年	1年			
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年			
		軽自動車			○				2年	←			
	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス		
	幼児専用車（定員10人以下）		○						1年	←	園児送迎車（定員は大人換算）		
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	マイカー型		
		軽自動車			○				2年	←			
		三輪	○						2年	1年			
	二輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）		
		検査対象外軽自動車				○			無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）		
	特種	貨物	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車	
			GVW8トン以上	○						1年	←		
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
			GVW8トン未満	○						2年	1年		
			GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
	大特	貨物	軽自動車			○				2年	←	タンク車、冷蔵冷凍車	
			GVW8トン以上	○						2年	1年		
			GVW8トン未満	○						2年	1年		
			GVW8トン以上	○						1年	←		
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
	大特	貨物	GVW8トン未満	○						2年	1年	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ	
			GVW8トン未満	○						2年	1年		
			GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
検査対象外軽自動車			○						無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車		
家用自動車			貨物	GVW8トン以上	○						1年		←
	GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←			
	GVW8トン未満				○				2年	1年			
	GVW8トン未満トレーラ				○				2年	1年			
	軽自動車						●		2年	←			
	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス		
	幼児専用車（定員10人以下）				○				1年	←	園児送迎車（定員は大人換算）		
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）		
		軽自動車					●		3年	2年			
		三輪			○				2年	←			
	二輪	小型						●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）		
		検査対象外軽自動車						●	無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）		
	特種※☆	貨物	普通・小型	○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車	
			GVW8トン以上	○						1年	←		
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
			GVW8トン未満			○				2年	1年		
			GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年		
		大特※	貨物	軽自動車					●		2年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
				GVW8トン以上	○						2年	←	
				GVW8トン未満			○				2年	←	
				GVW8トン以上	○						1年	←	
				GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
	大特※	貨物	GVW8トン未満			○				2年	1年	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ	
			GVW8トン未満			○				2年	1年		
			GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年		
検査対象外軽自動車					○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車		

（注）1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

2. GVW：車両総重量

※印 積載量が指定されていて物を運搬することが目的とされる為に、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

☆印 ただし、次の形状の特種自動車は最大積載量が500kg以下でも2回目の有効期間は1年となる。（用途区分通達4-1-3（1）の自動車）
・タンク自動車、ポートトレーラ、現金輸送車、販売車等特殊な物品を運搬するための特殊な物品積載装置を有する自動車

2. 定期点検項目数・走行距離項目数一覧

別 表	車 種	点検 時期	点検 項目数	走行距離 加味項目数	加味走行距離数
別表3	①事業用 (貨物、乗合、乗用、特種)	3か月	51	16	直近3か月間で2,000km以下
	②自家用 (車両総重量8t以上の貨物及び特種、大型特殊、乗合)	12か月	101	16	
	③レンタカー(貨物、乗合、特種、大型特殊)				
別表4	被牽引自動車(トレーラ)	3か月	23	6	直近3か月間で2,000km以下
		12か月	36	6	
別表5	①自家用 (車両総重量8t未満の貨物及び特種、大型特殊) ②レンタカー(軽貨物、乗用、軽乗用)	6か月	24	5	直近6か月間で4,000km以下
		12か月	86	7	
別表 5の2	レンタカー(二輪)	6か月	35	11	直近6か月間で1,500km以下
		12か月	54	11	
別表6	①事業用(軽貨物)	1年	29	11	直近12か月間で5,000km以下
	②自家用(軽貨物、乗用、軽乗用)	2年	60	18	
別表7	二輪自動車	1年	35	11	直近12か月間で1,500km以下
		2年	54	11	

対 象 車 種			新車として登録した日から定期点検の間隔及び検査証の有効期間													
事業用 自動車	旅客自動車		③	③	③	12検	③	③	③	12検	③	③	③	12検	③	③
	貨物自動車	車両総重量8t以上	③	③	③	12検	③	③	③	12検	③	③	③	12検	③	③
		車両総重量8t未満	③	③	③	12	③	③	③	12検	③	③	③	12検	③	③
	軽 自 動 車		12				24検				12					
	二 輪 車(250cc超)		12				12				24検					
自家用 自動車	定員 11 名 以 上		③	③	③	12検	③	③	③	12検	③	③	③	12検	③	③
	乗用自動車	普通自動車、小型自動車、軽自動車	12				12				24検					
		貨物自動車	車両総重量8t以上	③	③	③	12検	③	③	③	12検	③	③	③	12検	③
	車両総重量8t未満		6		12		6		12検		6		12検		6	
	軽自動車		12				24検				12					
	二 輪 車(250cc超)		12				12				24検					
レンタ カー	乗用車・二輪車		6		12		6		12検		6		12検		6	
	貨物(車両総重量8t未満)		③	③	③	12	③	③	③	12検	③	③	③	12検	③	③
二 輪 車(250cc以下)			12				24				12					

③ ⑥ 12 24 : 3ヵ月点検、6ヵ月点検、12ヵ月点検 検 : 検査

3. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表

令和7年10月1日 施行

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D 損保	楽天損害保険株式会社	楽天
アクサ損害保険株式会社	アクサ	旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日
アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ビー・エイ	ゼネラル	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アドリック損害保険株式会社	アドリック	同上 ○○（都道府県名）本部	J A ○○
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	A ホーム	（○○（都道府県名）共済農業協同組合連合会）	（都道府県名）
A I G 損害保険株式会社	A I G	○○○農業協同組合	J A ○○○
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
S B I 損害保険株式会社	S B I	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
共栄火災海上保険株式会社	共栄	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
サ・ニュー・インデニア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	インディア	東北交通共済協同組合	東北交通共済
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	新潟地方交通共済協同組合	新交協
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
セコム損害保険株式会社	セコム	関東交通共済協同組合	関交協
SOMPOダイレクト損害保険株式会社	S O M P O ダイレクト	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
旧 セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	中部交通共済協同組合	中交協
旧 そんぼ24損害保険株式会社	そんぼ24	三重県交通共済協同組合	三交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	近畿交通共済協同組合	近畿共済
損害保険契約者保護機構	保護機構	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
大同火災海上保険株式会社	大同	四国交通共済協同組合	四交協
C h u b b 損害保険株式会社	C h u b b	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 エース損害保険株式会社	エース	南九州交通共済協同組合	南九共済
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
東京海上ダイレクト損害保険株式会社	東京海上ダイレクト	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	東北自動車共済協同組合	東北自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	関東自動車共済協同組合	関自共
日新火災海上保険株式会社	日新	中部自動車共済協同組合	中部自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	西自共
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		

4. ディーゼル自動車の排出ガス測定について

オパシメータ測定車・ディーゼル黒煙測定車[継続検査等]

ディーゼル自動車のうち、オパシメータにより測定しなければならない車(排出ガスの光吸収係数規制対象車)については、各研修会において周知を図っているところではありますが、自動車検査証の見方等について、多数の質問が寄せられていることから、改めて確認方法をお知らせいたします。

九州運輸局

1. オパシメータによる測定対象車

・軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、次のいずれかに該当するもの

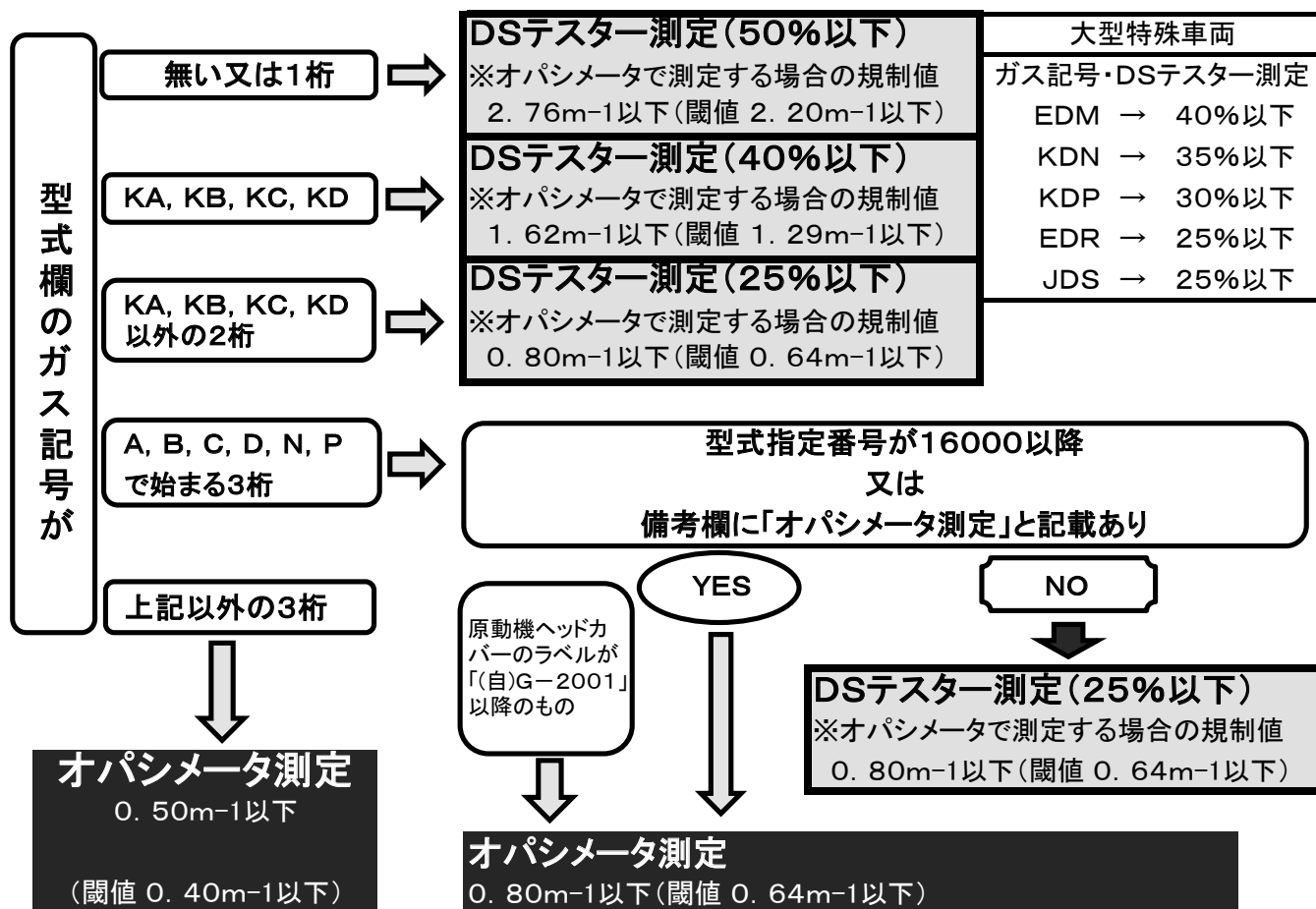
- ①車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車
- ②車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車
- ③原動機のヘッドカバーに装置型式指定番号「(自)G-2001」以降のラベルが貼付けされている自動車
- ④平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車
(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2~7OO・YOO)の自動車)
※排出ガス記号は令和5年4月現在のものです。今後さらに追加されますので注意してください。

2. ディーゼル黒煙測定器(DSテスター)による測定対象車

・上記1. 以外の軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車

ただし、DSテスターで測定する前にオパシメータで測定した値が適用する光吸収係数(規制値)を超えないものはDSテスターによる測定を省略することができます。

自動車検査証の確認方法と測定方法



自動車検査証の記載例

1. 車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
自家用	16603	0008
車体の形状		
バ		
の種類	総排気量又は定格出力	
	2.98 ^{kW} _リ	
重	前後軸重	後前軸重

※構造変更等を行った場合
型式指定番号が備考欄に記載されている
場合がありますので、注意してください。

2. 車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

備考
NOx・PM適合、平成10年騒音96dB、マフラー加 速適用車、オパシメータ測定

※平成17年規制適用のディーゼル車のう
ち、オパシメータ測定対象車の備考欄に記
載されますので、注意してください。

(注)
備考欄への「オパシメータ測定」の記載
は、平成17年規制車のうち、オパシメータ
測定対象車に記載されます。
記載が無い場合は、必ず、型式の頭に付
く排気ガス記号や、型式指定番号等を確認
して判断してください。

3. 平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2~700・YOO)の自動車)

車名	
いすゞ	
車台番号	
FSR90-	
型式	原
2PG-FSR90S2	4HK1
乗車定員	最大積載量
2人	5480 ^{kg}

※型式の頭に付く、3桁のガス記号

3桁の頭の文字を確認してください

平成21年以降の規制車について
は、車検証の備考欄に「オパシメータ
測定」の記載がない場合があります。
記載がない場合は、必ず、型式の
頭に付く排気ガス記号や型式指定
番号等を確認して判断してくださ
い。

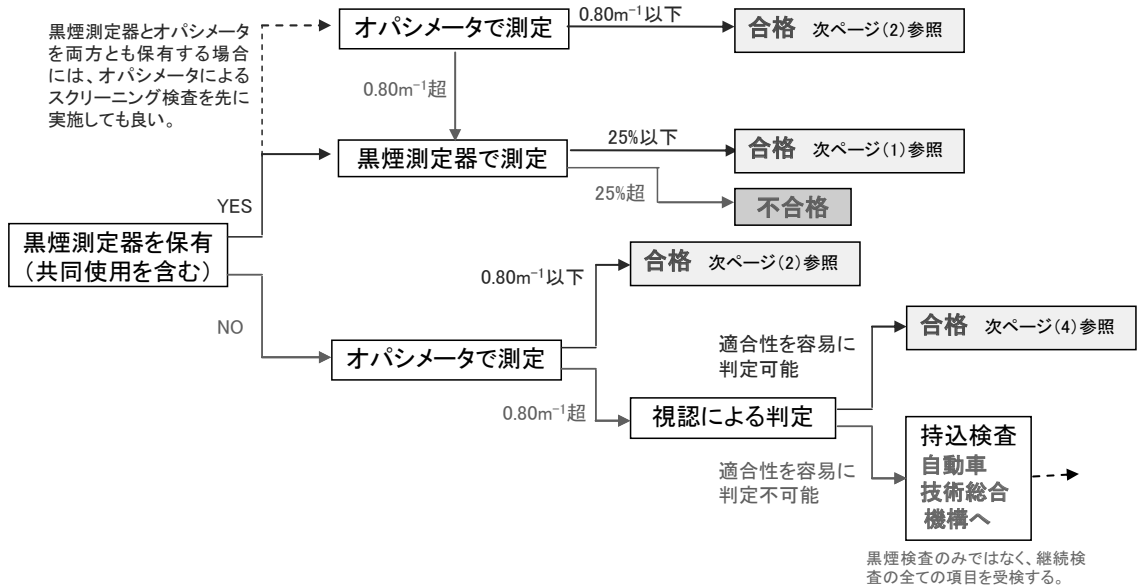
検査の方法（黒煙測定車の検査の方法・・・黒煙測定器のほか、オパシメータによる検査も可能です。）

黒煙測定車の検査のフローチャート

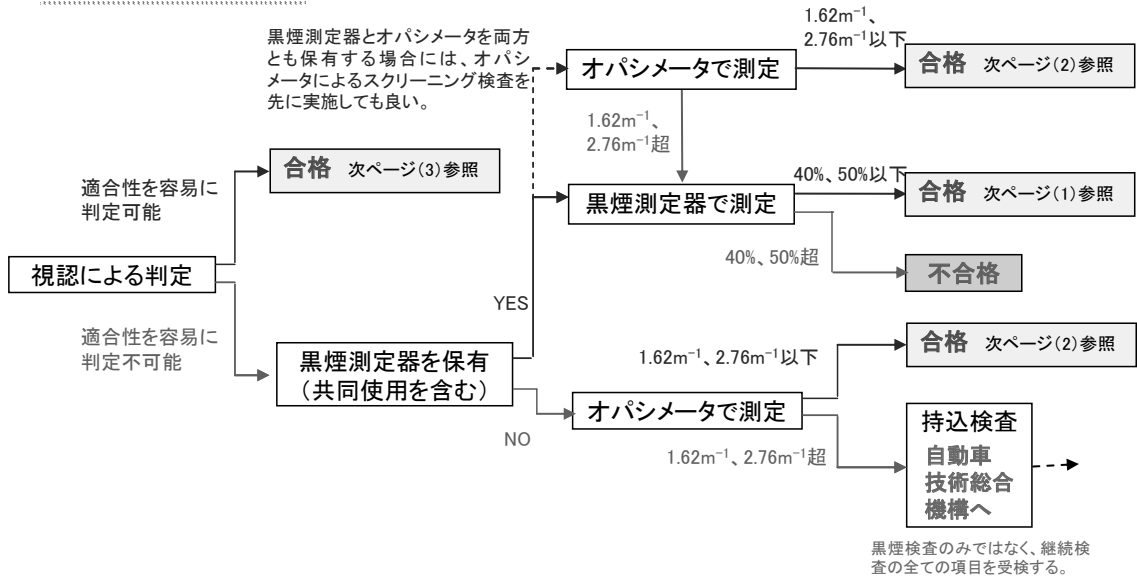
黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査しますが、オパシメータにより検査することも認められています（スクリーニング検査※）。規制値に応じ、それぞれ以下のフローチャートをご参照ください。また、それぞれの場合における指定整備記録簿の記載例は、次ページをご覧ください。

黒煙25%規制車

- 黒煙25%規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきました。
- このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とします。



黒煙40%、50%規制車



※ スクリーニング検査：黒煙測定車をオパシメータを使用して検査すること。その際の判定値を「スクリーニング値」といいます。スクリーニング値は、黒煙の規制値に応じ下表の通りです。（例えば、黒煙 25%規制車は光吸収係数が 0.80m^{-1} 以下であれば基準適合となります。）

黒煙規制値		スクリーニング値
黒煙 25%	⇒	光吸収係数 0.80m^{-1}
黒煙 30%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.01m^{-1}
黒煙 35%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.27m^{-1}
黒煙 40%	⇒	光吸収係数 1.62m^{-1}
黒煙 50%	⇒	光吸収係数 2.76m^{-1}

指定整備記録簿の記載例

自動車の種類、使用した検査機器により、指定整備記録簿の記載の方法が異なります。

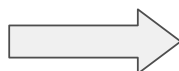
◆ 黒煙測定車の検査について

(1) 黒煙測定器を用いて判断した場合



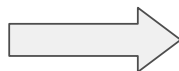
黒煙・粒子状物質
視認・ テスト
20 % m⁻¹

(2) オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ テスト
0.75 % m⁻¹

(3) 最初から視認により判断した場合
(40%、50%規制車に限る。)



黒煙・粒子状物質
視認 ・テスト
適 % m⁻¹

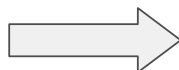
(4) オパシメータを用いた測定において
スクリーニング値を超え、視認により
判断した場合（25%規制車に限る。）
別途、備考欄にオパシメータによる
測定値[m⁻¹]を明確に記載する。



黒煙・粒子状物質
視認 ・テスト
適 % m⁻¹

◆ オパシメータ測定車の検査について

(5) オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質
視認・ テスト
0.75 % m⁻¹

5. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表

No	構 造	保 安 基 準		参 考
①	最低地上高	第 3 条	最低地上高	・「最低地上高 9 cm以上」等
②	最大安定 傾斜角度	第 5 条	安定性	・規定角度傾斜で転覆しないこと
③	最小回転半径	第 6 条	最小回転半径	・最外側のわだちについて 1 2 m以下

No	装 置	保 安 基 準		参 考
①	原動機及び 動力伝達装置	第 8 条	原動機及び 動力伝達装置	・エンジンオイル、冷却水、クラッチ等 ・速度抑制装置
②	走行装置	第 9 条	走行装置等	・タイヤ、ホイールベアリング、アクスル等
③	操縦装置	第 10 条 第 11 条 第 11 条の 2	操縦装置 かじ取装置 施錠装置	・各種操縦装置の位置及び識別表示等 ・ハンドル、パワーステアリング等 ・ステアリングロックの機能等
④	制動装置	第 12 条 第 13 条	制動装置 けん引自動車の制 動装置等	・ブレーキホース、レバー、慣性ブレーキ等 ・けん引自動車のブレーキ等
⑤	緩衝装置	第 14 条	緩衝装置	・バネ、スタビライザ、ショックアブソーバ等
⑥	燃料装置及び 電気装置	第 15 条 第 16 条 第 17 条 第 17 条の 2	燃料装置 ガス発生炉等 高圧ガスの燃料装 置等 電気装置	・燃料タンク、配管等 ・ガス発生炉、配管等 ・高圧ガスタンク、配管等 ・電気配線等
⑦	車枠及び車体	第 18 条 第 18 条の 2	車わく及び車体巻 込防止装置等	・タイヤの突出、リヤオーバハング、車体表示等 ・貨物車の巻込防止装置、突入防止装置等
⑧	連結装置	第 19 条	連結装置	・けん引自動車及び被けん引自動車の連結装置等

No	装 置	保 安 基 準		参 考
⑨	乗車装置及び 物品積載装置	第 20 条 第 21 条 第 22 条 第 22 条の 2 第 22 条の 3 第 22 条の 4 第 22 条の 5 第 23 条 第 24 条 第 25 条 第 26 条 第 27 条 第 28 条	乗車装置 運転者席 座席 補助座席等 座席ベルト等 頭部後傾抑止装置 等 年少者用補助乗車 装置 通路 立席 乗降口 非常口 物品積載装置 高圧ガス運送装置	・車室、荷室、インストルメントパネル等 ・視野の確保、バスの運転者席仕切棒等 ・座席の大きさ、間げき、強度等 ・補助座席の定員数等 ・ベルトの取付等 ・ヘッドレストの取付等 ・幼児用シートの取付等 ・バスの通路幅等 ・バスの立席等 ・乗降口の安全の確保等 ・貨物車の荷台構造寸法、ダンプ車のベッセル比等 ・高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置等
⑩	前面ガラスその 他の窓ガラス	第 29 条	窓ガラス	・安全ガラスの透過率、損傷等 (可視光線透過率 70% 以上)
⑪	騒音防止装置	第 30 条	騒音防止装置	・マフラーの取付、騒音等
⑫	ばい煙等の発 散防止装置	第 31 条	ばい煙、悪臭のあるガ ス、有害なガス等の発 散防止装置	・触媒、ブローバイガス還元装置、排気管の開口 方向等
⑬	灯火装置及び 反射器	第 32 条 第 33 条 第 33 条の 2 第 34 条 第 34 条の 2 第 35 条 第 35 条の 2 第 36 条 第 37 条 第 37 条の 2 第 37 条の 3 第 37 条の 4 第 38 条 第 38 条の 2 第 39 条 第 39 条の 2 第 40 条 第 42 条	前照灯 前部霧灯 側方照射灯 車幅灯 前部上側端灯 前部反射器 側方灯及び側方反 射器 番号灯 尾灯 後部霧灯 駐車灯 後部上側端灯 後部反射器 大型後部反射器 制動灯 補助制動灯 後退灯 灯色の色等の制限	・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・被けん引自動車の反射器の形、色、反射部面積、 取付位置等 ・作動状況、色、光度、反射器の形、色、反射部 面積、取付位置等 ・作動状況、色等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・形、色、反射部面積、取付位置等 ・個数、色、反射部及び蛍光部面積、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・作動状況、個数、色、光度、取付位置等 ・各種灯火の色等
⑭	警報装置	第 43 条 第 43 条の 2 第 43 条の 3 第 43 条の 4	警音器 非常信号用具 警告反射板 停止表示器材	・音の大きさ、音色等 ・取付、有効期限等 ・備付等 ・備付等
⑮	指示装置	第 41 条 第 41 条の 2 第 41 条の 3	方向指示器 補助方向指示器 非常点滅表示灯	・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等 ・作動状況、色、光度、取付位置等
⑯	視野を確保す る装置	第 44 条 第 45 条	後写鏡等 窓拭器等	・傷、取付位置 ・ブレードの機能、サンバイザー状態等
⑰	走行距離計そ の他の計器	第 46 条	速度計等	・作動状況、取付位置等
⑱	防火装置	第 47 条	消火器	・消火器の性能、取付位置等
⑲	内圧容器及び その附属装置	第 47 条の 2	内圧容器及びその 附属装置	・容器及び附則装置の状態等 (空気ブレーキ・自動ドア等に使用する圧縮ガスの容器)
⑳	自動運行装置	第 48 条	自動運行装置	・自動運行装置の機能、性能等
㉑	その他	第 48 条の 2 第 48 条の 3	運行記録計 速度表示装置	・記録計の性能等 ・表示装置の機能、取付位置等

6. 保安基準適合証の交付の可否等について

検査の種類					適合証の 交付	標章の 交付	限定適合証 の交付 ※5	適合証による現 車提示の省略	
					(可否)	(可否)	(可否)	(可否)	
新規・予備検査	新車				×	×	×	×	
	中古車	構造等が同一 ※1	下 (変更無し) 外	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○
				特種	軽自動車のみ	○	×	○	○
				上記以外		○	×	○	×
		自家用 ↑↓ 事業用	乗車定員11人以上(乗合等)		×	×	×	×	
			乗車定員 11人未満 (上記以外)	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○
				貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○
				特種	軽自動車のみ	○	×	○	○
				上記以外		○	×	○	×
		貸渡 ↑↓ 自家用 事業用	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
			貨物	小型で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
			特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
			乗合のみ	貸渡←→自家用のみ		×	×	○	×
				貸渡←→事業用のみ		×	×	×	×
			上記以外		×	×	○	×	
	構造等に変更 ※2				×	×	×	×	
	継続検査 ※4					○	○	○	○
	構造等変更検査 ※4					×	×	×	×
	臨時検査					×	×	×	×

※3

※1 道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一(自家用、事業用、貸渡の変更を除き)であること。なお、軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書により確認のこと。

※2 構造等が変更されている場合は、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が保安基準に適合する旨の証明をおこなうことはできない。

※3 中古新規検査、予備検査の適合証による現車提示の省略については、道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3の規定により、「乗用車(二輪含む)」、「軽自動車」、「小型貨物で最大積載量1トン以下かつバン型又は三輪バン」については現車提示の省略ができるが、「乗合等(乗車定員11人以上)」、「幼児専用車」、「三輪の小型自動車」、「特種用途の普通自動車・小型自動車」、「大型特殊」は、現車提示の省略はできない。

※4 使用過程車への指定部品取り付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」(平成7年11月・依命通達)により取り扱う。

※5 限定適合証の交付については、道路運送車両法第94条の5の2の規定により、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車について、保安基準に適合しない部分を整備し、検査員が保安基準に適合すると証明した時に交付できる。

7. 【整備工場コード】 お知らせ

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

継続検査申請書 専用3号様式

①業務種別 ②手数料 ③有効期間 ④出張 ⑤処理 ⑥例外 ⑦制限解除 ⑧NOx-PM ⑨証明指示

⑩自動車登録番号 ⑪車台番号 (記入例) AB3-1234567 ⑫整備工場コード

運輸支局コード 認証番号

⑬走行距離計表示値 ⑭運輸支局長 殿

- (注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
- (注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き

- ①新規検査(中古)
- ②予備検査(中古)
- ③継続検査



国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

新規検査 変更登録 更正登録 予備検査 自動車予備検査証記入 所有者変更記録 申請書 第1号様式

①業務種別 ②手数料 ③有効期間 ④出張 ⑤処理 ⑥例外 ⑦制限解除 ⑧NOx-PM ⑨証明指示

⑩自動車登録番号 ⑪車台番号 (記入例) AB3-1234567 ⑫整備工場コード

運輸支局コード 認証番号

⑬走行距離計表示値 ⑭運輸支局長 殿

- (注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
- (注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き

- ①新規検査(中古)
- ②予備検査(中古)
- ③継続検査



国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

8. 重量税額照会システムのお知らせ

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

google、yahoo、等で次回自動車重量税額照会サービスと検索
又は、URL「 <https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/> 」にアクセス。

**国土交通省**
次回自動車重量税額照会サービス

1 初めの方

よくあるご質問

利用規約

ご利用上の注意

プライバシーポリシー

セキュリティ

お問い合わせ先

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス
次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■ お知らせ

2021/03/19 令和3年度税制改正対応時期について

【重要】2020/08/12 9月16日（水）メンテナンス作業のお知らせ

【重要】2019/07/18 9月30日（月）メンテナンス作業のお知らせ

2019/04/01 平成31年度税制改正対応のお知らせ

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

2 照会画面へ

**国土交通省**
次回自動車重量税額照会サービス

初めての方

> ホーム > 次回

3 ③ 車台番号を入力します。（アルファベットは大文字で入力をお願いいたします）
④ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。
⑤ 「照会」をクリック。

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号（必須）

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

③ ③ 車台番号が英数字のみの場合

（半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド）

○ 車台番号に漢字が含まれる場合

（選択） [] （半角数字）

2. 検査予定日（運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日）（任意）

④ ④ yyyy/mm/dd カレンダー

5 5 照会

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力 > 次回自動車重量税額照会結果

自動車重量税額の照会結果を示します。

車台番号（全桁）	⑥	ABC-12345
検査予定日	⑦	2021/06/30
有効期間年数		2年

- ・車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- ・検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。
- ・検査予定日に未入力と記載された場合は、車検証の有効期間満了日または照会日を検査予定日として算出しています。

自動車重量税額（円）	⑧	15,000
------------	---	--------

- ⑥車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- ⑦検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。
- ⑧重量税額が表示されます。

戻る

ご利用について

- ・軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- ・土日祝日を含め、1:00～23:00の時間帯でご利用可能です。（年末年始、メンテナンス時除く）
- ・当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- ・当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



国土交通省
九州運輸局

9. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて

1. 自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第67条第1項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第7条第2項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の3各号（第3号から第5号まで、第16号、第20号、第21号を除く。）に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第35条の3第8号（長さ、幅及び高さ）、第14号の2（けん引自動車にあっては、けん引重量）、第17号（最大積載量に限る。）、第18号（車両重量及び車両総重量）及び第19号（空車状態における軸重）に係るものについては、以下により行うものとする。

（1）用語

1. に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付け方法のものをいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（以下「指定部品」という。）をいう。
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

主な指定部品の例

機能的部品	アクセサリ的部品
身体障害者用操作装置	ルーフ・ラック、キャリア
エア・バッグ	エア・スポイラ、エア・ダム
けん引用トレーラーヒッチ	グリル・ガード、ドア・プロテクタ
ショックアブソーバ	オーディオ類、ナビゲーションシステム
マフラー、排気管	アンテナ、ラダー、トウバー 等
タイヤ、タイヤ・ホイール 等	

- (2) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第1項第8号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第1項第8号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項 目	範 囲
長さ	± 3 c m
幅	± 2 c m
高さ	± 4 c m

- (3) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第1項第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第1項第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

種 別	範 囲
検査対象外軽自動車、小型自動車	± 5 0 k g
普通自動車、大型特殊自動車	± 1 0 0 k g

『電子制御装置整備』、『OBD点検』、『OBD検査』、『OBD確認』、違いは？

10. 『電子制御装置整備』、『OBD点検』、『OBD検査』、『OBD確認』、違いは？

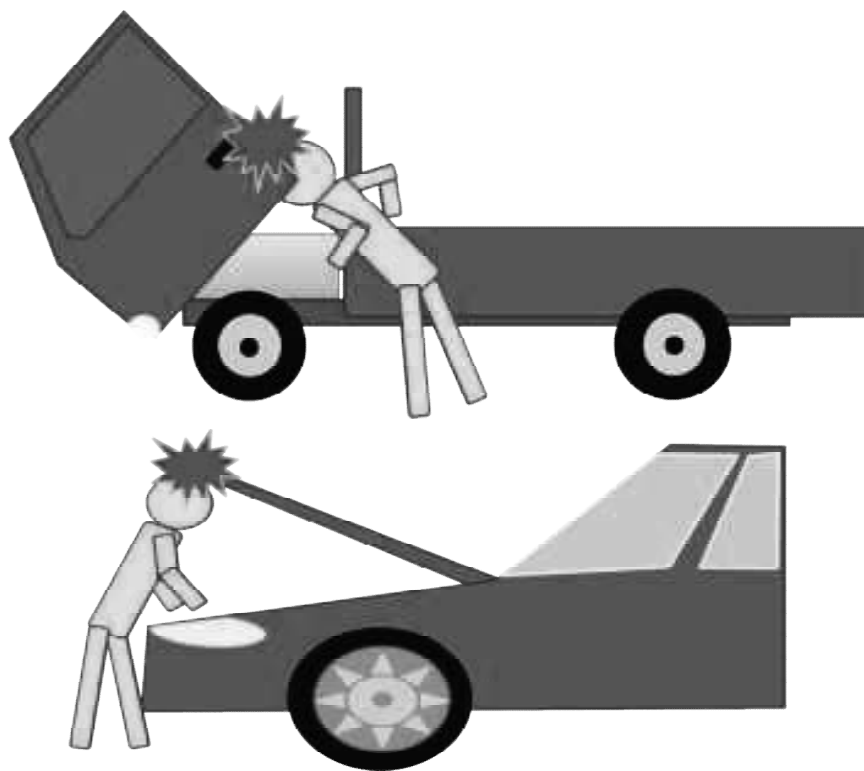
電子制御装置整備		OBD点検		OBD検査		OBD確認
特定整備	定期点検		制度		検査(車検)	任意(実施義務なし)
令和2年4月1日	令和3年10月1日		開始時期		令和6年10月1日 ※輸入車は令和7年10月1日	OBD検査が必要な自動車に対し、次の目的で実施
対象装置を備える車両全て(大特、被けん引車、二輪を除く)	対象装置を備える車両全て(大特、被けん引車、二輪を除く)		対象自動車		令和3年10月1日以降の新型車 ※輸入車は令和4年10月1日以降の新型車	1. 完成検査時以外の適否の確認 2. 持込検査での省略
保安基準に規定されている ・衝突被害軽減制動制御装置 ・自動命令型操舵機能 ・自動運行装置の ●センサー(前方のカメラ、レーダー、レーザー等) ●ECU ●センサーの取り付けられている車体前部(バンパ、グリル、窓ガラス)※1 ※1 直接センサーと接していないとも、センサーの検知に影響を及ぼすものを含む	下記の識別表示(警告灯) ・原動機、制動装置、ABS、エアバッグ  ・衝突被害軽減制動制御装置※2 ・自動命令型操舵機能※2 ・自動運行装置※2 (年式にかかわらず) ※2 保安基準に規定のあるものに限る		対象装置		・運転支援装置 (ABS、ESC、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報装置) ・自動運行装置 ・排ガス関係装置	
適宜	12カ月ごと		実施時期		車検時 指定: 完成検査時 持込: 持込検査時	
対象装置の取り外し、取付位置・取付角度の変更、機能調整には電子制御装置整備の認証が必要	整備用スキャンツールを用いて点検又は識別表示(警告灯)を用いて目視による点検		方法		機構サーバーに接続して合否判定 OBD検査 (自動判定) OBD確認	
認定は不要	認定は不要		スキャンツール		認定を受けた「検査用スキャンツール」	

受検者の皆様へ

トラックのキャビンの落下による事故が発生しています！

【事故事例】

外観検査時、キャビンの固定が不十分なまま原動機型式等を確認しようとした為、頭部にキャビンが落下してきた。



【注意徹底をお願いします】

☞ 原動機型式等の確認時には
キャビンやボンネットの確実な固定！

皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

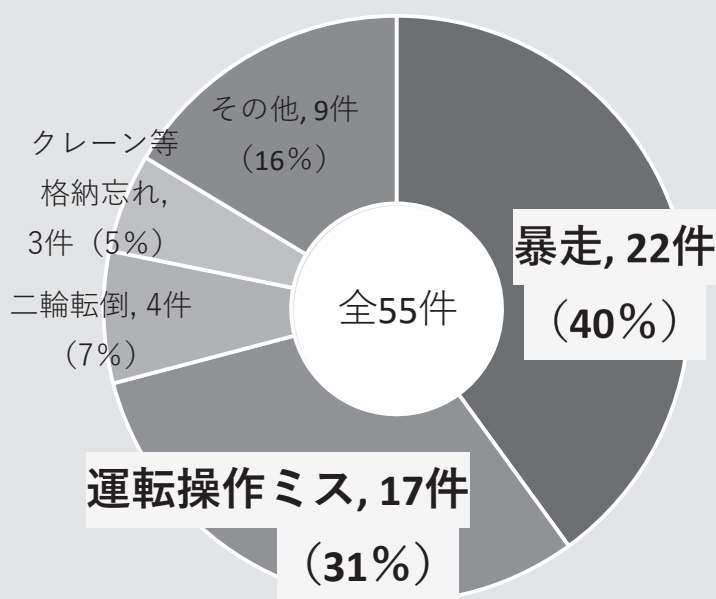
自動車技術総合機構からのお願い

受検者の皆様へ

暴走や**運転操作ミス**による
事故の防止に
ご協力をお願いします！！

令和6年度、車検場検査コース内での「暴走」や「運転操作ミス」など、受検者の方に起因する事故が55件発生しました。

受検者起因事故の原因



「暴走」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

「運転操作ミス」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

特に、「暴走」による事故の被害は甚大※になる傾向があり、破損した検査機器の修理費用をご負担いただくとともに、コース閉鎖した場合は待機受検者の皆様にご迷惑をお掛けすることとなります。 ※ヘッドライトテストの場合1千万円超

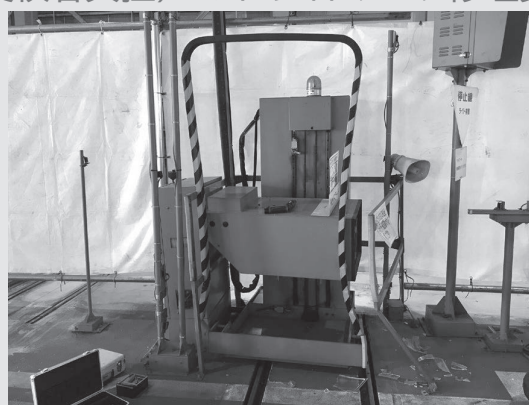
降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！
慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！

< 事故事例 >

スピードメータ検査で停止位置を合わせようとしている際に、ブレーキとアクセルを踏み間違えてバックで暴走し、隣のコースの入り口で待機していた車両に衝突。
(受検者負担) 被害者治療費、車両及びマルチテスト入場信号、センサの修理費用



ブレーキ検査で「×」判定が出たため、職員に再検査を申告しようと降車したが、ギアDレンジ、かつ、駐車ブレーキを作動させなかったため暴走し、ヘッドライトテストに衝突。
(受検者負担) ヘッドライトテスト修理費用



車検場内下回り検査位置で停止する際、ブレーキとアクセルを踏み間違えて30m以上暴走し、駐車車両に衝突。
(受検者負担) 車両修理費用



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

